

果樹共済損害評価現地調査要領

	昭和48年12月21日	48農経B第2554号
一部改正	昭和51年 4月30日	51農経B第 906号
〃	昭和51年 6月15日	51農経B第1361号
〃	昭和52年 8月 2日	52農経B第1772号
全部改正	昭和56年11月16日	56農経B第3769号
一部改正	昭和57年 9月24日	57農経B第2237号
全部改正	昭和61年 2月17日	61農経B第 394号
一部改正	平成 3年 4月30日	3農経B第1144号
〃	平成 6年 1月12日	6農経B第 15号
〃	平成12年 6月 1日	12農経B第1955号
〃	平成15年 6月30日	15経営第1712号
〃	平成16年 3月 4日	15経営第6627号
〃	平成24年 3月29日	23経営第3623号
〃	平成27年 3月 9日	26経営第2993号
〃	平成27年10月 1日	27経営第1596号

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	収穫共済の現地調査	1
第 1 節	損害評価において収穫量とする果実	1
第 2 節	半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式の現地調査	1
第 1	抜取調査の組合等別調査対象樹園地数とその抽出方法	1
第 2	抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法	2
第 3	果実数調査及び着果数調査の方法	6
第 4	果実重の調査方法	13
第 5	見込収穫量の取りまとめ方法	14
第 6	組合等別の見込収穫量修正率の算定	17
第 3 節	半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の現地調査	17
第 1	抜取調査対象樹園地数及び抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法	17
第 2	現地調査方法	18
第 3	見込減収量の取りまとめ方法	21
第 4	組合等別の見込減収量修正率の算定	22
第 4 節	基準収穫量設定指数適用状況調査	23
第 1	調査対象樹園地	23
第 2	調査の時期	23

第 3	調査の方法	23
第 4	基準収穫量設定指数の適用状況の検討	23
第 3 章	樹体共済の現地調査	24
第 1	抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数とその抽出方法	24
第 2	調査樹園地の調査方法	24
第 3	損害の額の取りまとめ方法	25
第 4	組合等別の損害額修正率の算定	26
第 4 章	組合等の行う損害評価の指導基準	26
第 1	組合等の行う半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式に係る着果数調査の指導基準	26
第 2	組合等の行う半相殺方式及び樹園地単位方式に係る検見調査及び実測調査の指導基準	27
第 3	共同利用施設調査の指導基準	28
第 4	組合等の行う樹体共済に係る検見調査の指導基準	29
附 則	(平成27年3月9日26経営第2993号)	30
別表 1	半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式に適用する調整果実の調整係数	31
別表 2	連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数	31
別表 3	収穫共済の共済目的の種類別の調査標本数	32
別表 4	調査標本数に対応する実測調査標本数	34
別表 5	果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度	35
別表 6	果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法	63
別表 7	減収推定尺度	66
別表 8	連合会抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数	68
付 録	特定共済損害評価基準モデル園地設定事業	69
付表 1	半相殺減収総合方式及び樹園地特定危険方式の損害割合別の共済金支払割合	72
付表 2	半相殺特定危険方式及び全相殺方式の損害割合別の共済金支払割合	72
付表 3	樹園地減収総合方式の損害割合別の共済金支払割合	73
付表 4	園地面積別棚区画数早見表	74
付表 5	樹間距離による10 a 当たり植栽本数早見表	76
書 類 様 式		

果樹共済損害評価現地調査要領

第1章 目 的

この要領は、果樹共済損害認定準則及び果樹共済損害評価要綱（以下「損害評価要綱」という。）に基づき、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う損害評価の現地調査及びその取りまとめの方法を定めたものであり、果樹共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第2章 収穫共済の現地調査

第1節 損害評価において収穫量とする果実

損害評価において収穫量とする果実は販売の用に供し得る品位のものとする。ただし、半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式においては共済事故により都道府県が指導する果実の出荷規格及び市場における取引に供し得る規格に該当しないもの（加工向け等以外の用に供し得ない品位となつた生食用品種の果実及び加工規格外品以外の用に供し得ない品位となつた加工向用品種の果実。以下「調整果実」という。）については、別表1「半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式に適用する調整果実の調整係数」に掲げる調整係数（以下「調整係数」という。）により一定の調整を行つて収穫量とする果実とする。

第2節 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式の現地調査

第1 抜取調査の組合等別調査対象樹園地数とその抽出方法

1 組合等別調査対象樹園地の数

（1）連合会が行う抜取調査の組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）別の調査対象樹園地（以下「抜取調査対象樹園地」という。）の数は、収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとに、別表2「連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数」のとおりとする。

なお、別表2は一定目標精度を維持するために必要な全国統一基準として定めたものであるが、樹園地ごとの単位当たりの収穫量変動は、地域条件、肥培管理状況、品種、樹齢、被害状況等により異なるので、収穫量変動の状況に応じて抜取調査対象樹園地の数を増加すること。

（2）連合会は、組合等で悉皆調査又は農家申告収穫量抜取調査の対象となつた樹園地（収穫皆無樹園地を除く。以下「悉皆調査対象樹園地」という。）の被害状況等（地域条件及び樹齢構成等を含む。）により樹園地を2～3階層（例えば、被害甚階層、中階層、軽階層）に区分した場合は、抜取調査対象樹園地の数を階層区分ごとの悉皆調査対象樹園地の数に応じて比例配分して定める。

ただし、各階層ごとの抜取調査対象樹園地の数は3樹園地以上としなければならない。

なお、損害評価要綱第3章第4節第1の2の（1）のアの（ア）において各階層ごとに修正率を算定する場合は、その階層ごとの抜取調査対象樹園地の数は別表2「連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数」のとおりとする。

2 抜取調査対象樹園地の抽出方法

抜取調査対象樹園地の抽出は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、次の任意系統抽出法により行う。

- (1) 連合会は、組合等ごとに階層区分の基準及び各階層ごとの抜取調査対象樹園地の数を定める。
- (2) (1) の階層区分は、悉皆調査結果によつて行うものとし、連合会はあらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会抜取調査の前日までに野帳を区分して整備するよう指示するものとする。
- (3) 連合会は、(2) によつて区分された各階層ごとの野帳の中から (1) によつて定めた数の抜取調査対象樹園地を任意系統抽出法により抽出する。
- (4) 組合等で悉皆調査対象樹園地について、組合等の地区別又は共済番号の順位等により通し番号を設定する。階層区分を行つた場合は、階層区分ごとに同様の方法により通し番号を設定する。
- (5) 抜取調査の抽出間隔は、悉皆調査対象樹園地の数を抜取調査対象樹園地の数で除して得た数とする。また、階層区分を行つた場合は、階層区分ごとに同様の方法により抜取調査の抽出間隔を定める。

$$\text{抜取調査対象樹園地の抽出間隔} = \frac{\text{悉皆調査対象樹園地の数}}{\text{抜取調査対象樹園地の数}}$$

- (6) 抜取調査対象樹園地は、次のように抽出する。

- ㊦ 第1位の抜取調査対象樹園地の抽出は、抽出スタート区間（通し番号1の樹園地から(2)で定めた抽出間隔の数と同一の樹園地番号まで）から任意抽出して定める。
- ㊧ 第2位の抜取調査対象樹園地の抽出は、㊦で決定した第1位の抜取調査対象樹園地の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の樹園地とする。
- ㊨ 第3位以下の抜取調査対象樹園地の抽出は、㊧と同様の方法により順次決定する。

〔例〕 悉皆調査対象となつた樹園地の数 …………… 45樹園地

抜取調査対象樹園地の数 …………… 11樹園地

$$\text{抽出間隔} \left(\frac{45\text{樹園地}}{11\text{樹園地}} = 4.09\text{樹園地} \right) \dots\dots\dots 4\text{樹園地}$$

樹園地抽出スタート区間

調査対象第1				第2				第3				第4							
1	2	③	4	5	6	⑦	8	9	10	⑪	12	13	14	⑮	16	17	18		
第5				第6				第7				第8				第9			
⑰	20	21	22	⑳	24	25	26	㉑	28	29	30	㉓	32	33	34	㉕	38		
第10				第11															
㉙	40	41	42	㉛	44	45													

第2 抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法

抜取調査対象樹園地の標本樹（わい化栽培のりんごにあつては主幹間隔又はポール間隔。本章及び別表3において同じ。）、調査区画又は調査集積か所（以下「調査標本」と総称する。）数（以下「調査標本数」という。）の決定とその抽出方法は次により行う。

1 樹園地ごとの調査標本数

樹園地ごとの調査標本数は、収穫共済の共済目的の種類等ごと（品種により区分して調査する必要があるときは、品種ごと。）及び調査対象樹園地の樹体別、区画別の収穫量（果実数及び果実重）又は集積か所別の集積空いが数の変動（以下「収穫量変動」という。）が著しく調査階層区分が必要なときはその階層区分ごとに、別表3「収穫共済の共済目的の種類別の調査標本数」のとおりとする。

なお、調査標本数の決定に当たつては、次の事項に留意すること。

- (1) 別表3は、一定目標精度を維持するために必要な全国統一基準として定めたものであり、抜取調査対象樹園地内の収穫量変動が著しい場合には、その収穫量変動に応じて2又は3階層に区分し、その階層区分ごとに調査標本を抽出して調査するよう設計されている。したがって、収穫量変動が著しい場合には、収穫量が近似しているグループ別に階層区分を行い、その階層区分ごとに調査標本を抽出する。
- (2) 階層区分を必要としない場合でも、収穫量変動の状況に応じて調査標本数を増加すること。
- (3) ぶどう及びキウイフルーツの区画は、4平方メートル区画（2m×2m）又は柵区画が整然としている場合は柵区画とする。ただし、4平方メートル区画で行う場合は、抜取調査対象樹園地の柵面積をあらかじめ調査し、4平方メートル区画数を算定する。

$$\text{4平方メートル区画数} = \frac{\text{抜取調査対象樹園地の柵面積 (m}^2\text{)}}{4 \quad (\text{m}^2)}$$

2 調査標本の抽出方法

(1) 樹体別調査の場合

樹体別調査（うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ及びすもも）の場合の調査標本の抽出は、ア（わい化栽培のりんごにあつてはア、イ又はウ）の任意系統抽出法により行う。ただし、調査標本数がア及びウの場合にあつては4本（間隔）以下、イの場合にあつては5間隔以下のときは、抜取調査対象樹園地内の樹体別の収穫量を検見したうえ、収穫量中庸の樹体の中から調査標本数を有意抽出し、調査標本とする。

ア 樹体単位調査の場合

(ア) 抜取調査対象樹園地の着果樹体全部に通し番号を設定する。通し番号は、調査樹園地の端の樹体から順次付けるものとし、この場合、必要に応じて引受時に植栽図が作成されていた場合には植栽図を用いて行う。

(イ) 調査標本の抽出間隔は、抜取調査対象樹園地の着果樹体本数を抜取調査対象樹園地の調査標本数で除して得た数とする。

$$\text{標本抽出間隔} = \frac{\text{着果樹体本数}}{\text{調査標本数}}$$

(ウ) 調査標本は、次のように抽出する。

- ① 第1調査標本の抽出は、標本抽出スタート区間（通し番号第1の樹体から（イ）で定めた調査標本の抽出間隔の数の樹体番号まで）から任意抽出して定める。
- ② 第2調査標本の抽出は、①で決定した第1調査標本の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の樹体とする。
- ③ 第3調査標本以下の抽出は、②と同様の方法により順次決定する。

〔例〕 抜取調査対象樹園地の着果樹体数 …………… 36本

調査標本数 …………… 7本

抽出間隔（ $\frac{36\text{本}}{7\text{本}} = 5.1\text{本}$ ） …………… 5本

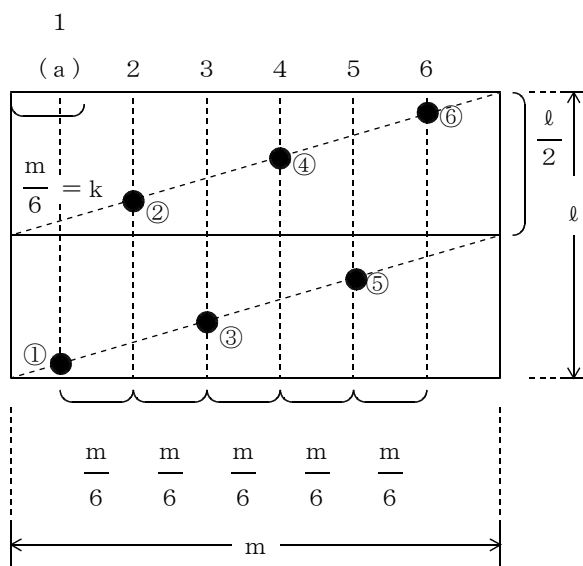
標本抽出スタート区間

第1標本	第2	第3	第4
③	⑧	⑬	⑱
1 2 ③ 4 5 6 7 ⑧ 9 10 11 12 ⑬ 14 15 16 17 ⑱			
第5	第6	第7	
⑳	㉘	㉛	
19 20 21 22 ㉘ 24 25 26 27 ㉘ 29 30 31 32 ㉛ 34 35 36			

イ 主幹間隔別調査の場合

(ア) 調査畦は、次に示すように任意系統的に6畦を選定する。

次に調査対象樹園地を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した調査畦との交点に最も近い樹体の主幹を調査標本の抽出の起点とする。



m : 全畦数

l : 樹園地の長さ

k : 調査畦の起点を選定する畦間

a : 調査畦の選定起点

$\frac{m}{6}$: 調査畦の間隔 ($\frac{m}{6}$ が整数でないと

きは、小数点以下第1位を切り捨てて得た整数とする。)

1 2 3 4 5 6 : 調査畦

①②③④⑤⑥ : 標本樹抽出の起点

(イ) 調査標本は、次のように抽出する。

- ① 調査標本の抽出は、抜取調査対象樹園地の調査標本数を6で除した数の調査標本を(ア)で選定した調査畦の標本抽出の起点からそれぞれ同一方向に連続して抽出する。ただし、抜取調査対象樹園地の調査標本数を6で除して残りの数がある時は、残りの数を抜取調査対象樹園地の調査標本数を6で除した数に配分して加えた数とする。
- ② 調査標本は、主幹から主幹の間とする。
- ③ 調査標本が無着果の場合は、無着果の調査標本数に対応する調査標本を順次繰り延べて調査標本とする。

ウ ポール間隔別調査の場合

(ア) 抜取調査対象樹園地を下図のように2等分し、2等分したそれぞれの区分について、同一方向に対角線を設定する。

(イ) 抜取調査対象樹園地の着果畦に、端から下図のように通し番号を設定する。

(ウ) 調査標本を抽出する畦の抽出間隔は、総畦数を調査標本数で除して得た数とする。

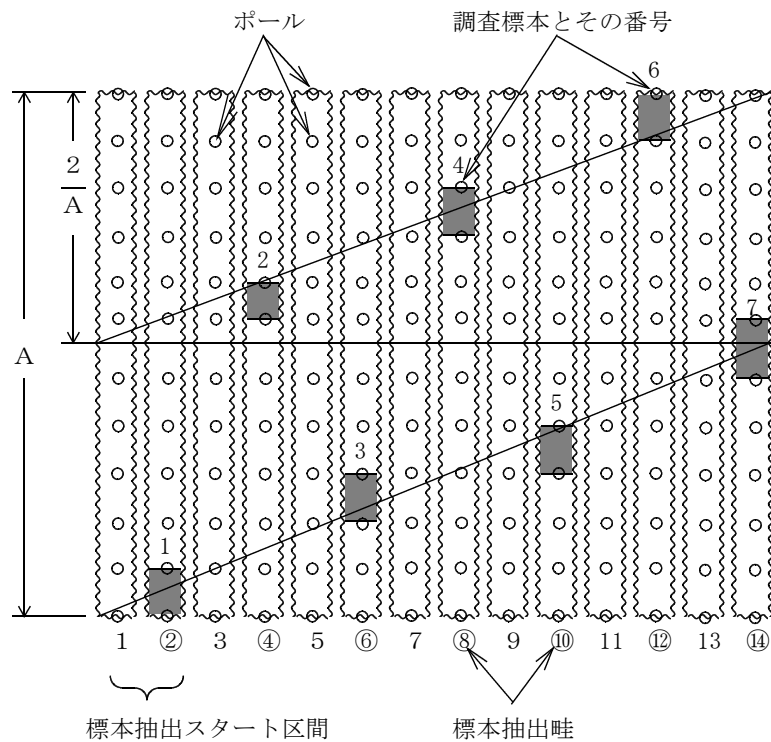
$$\text{標本抽出畦の抽出間隔} = \frac{\text{総畦数}}{\text{調査標本数}}$$

(エ) 第1調査標本を抽出する畦は、標本スタート区間(通し番号1の畦から(ウ)で定めた標本抽出畦の抽出間隔の数の着果畦まで)から任意抽出して定める。第2調査標本を抽出する畦は、第1調査標本を抽出する畦の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の畦とする。以下、同様の方法により順次畦を抽出する。

(オ) 調査標本は、次の例に示すように、(ア)で設定した対角線と(エ)で決定した調査標本を抽出する畦との交点のポール間隔とする。

ただし、当該ポール間が無着果の場合は、順次繰り延べて調査標本とする。

[例]



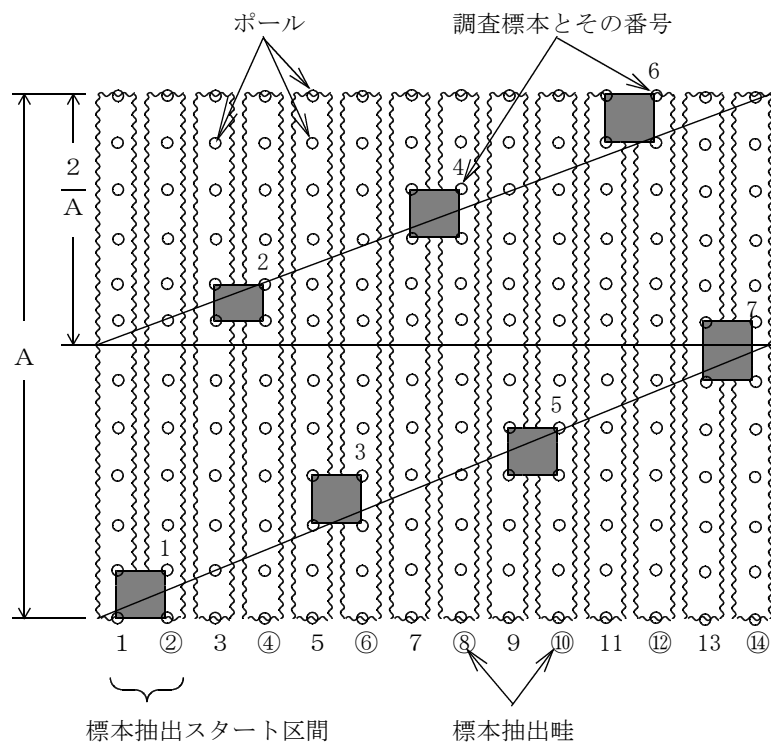
樹園地ポール間隔数 154

総畦数 14

調査標本数 7

抽出間隔 ($\frac{14}{7}$) 2

ただし、畦に鉄線等を張つてあるため容易に畦間の移動ができない場合に於ては、下図のように調査標本を抽出しても差し支えない。



(2) 区画別調査の場合

区画別調査（ぶどう及びキウイフルーツ）の場合の調査標本の抽出は、次の任意系統抽出法により行う。
ただし、調査標本が4区画以下の場合は、抜取調査対象樹園地内の区画別の収穫量を検見したうえ、収穫量中庸の区画の中から調査標本数を有意抽出し、調査標本とする。

(ア) 抜取調査対象樹園地を下図のように2等分し、2等分したそれぞれの区分について、同一方向に対角線を設定する。

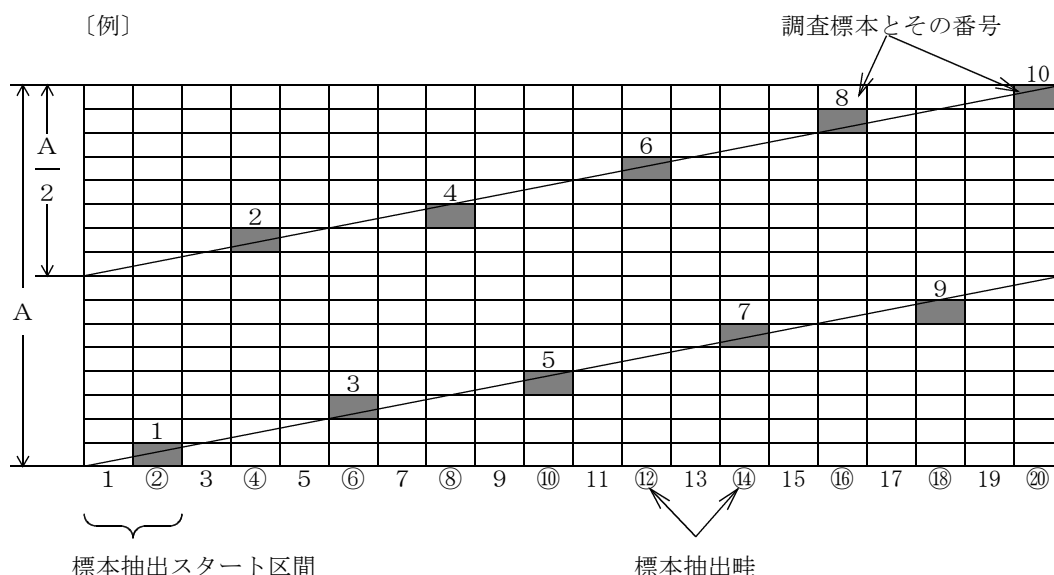
(イ) 抜取調査対象樹園地の着果区画畦に、端から下図のように通し番号を設定する。

(ウ) 調査標本を抽出する区画畦の抽出間隔は、着果区画畦総数を調査標本数で除して得た数とする。

$$\text{標本抽出区画畦の抽出間隔} = \frac{\text{着果区画畦総数}}{\text{調査標本数}}$$

(エ) 第1調査標本を抽出する区画畦は、標本抽出スタート区間（通し番号1の区画畦から（ウ）で定めた標本抽出区画畦の抽出間隔の数の区画畦まで）から任意抽出して定める。第2調査標本を抽出する区画畦は、第1調査標本を抽出する区画畦の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の区画畦とする。
以下、同様の方法により順次区画畦を抽出する。

(オ) 調査標本は、次の例に示すように、（ア）で設定した対角線と（エ）で決定した調査標本を抽出する区画畦との交点の区画とする。



樹園地区画数		320
着果区画総畦数		20
調査標本数		10
抽出間隔 ($\frac{20}{10}$)		2

(3) 集積か所別調査の場合

集積か所別調査（くり）の場合の調査標本の抽出は、(1)のアの方法に準じて行う。

第3 果実数調査及び着果数調査の方法

連合会が行う抜取調査の果実数（第1節に規定する損害評価において収穫量とする果実の数をいう。以下同じ。）又は着果数（第1節の規定にかかわらず着果している果実（有袋栽培の場合にあつては着袋）の数をい

う。以下同じ。) についての現地調査は、原則として次に定めるいずれか一つの調査方法により実施する。

1 果実数調査による方法

この調査は、樹園地ごとの果実数（ぶどうの場合は房数、くりの場合はきゆう数）を次に定める検見調査及び実測調査の方法により行う。

(1) 検見調査

検見調査は、第2に基づき抽出した調査標本について果実数の検見を行う。この検見調査は同一人によることとし、人を変えてはならない。

なお、当該調査標本のすべてについて(2)の実測調査を行う場合は、検見調査を省略して差し支えない。

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ及びすももの検見調査方法

この検見調査は、次の着果中枝調査、着果群調査及び着果主枝調査の三調査方法のいずれかにより行う。ただし、幼木（結果開始樹）、被害の甚しい樹体等の着果数が少ない調査標本については(2)のアの(ア)の着果全数調査に準じて行うこととする。

(ア) 着果中枝調査

- ① 着果中枝とは、亜主枝及び次亜主枝等の着果枝をいう。主枝と着果小枝の中間的な着果状況をなす着果枝である。なお、主枝先端の着果枝群は、着果中枝の取り扱いとする。
- ② 調査標本の主枝ごとに、着果中枝の本数を調査する。
- ③ 調査標本の着果中枝の中から着果数中庸の着果中枝を2本選定し、その果実数及び調整果実数を検見調査する。
- ④ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果中枝本数} \times \frac{\text{調査中庸着果中枝の合計果実数}}{2 \text{ (本)}}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果中枝本数} \times \frac{\text{調査中庸着果中枝の合計調整果実数}}{2 \text{ (本)}}$$

(イ) 着果群調査

- ① 着果群とは、亜主枝及び次亜主枝を主軸とした着果の群をいう。この着果群の大きさ（着果数）は、樹齢、肥培管理状況及び被害状況等により異なるので、その状況に応じて一定の着果群の大きさ（標準）を決定し、この群数の調査を行う。着果群の大きさは、約20粒～50粒（おうとう及びうめの1類にあつては約200粒、うめの2類にあつては約50粒）の着果数を標準とする。
- ② 着果群の果実数及び調整果実数を検見調査する。
- ③ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果群数} \times \text{標準着果群の果実数}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果群数} \times \text{標準着果群の調整果実数}$$

(ウ) 着果主枝調査

- ① 着果主枝の本数を調査する。着果主枝とは、植物学的な主枝判定でなく、着果状態（着果数）を主体にして判定する。
- ② 着果数が中庸とみられる着果主枝の果実数及び調整果実数を検見調査する。
- ③ 調査標本の果実数及び調整果実数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果主枝本数} \times \text{調査中庸着果主枝の果実数}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果主枝本数} \times \text{調査中庸着果主枝の調整果実数}$$

イ ぶどうの検見調査方法

この検見調査は、調査標本ごとの果房数及び調整果房数を検見調査する。

ウ くりの検見調査方法

この検見調査は、着きゆう数調査とし調査標本ごとにアの方法に準じて着きゆう数及び調整きゆう数を検見調査する。なお、検見調査の際、調査標本の樹冠面積に落きゆうしたきゆう及び落きゆうした調整きゆう（落きゆう青ぐり及び暴風雨等により樹体の倒伏、主枝等の損傷により生じた着きゆう青ぐりをいう。以同じ。）がある場合は、落きゆう数及び調整きゆう数を検見調査する。

エ キウイフルーツの検見調査方法

この検見調査は、調査標本ごとの果実数及び調整果実数を検見調査する。

(2) 実測調査

実測調査は、第2に基づき抽出した調査標本数に対応する数を対象とし、別表4「調査標本数に対応する実測調査標本数」に定める実測調査標本数を（1）により検見調査を行った調査標本のうちから等間隔に抽出し、当該抽出に係る実測標本について、次の方法により第1節に規定する損害評価において収穫量とする果実であるか否かを判定しつつ果実数及び調整果実数の実測調査を行う。

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、もも、びわ、かき及びすももの実測調査方法

この実測調査は、次の着果全数調査、簡略着果全数調査、着果小枝調査及び着果中枝調査の四調査方法のいずれかにより行う。

ただし、幼木（結果開始樹）、被害の甚しい樹体等の着果数が少ない調査標本については、着果全数調査により行う。

(ア) 着果全数調査

調査標本の全体について果実数及び調整果実数を数えることによる実測調査

(イ) 簡略着果全数調査

簡略着果全数調査は、樹体全体の着果状況が均等となつている樹体について主枝ごとに、次の二方法のいずれかにより行うものとする。なお、この調査方法は、調査の標本のとりかた等において熟練を要するので、この方法を用いる場合には調査技術を十分習得すること。

① 調査標本の主枝のうち、2分の1以上の本数の着果数中庸な主枝について果実数及び調整果実数の実測調査を行い、次の算式により調査標本の果実数及び調整果実数を算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{調査中庸主枝の合計果実数} \times \frac{\text{主枝本数}}{\text{調査中庸主枝本数}}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{調査中庸主枝の合計調整果実数} \times \frac{\text{主枝本数}}{\text{調査中庸主枝本数}}$$

② 調査標本の樹冠容積2分の1について、果実数及び調整果実数の実測調査を行い、次の算式により調査標本の果実数及び調整果実数を算出する。ただし、樹冠容積2分の1の設定は、調査標本の着果状況を均分するように行う。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{2} \text{ 果実数} \times 2$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{2} \text{ 調整果実数} \times 2$$

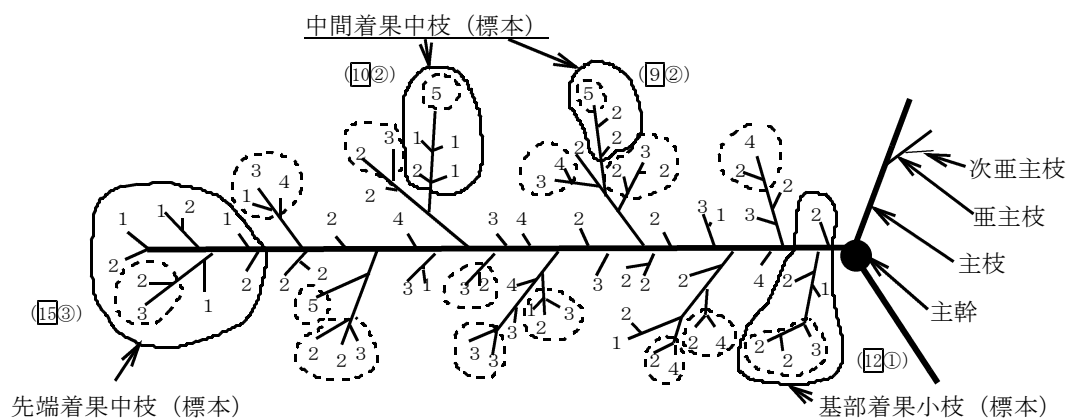
(ウ) 着果小枝調査

- ただし、着果5粒以上の側枝をもつて、着果小枝とすることが困難な調査標本については、着果4粒又は3粒以上の側枝をもつて着果小枝としても差し支えない。

- ③ 調査標本の主枝ごとに、主枝の先端、基部及び先端と基部中間から等間隔に2本、合計4本の着果小枝を抽出し、それぞれの果実数及び調整果実数を実測調査する。この場合、主枝の先端の標本着果小枝の上下に4粒以下の着果枝があるときは、その果実数及び調整果実数も実測調査し、先端の標本果実数に加える。また、主枝の中間及び基部の標本着果小枝の下方向に4粒以下の着果枝があるときは、その果実数及び調整果実数も実測調査し、中間及び基部の標本果実数及び調整果実数に加える。

- $$\text{調査標本の果実数} = \text{着果小枝の本数} \times \frac{\text{標本着果小枝の合計果実数}}{4 \text{ (本)} \times \text{主枝本数}}$$

〔圖解例〕



数字は果実数……総果実数181粒（推定総果実数184粒＝16本× $\frac{46\text{粒}}{4\text{本}}$ ）

$$(\text{推定総調整果実数}32\text{粒} = 16\text{本} \times \frac{8\text{粒}}{4\text{本}})$$

○印は着果中枝……16本（着果小枝の果実数96粒）

○印は標本着果小枝とその果実数及び調整果実数を実測する範囲

(□)印の数字は標本着果小枝の果実数
(○)印の数字は標本着果小枝の調整果実数

… 4 本

(標本着果小枝の果実数46粒)
(標本着果小枝の調整果実数8粒)

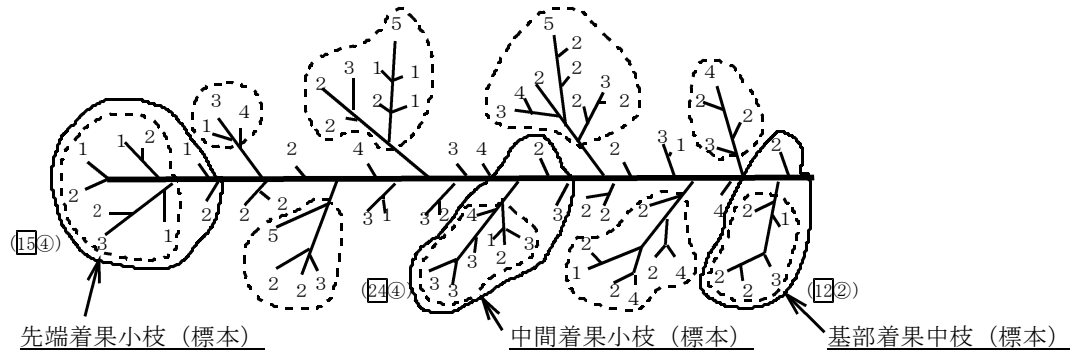
- ② 調査標本の主枝ごとに、主枝の先端、主枝の基部及び先端と基部の間から 1 本、合計 3 本の着果中枝を抽出し、それぞれの果実数及び調整果実数を実測調査する。この場合、標本着果中枝の下方向に着果中枝の取扱いとならない着果枝があるときは、その果実数及び調整果実数も実測調査し、それぞれの標本果実数及び調整果実数に加える。

- 9 -

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果中枝の本数} \times \frac{\text{標本着果中枝の合計果実数}}{3 \text{ (本)} \times \text{主枝本数}}$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果中枝の本数} \times \frac{\text{標本着果中枝の合計調整果実数}}{3 \text{ (本)} \times \text{主枝本数}}$$

〔図解例〕



数字は果実数……総果実数181粒 (推定総果実数153粒 = $9 \text{ 本} \times \frac{51 \text{ 粒}}{3 \text{ 本}}$)

(推定総調整果実数30粒 = $9 \text{ 本} \times \frac{10 \text{ 粒}}{3 \text{ 本}}$)

○印は着果中枝……9本 (着果中枝の果実数131粒)

○印は標本着果中枝とその果実数及び調整果実数を実測する範囲

(□)印の数字は標本着果中枝の果実数 } …… 3本 { (標本着果中枝の果実数51粒)
(○)印の数字は標本着果中枝の調整果実数 } (標本着果中枝の調整果実数10粒)

イ ぶどうの実測調査方法

この実測調査は、調査標本ごとの果房数及び調整果房数を果房の大きさL級以上、M級及びS級以下の3階層区分別 (以下「LMS級別」という。) に実測調査する。ただし、調査樹園地の果房の大きさが均一である場合は果房数及び調整果房数の実測調査をLMS級別に行う必要はない。1果房のLMSの重量基準は、品種ごとに異なるので注意するものとする。また、LMS級別の果房数及び調整果房数の実測調査に当たっては、調査実施の前にLMS級別の果房の大きさについて検見眼の統一を図るものとする。

ウ なしの実測調査方法

この実測調査は、次の着果全数調査及び調査標本4分の1調査のいずれかにより行う。

(ア) 着果全数調査

調査標本の全体について果実数及び調整果実数を数えることによる実測調査

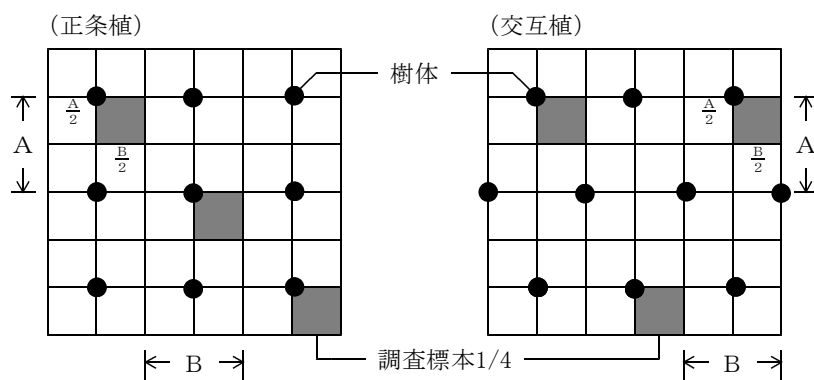
(イ) 調査標本4分の1調査

標本樹樹冠容積の4分の1について果実数及び調整果実数の実測調査を行い、次の算式により調査標本の果実数及び調整果実数を算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{4} \text{の果実数} \times 4$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{樹冠} \frac{1}{4} \text{の調整果実数} \times 4$$

調査標本の樹冠容積の4分の1の調査位置は、下図に示すとおり調査標本ごとに同一方向とし、この調査標本の樹冠容積の4分の1の区画に調査標本以外の樹体の枝があり、その枝に果実がある場合は、その果実も調査標本の樹冠容積の4分の1の果実数又は調整果実数に含めるものとする。なお、若齡樹、仕立方法及び被害状況等により調査標本の主枝ごとの着果状況が均等でない場合の調査標本の樹冠容積の4分の1の調査位置は、調査標本の抽出順位ごとに一定方向に順次移動する方法（例 時計の針の移動と同方向）により定める。



エ おうとう及びうめの実測調査方法

この実測調査は、着果群調査により行う。

着果群調査

- (ア) 着果群とは、亜主枝及び次亜主枝を主軸とした着果の群をいう。この着果群の大きさ（着果数）は、樹齡、肥培管理状況及び被害状況等により異なるので、その状況に応じて一定の着果群の大きさ（標準）を決定し、この群数の調査を行う。着果群の大きさは、おうとう及びうめの1類にあつては約200粒、うめの2類にあつては約50粒の着果数を標準とする。
- (イ) 着果群の果実数及び調整果実数について検見調査を行つた後着果群の中から着果中庸な着果群を4分の1抽出し実測調査する。
- (ウ) 調査標本の果実数及び調整果実数は次により算出する。

$$\text{調査標本の果実数} = \text{着果群数} \times \frac{1}{4} \text{の着果群の果実数} \times 4$$

$$\text{調査標本の調整果実数} = \text{着果群数} \times \frac{1}{4} \text{の着果群の調整果実数} \times 4$$

オ くりの実測調査方法

この実測調査は、着きゆう数調査によることを原則とするが、樹高が高く樹冠容積が著しく大きいこと等により、着きゆう数調査によることが技術的に困難な場合には、落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査、着きゆう数調査と落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査との併用調査並びに集積か所別調査のいずれかにより行う。

この場合、調査方法の選択に当たっては、その地域の栽培状況、収穫方法及び樹園地の状況等を考慮して最も適した方法により行う。ただし、暴風雨等により樹体の倒伏、主枝の折れ曲り等により着果調整きゆうが生じた場合にあつては着果調整きゆうのみについて樹体別着きゆう数調査に準じて実測調査を行う。

(ア) 着きゆう数調査

この調査は（２）のアの（ア）及び（イ）の実測調査方法に準じて行う。

(イ) 落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査

この調査は、調査標本の樹冠面積に落きゆうしたきゆう（空いがを含む。以下同じ。）及び落きゆう調整きゆうのすべてについて実測調査する。

この樹冠面積とは、調査標本の樹冠の投影面と調査標本以外の樹冠の投影面とが交錯している場合は、それぞれの樹冠の交錯密度の程度等を考慮して定めた境界線、調査標本の樹冠の投影面と調査標本以外の樹冠の投影面とが交錯していない場合は、その中間線により区画された範囲をいう。

なお、調査標本の落きゆう分布が均一であると認められるときは、その樹冠面積の４分の１について落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数を実測調査し、次の算式により算出されたきゆう数を当該調査標本のきゆう数及び落きゆう調整きゆう数としても差し支えない。

調査標本のきゆう数＝樹冠面積の４分の１の落きゆう数×４

調査標本の落きゆう調整きゆう数＝樹冠面積の４分の１の落きゆう調整きゆう数×４

(ウ) 着きゆう数調査と落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査との併用調査

この調査は、（ア）及び（イ）の方法を併用して行う。

〔例〕 樹冠容積２分の１の着きゆう数調査と樹冠面積４分の１の落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査を併用して調査した場合の調査標本のきゆう数の算出方法

$$\begin{aligned} \text{調査標本のきゆう数} &= \left(\begin{array}{l} \text{実測調査標本樹冠} \\ \text{容積 2 分の 1 のき} \times 2 \\ \text{ゆう数の合計} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{実測調査標本樹冠} \\ \text{面積 4 分の 1 の落} \times 4 \\ \text{きゆう数の合計} \end{array} \right) \\ \text{調査標本の落きゆう} &= \text{実測調査標本樹冠面積 4 分の 1 の落きゆう調整きゆう数} \times 4 \\ \text{調整きゆう数} & \end{aligned}$$

(エ) 集積か所別調査

この調査は、調査集積か所の集積空いが数のすべてについて実測調査を行う。ただし、その集積空いが数が著しく多い場合にあっては集積空いが数を検見により均等に２等分し、その２分の１について空いが数を実測し、当該空いが数に２を乗じて得た数を調査集積か所の集積空いが数とする。

なお、この場合にあっては、調整きゆうはないものとする。

カ キウイフルーツの実測調査方法

この実測調査は、調査標本ごとの果実数及び調整果実数を実測調査する。

２ 着果数調査による方法

この調査は、主として袋掛栽培のもの（くりを除く。）について樹園地ごとの果実数を次の検見調査及び実測調査並びに果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査により行う。

（１）検見調査は第３の１の（１）の方法に準じて着果数の調査を行う。

（２）実測調査は第３の１の（２）の方法に準じて着果数の調査を行う。

（３）果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査

ア 調査標本は、検見調査の調査標本数が４本（区画）以下の場合はその調査標本の中から着果状況（被害状況）中庸のものを１本（区画）、５本（区画）から８本（区画）の場合は２本（区画）、９本（区画）以上の場合は３本（区画）を（２）の実測調査標本の中から任意に抽出して調査標本とする。この場合、調査標本については着果しているすべての果実について第１節に規定する損害評価において収穫量とする果実であるか否かを判定しつつ果実数及び調整果実数を調査するものとするが、袋掛栽培のものにあつては、

調査標本1本について40袋（びわの房袋（通常1袋中に3果を標準として袋掛けしているもの）掛けのものにあつては15房袋以上）を任意抽出して、同様に果実数及び調整果実数を調査する。

また、ぶどうについて検見調査をLMS級別に行つた場合は、その級別ごとに行う。

イ 調査標本の果実数歩合及び調整果実数歩合の算定

調査標本の収穫量とする果実の果実数歩合及び調整果実数歩合は、次により算定する。

$$\begin{aligned} \text{調査標本の果実数歩合} &= \frac{\text{調査標本の果実数（又は40袋中の果実数（若しくは15袋中の果実数））の合計}}{\text{調査標本の着果数（又は調査標本×40（若しくは45））の合計}} \\ \text{調査標本の調整果実数歩合} &= \frac{\text{調査標本の調整果実数（又は40袋中の調整果実数（若しくは15袋中の調整果実数））の合計}}{\text{調査標本の着果数（又は調査標本×40（若しくは45））の合計}} \end{aligned}$$

第4 果実重の調査方法

- 1 果実重の調査は、収穫共済の共済目的の種類等ごと（品種により果実重が異なるときは品種ごと）、調査樹園地ごとに収穫適期に（1）から（5）までの方法を標準として果実（くりにあつてはきゆう）を抽出し、果実をもぎとり秤量し、又はノギスにより果実の横径及び縦径を測定し、別表5「果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度」を適用して果実重を推定し、平均果実重を算出する。

ただし、（4）のおうとう及びうめにあつては、抽出粒を秤量の上100粒当たり果実重を算出する。なお、収穫適期以前に果実を秤量（くりにあつてはきゆうの果実重を秤量）した場合又は収穫適期以前にノギスにより果実を測定（くりにあつてはきゆうを秤量）して平均果実重を算出した場合にあつては、別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により一律に修正することを原則とする。

- （1）うんしゆうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、かき、すもも及びキウイフルーツ

調査樹園地内の果実で大きさが中庸とみられるものを20粒以上抽出する。

- （2）ぶどう

ア 調査標本の果房数調査をLMS級別を実施した場合

調査樹園地の果房の大きさを検見し、果房の大きさL級以上、M級及びS級以下のそれぞれについて大きさが中庸とみられるものを各5房以上（合計15房以上）抽出する。

イ 調査標本の果房数調査をLMS級別を実施しない場合

調査樹園地の果房の大きさを検見し、果房の大きさが中庸とみられるものを15房以上抽出する。

- （3）くり

調査樹園地内の着きゆうしているものの中から大きさが中庸とみられるもの、又は調査直前に落下したもの（空いがを除く。）の中から大きさが中庸とみられるものを20きゆう以上抽出する。

なお、別表5「果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度」を適用して1きゆう当たりの果実重を推定する際、病虫害等による被害果があるときには、実測により健全粒のみを秤量し、抽出したきゆう数で除して調査樹園地の1きゆう当たり平均果実重を算出する。

- （4）おうとう及びうめ

調査樹園地の樹体別の果実の大きさを検見し、果実の大きさが中庸とみられる樹体を2本抽出し、その2本の樹体から果実の大きさが中庸とみられる枝をそれぞれ1本抽出し、その枝の果実を連続してそれぞれ50粒以上（合計100粒以上）抽出する。

(5) びわ

調査樹園地内の果実で大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出する。

2 果実重調査における留意事項

(1) 1の(1)から(5)までにおいて行う果実の大きさ中庸の樹体、枝及び果実(又は果房)の選定においては、中庸の見方に片寄りのないよう検見眼を統一したうえ、調査を実施する。

(2) 平均果実重の修正は、別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により一律に修正することを原則としているが、地域の実態、肥培管理の状況等からみて、これにより難しい場合であつて、かつ、次の方法により組合員等ごとの平均果実重が出荷量から把握できる場合は、これにより組合員等ごとの平均果実重を求めることとして差し支えない。

ア 出荷量の調査は組合員等ごと、収穫共済の共済目的の種類等ごと、品種により果実重が異なるときは品種ごと及び階級ごと(例えば、LLL、LL、L、M、S、SS、SSSの別)に行う。

イ 階級別出荷量及び総出荷量は、重量(kg)で表わすこととする。ただし、出荷量が多く箱数で表わす方が簡便であるときは、箱数を用いても差し支えない。

(ア) うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、びわ、かき、すもも及びキウイフルーツ

① 出荷重量による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量 (kg又は箱)} \times \text{階級別果実重中央値 (g)})}{\text{総出荷量 (kg又は箱)}}$$

② 階級別出荷量比率による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量100分比 (\%)} \times \text{階級別果実重中央値 (g)})}{100 (\%)}$$

③ 出荷ケース(箱)内の果実数が明らかな場合

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\text{総出荷量 (kg)}}{\Sigma (\text{階級別出荷箱数} \times \text{階級別出荷箱の1箱当たり果実数})}$$

(イ) くり

① 出荷重量による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量 (kg又は箱)} \times \text{階級別1粒重中央値 (g)} \times \text{1きゅう当たりの平均粒数})}{\text{総出荷量 (kg又は箱)}}$$

② 階級別出荷量比率による算出方法

$$\text{組合員等の平均果実重} = \frac{\Sigma (\text{階級別出荷量100分比 (\%)} \times \text{階級別1粒重中央値 (g)} \times \text{1きゅう当たりの平均粒数})}{100 (\%)}$$

第5 見込収穫量の取りまとめ方法

第3及び第4の調査結果に基づき、抜取調査対象樹園地ごとの見込収穫量を次の方法により算定する。

1 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう(果実数調査をLMS級別に実施した場合を除く。)、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ、すもも及びキウイフルーツ

抜取調査対象樹園地
= (調査標本平均見込収穫果実数 × 着果樹体(区画)数) × 平均果実重
の見込収穫量

調査標本平均見込収穫果実数は、次により算定する。

(1) 果実数調査による場合

$$\text{調査標本平均見込収穫果実数} = \left(\frac{\text{調査標本} - \text{調査標本平均}}{\text{平均果実数} - \text{調整果実数}} \right) + \left(\frac{\text{調査標本平均}}{\text{調整果実数}} \times \text{調整係数} \right)$$

$$\text{調査標本平均果実数} = \frac{\text{検見調査の調査標本平均果実数}}{\text{標本平均果実数}} \times \frac{\text{実測調査果実数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査果実数の合計}}$$

$$\text{調査標本平均調整果実数} = \frac{\text{検見調査の調査標本平均調整果実数}}{\text{平均調整果実数}} \times \frac{\text{実測調査調整果実数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査調整果実数の合計}}$$

(2) 着果数調査による場合

$$\text{調査標本平均見込収穫果実数} = \left(\frac{\text{調査標本平均} \times \text{調査標本平均} \times \text{着果数}}{\text{本平均} \times \text{調整果実数}} \right) - \left(\frac{\text{調査標本平均} \times \text{調査標本平均} \times \text{調整果実数}}{\text{本平均} \times \text{調整果実数}} \right) + \left\{ \left(\frac{\text{調査標本平均} \times \text{調査標本平均} \times \text{調整果実数}}{\text{本平均} \times \text{調整果実数}} \right) \times \text{調整係数} \right\}$$

$$\text{調査標本平均着果数} = \frac{\text{検見調査の調査標本平均着果数}}{\text{標本平均着果数}} \times \frac{\text{実測調査着果数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査着果数の合計}}$$

2 ぶどう（果実数調査をLMS級別を実施した場合）

$$\text{採取調査対象樹園地の見込収穫量} = \sum \left\{ \left(\frac{\text{LMS級別の調査標本平均見込収穫果房数}}{\text{平均見込収穫果房数}} \times \text{着果区画数} \right) \times \frac{\text{LMS級別}}{\text{平均果房数}} \right\}$$

$$\text{LMS級別の調査標本平均見込収穫果房数} = \left(\frac{\text{LMS級別の調査標本平均果房数} - \text{LMS級別の調査標本平均調整果房数}}{\text{標本平均果房数} - \text{調整果房数}} \right) + \left(\frac{\text{LMS級別の調査標本平均調整果房数}}{\text{本平均調整果房数}} \times \text{調整係数} \right)$$

LMS級別の調査標本平均果房数は、次により算定する。

(1) 果実数調査の場合

$$\text{LMS級別の調査標本平均果房数} = \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均果房数}}{\text{標本平均果房数}} \times \frac{\text{実測調査果房数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査果房数の合計}} \right) \times \text{LMS級別果房数配分率}$$

$$\text{LMS級別の調査標本平均調整果房数} = \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均調整果房数}}{\text{本平均調整果房数}} \times \frac{\text{実測調査調整果房数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査調整果房数の合計}} \right) \times \text{LMS級別調整果房数配分率}$$

$$\text{LMS級別果房数配分率} = \frac{\text{果房数実測調査のLMS級別の果房数の合計}}{\text{果房数実測調査の果房数の総合計}}$$

$$\text{LMS級別調整果房数配分率} = \frac{\text{果房数実測調査のLMS級別の調整果房数の合計}}{\text{果房数実測調査の調整果房数の総合計}}$$

(2) 着果数調査による場合

$$\text{LMS級別の調査標本平均果房数} = \left\{ \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均着果数}}{\text{標本平均着果数}} \times \frac{\text{実測調査着果数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の検見調査着果数の合計}} \right) \times \text{LMS級別} \right\} \times \frac{\text{調査標本の}}{\text{着果数配分率}} \times \text{果房数歩合}$$

$$\text{LMS 級別の調査標本平均調整果房数} = \left\{ \left(\frac{\text{検見調査の調査標本平均着果数}}{\text{実測調査着果数の合計}} \times \frac{\text{実測調査の調査標本の検見調査着果数の合計}}{\text{実測調査の調査標本の着果数配分率}} \right) \times \text{LMS 級別} \right\} \times \text{調査標本の調整果房数歩合}$$

$$\text{LMS 級別着果数配分率} = \frac{\text{着果数実測調査の LMS 級別の着果数の合計}}{\text{着果数実測調査の着果数の総合計}}$$

3 くり

採取調査対象樹園地見込収穫量 = $\frac{\text{採取調査対象樹園地見込収穫きゆう数 (又は)}}{\text{採取調査対象樹園地の集積か所空いが数}} \times 1 \text{ きゆう 当たり平均果実重}$

採取調査対象樹園地の見込収穫きゆう数又は集積か所空いが数は、次により算定する。

(1) 着きゆう数調査により行つた場合

$$\begin{aligned} \text{採取調査対象樹園地見込収穫きゆう数} = & \left(\frac{\text{調整きゆうのない調査標本平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本平均着きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}} \right) + \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのある調査標本平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本平均着きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数} \end{aligned}$$

$$\text{調整きゆうのない調査標本平均着きゆう数} = \frac{\text{検見調査の調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}$$

$$\text{調整きゆうのある調査標本平均着きゆう数} = \frac{\text{検見調査の調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}$$

$$\text{調整きゆうのある調査標本平均調整きゆう数} = \frac{\text{検見調査の調整きゆうのある調査標本の平均調整きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の平均調整きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の調整きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の調整きゆう数}}$$

(2) 着きゆう数調査と落きゆう数及び落きゆう調整きゆう数調査との併用調査の場合

$$\begin{aligned} \text{採取調査対象樹園地見込収穫きゆう数} = & \left(\frac{\text{調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の着きゆう樹体数}} \right) + \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのある調査標本の着きゆう樹体数} \\ & + \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのない調査標本の平均落きゆう数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の平均落きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのない調査標本の落きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのない調査標本の落きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのない調査標本の落きゆう樹体数} \\ & + \left\{ \left(\frac{\text{調整きゆうのある調査標本の平均落きゆう数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の平均落きゆう数}} \times \frac{\text{調整きゆうのある調査標本の落きゆう樹体数}}{\text{調整きゆうのある調査標本の落きゆう樹体数}} \right) \times \text{調整係数} \right\} \times \text{調整きゆうのある調査標本の落きゆう樹体数} \end{aligned}$$

なお、調整きゆうのない調査標本の平均着きゆう数、調整きゆうのある調査標本の平均着きゆう数及び平均落きゆう調整きゆう数、調整きゆうのない調査標本の平均落きゆう数、調整きゆうのある調査標本の平均落きゆう数及び平均落きゆう調整きゆう数の算定は、(1)の方法に準じて検見調査の結果を実測調査の結果により修正して算出する。

(3) 集積か所別調査により行つた場合

集積か所空いが数を検見により 2 等分してその 2 分の 1 について実測した場合

$$\text{集積か所空いが数} = \frac{\text{検見により 2 等分した集積か所数}}{\text{集積か所数}} \times \left[\frac{\text{検見により 2 等分した集積か所の実測空いが数}}{\text{実測調査集積か所数}} \times 2 \right]$$

第6 組合等別の見込収穫量修正率の算定

- 1 連合会は、組合等から抜取調査対象樹園地に係る当該組合員等の組合等当初評価高の見込収穫量、分割減収量、決定実収量、組合等当初評価高の算出に用いられた組合等評価地区別の抜取調査対象樹園地の見込収穫量修正率及びその組合等の平均値、その他必要事項を提出させる。

- 2 組合等別の見込収穫量修正率の算定は、次により行う。

(1) 組合等別の見込収穫量修正率は、次により算定する。

$$\text{組合等別の見込} = \frac{\text{抜取調査対象樹園地の見込収穫量の合計}}{\text{抜取調査対象樹園地に係る組合等当初評価高の見込収穫量の合計}} \times 100$$

収穫量修正率

なお、この算定を行う場合、必要に応じ地域等階層ごとに見込収穫量修正率を作成し、地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

- (2) 損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(ア)の㊦により見回り調査を行つた場合で、その見回り調査結果により組合等別の見込収穫量修正率を修正する必要がある場合は、見回り調査結果に基づき組合等別の調整率を定め、次により組合等別の見込収穫量修正率を算出する。

ただし、組合等別被害樹園地の調整率を定めるに当たっては、組合等別の3割を超える損害があつた調査樹園地の引受面積を重みとする組合等別被害樹園地の調整率の加重平均値は100%を下回つてはならない。

なお、評価区域を定めて連合会抜取調査を行つた場合は、評価区域ごとに組合等別調査樹園地の調整率の加重平均値を算出するが、その加重平均値は100%を下回つてはならない。

$$\text{組合等別の見込収穫量修正率} = (1) \text{の組合等別の見込収穫量修正率} \times \text{組合等別の調整率}$$

第3節 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の現地調査

第1 抜取調査対象樹園地数及び抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法

- 1 発芽（開花）期から摘果終了時（その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るいわゆる仕上げ摘果に係る摘果期間の終了する時をいう。摘果を常態としない果樹にあつては、開花後着果の状況が明確になる時期をいう。以下同じ。）前

- (1) 組合等の区域内における発芽（開花）後第1回目の災害の場合

抜取調査対象樹園地の数及び抜取調査対象樹園地の調査標本数とその抽出方法は、第2節第1及び同第2（同第2の2の(3)の集積か所別調査を除く。）に準ずる。

- (2) 組合等の区域内における発芽（開花）以後第2回目の災害の場合

ア (1)の方法により抜取調査対象樹園地及び調査標本を抽出する。

ただし、組合等の区域内における第2回目の災害発生地域と組合等の区域内における第1回目の災害発生地域のうち災害の重複している地域内に災害の重複している樹園地がある場合は、これを除外して抜取調査対象樹園地を設定する。

イ アにより除外された組合等の区域内における第1回目の抜取調査対象樹園地は、組合等の区域内における第2回目の抜取調査対象樹園地に加える。

(3) 組合等の区域内における第3回目以降の抜取調査対象樹園地は、(2)の方法に準じて抽出する。

2 摘果終了時から収穫期

(1) 組合等の区域内における摘果終了時以後第1回目の共済事故の場合

1の(1)の方法により抜取調査対象樹園地及び調査標本を抽出する。なお、調査標本については番号札を付するか、又は植栽図に番号を記録する等の方法により識別する。識別した調査標本が10本(間隔又は区画)以下の場合には、そのうちから被害状況中庸のものを2本(間隔又は区画)、11本(間隔又は区画)から15本(間隔又は区画)の場合には3本(間隔又は区画)、16本(間隔又は区画)以上の場合には4本(間隔又は区画)を標準として任意抽出し、これを第2の3の(1)の落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査並びに同3の(2)の着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査に係る抜取調査対象樹園地の調査標本とする。

(2) 組合等の区域内における摘果終了時以後第2回目の共済事故の場合

ア (1)の方法により抜取調査対象樹園地及び調査標本を抽出する。

ただし、組合等の区域内における第2回目の共済事故発生地域と組合等の区域内における第1回目の共済事故発生地域のうち共済事故の重複している地域内に共済事故の重複している樹園地がある場合は、これを除外して抜取調査対象樹園地を設定する。

イ アにより除外された組合等の区域内における第1回目の抜取調査対象樹園地は、組合等の区域内における第2回目の抜取調査対象樹園地に加える。

(3) 組合等の区域内における第3回目以降の抜取調査対象樹園地は、(2)の方法に準じて抽出する。

第2 現地調査方法

連合会が行う現地調査は、調査時期を発芽(開花)期から摘果終了時前、摘果終了時及び摘果終了時後から収穫期に区分し、各区分ごとに次の方法により行う。

1 発芽(開花)期から摘果終了時前

発芽(開花)期から摘果終了時前までの現地調査は損傷歩合調査とし、全ての災害の発生の都度、第1の1に規定する調査標本について、被害の状況が明確になる時期に次により行う。

ただし、地域の災害の発生状況からみて、被害の状況等が均一である場合、又は、被害の状況等が近似しているグループ別に階層区分を行うことができる場合には、当該地域ごと又は当該階層区分ごとに3樹園地を標準として標準樹園地を設定し、当該標準樹園地について損傷歩合調査を行っても差し支えないものとする。

調査標本ごとに、垂主枝、次垂主枝等を単位とした被害の状況が中庸な部位(以下「調査部位」という。)を抽出し、当該調査部位の全花(果)そう数(着花(果)そう数と落花(果)そう数の合計値をいう。以下同じ。)又は全花(果・房)数(着花(果・房)数と落花(果・房)数の合計値をいう。以下同じ。)及び損傷花(果)そう数又は損傷花(果・房)数(以下「損傷花数等」という。)を実測の方法により調査し、次の算式により損傷歩合を算出する。

なお、損傷花数等の調査に当たっては、必要に応じ、都道府県、地方農政局統計部等(損害評価要綱第1章第9節第1の1の地方農政局統計部等をいう。以下同じ。)の指導を受けるものとする。

$$\text{損傷歩合} = \frac{\text{調査標本平均損傷花数等}}{\text{調査標本平均全花(果)そう数(又は全花(果・房)数)}} \times 100$$

「減収推定尺度」が定められている収穫共済の共済目的の種類及び災害の種類の場合にあつては、上記の式により算出した損傷歩合を別表 7 の「減収推定尺度」に適用して災害の種類別に減収歩合を見積るものとし、その他の場合にあつては付録「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」によりモデル園地を設定し、当該モデル園地において当該災害に係る減収歩合を算定するものとする。

ただし、被害の態様等からみて、「減収推定尺度」を一律に適用することが著しく適正を欠くこととなるときは、行政機関、研究機関等の意見を聴いてこれを補正して適用しても差し支えない。

2 摘果終了時

摘果終了時に行う現地調査は、着果数調査及び適正着果数調査とし、次の方法により行う。

(1) 着果数調査

摘果終了時に、第 1 の 1 に規定する調査標本について、第 2 節第 3 の 1 及び 2 の調査方法に準じて着果数の調査を行う。

(2) 適正着果数調査

ア 連合会は、組合等が損害評価要綱第 2 章第 1 の 2 の (1) のアの (エ) の無被害樹園地の着果状況等を調査し着果数を調整した場合においては、(1) の着果数調査終了後、抜取調査対象樹園地の周辺の無被害樹園地のうちから抜取調査対象樹園地と品種、栽培方法が同一であり、かつ、樹齢、園地条件、肥培管理状況等が類似する樹園地を抽出し、当該樹園地の着果樹体のうちから着果数調査において抽出した調査標本に類似する着果樹体を抽出し、当該着果樹体について第 2 節第 3 の 1 及び 2 の調査方法に準じて着果数の調査を行う。

イ 連合会は、組合等が損害評価要綱第 2 章第 1 の 2 の (1) のアの (オ) の指導着果数により着果数を調整した場合においては、指導着果数が連合会の指導に従い適切に決められているか否かについて確認する。

3 摘果終了時後から収穫期

摘果終了時後から収穫期に行う現地調査は、共済事故の発生の都度行う落果数調査、落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査又は落果集積か所別調査並びに収穫期に行う着果数調査、着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査とし、次の方法により行う。

(1) 落果数調査、落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査又は落果集積か所別調査

ア 落果数調査

落果数調査は、摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度、第 1 の 2 に規定する調査標本の樹冠面積（ぶどう及びキウイフルーツにあつては、標本区画の投影面積をいう。以下同じ。）内に落下したすべての果実の数を調査する。

ただし、樹冠面積内の落果分布が均一であると認められる時は、その樹冠面積の 2 分の 1 又は 4 分の 1 について落果数を実測調査し、当該落果数に 2 又は 4 を乗じて得た果数を当該調査標本の落果数としても差し支えない。

なお、落果分布が混然として調査標本の落果数が的確に把握できない場合は、次の方法により行う。

(ア) 調査標本を含む数樹の落果分布が混然としている場合

数樹の落果数を実測調査し、当該落果数をその樹数で除して得た数を調査標本の落果数とする。

(イ) 樹園地全体の落果分布が混然として調査標本の落果数の判別が困難な場合

樹園地全体の落果数を実測調査することとするが、落果数が著しく多い場合には、これを検見により 3～5 等分し、その 1 について落果数を実測調査して当該落果数にその等分した数を乗じて得た数を樹園地全体の落果数とする。調査標本の落果数は、次により算出する。

$$\text{調査標本の落果数} = \frac{\text{樹園地全体の落果数}}{\text{着果樹体数}}$$

イ 落果被害果数歩合調査

(ア) 摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度、第1の2に規定する調査標本の樹冠面積内の落果被害果実（落下している果実のうち共済事故により第1節の損害評価において収穫量とする果実とならない果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 落果被害果数歩合は、次により算出する。

$$\text{落果被害果数歩合} = \frac{\text{調査標本の落果被害果実数の合計}}{\text{調査標本の落果数の合計}} \times 100$$

ウ 落果調整果数歩合調査

(ア) 摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度及び収穫期に第1の2に規定する調査標本について、その樹冠面積内の落果調整果実（落下している果実のうち、共済事故により第1節の調整果実となつた果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 落果調整果数歩合は、次により算出する。

$$\text{落果調整果数歩合} = \frac{\text{調査標本の落果調整果実数の合計}}{\text{調査標本の落果数の合計}} \times 100$$

エ 落果集積か所別調査

摘果終了時後から収穫期までの間に発生した共済事故の発生の都度行う落果数調査、落果被害果数歩合調査及び落果調整果数歩合調査に代えて、落下果実が樹園地ごとに既に集積されている場合には、樹園地ごと及び細区分等ごとに、集積された落下果実について、落下果実、落果被害果実及び落果調整果実のすべての数を実測調査する。

ただし、樹園地ごとに集積された落果数が著しく多い場合は、これを検見により2～4等分し、その1について落果数、落果被害果実数及び落果調整果実数を実測調査して、当該落果数、落果被害果実数及び落果調整果実数にその等分した数を乗じて得た数を樹園地全体の落果数、落果被害果実数及び落果調整果実数とする。

(2) 着果数調査、着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査

ア 着果数調査

収穫期に第1の2に規定する調査標本について、第2節第3の1及び2の調査方法に準じて着果数の調査を行う。

イ 着果被害果数歩合調査

(ア) 収穫期に第1の2に規定する調査標本について、着果被害果実（着果している果実のうち、共済事故により第1節の損害評価において収穫量とする果実とならない果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 着果被害果数歩合は、次により算出する。

$$\text{着果被害果数歩合} = \frac{\text{調査標本の着果被害果実数の合計}}{\text{調査標本の着果数の合計}} \times 100$$

ウ 着果調整果数歩合調査

(ア) 収穫期に第1の2に規定する調査標本について、着果調整果実（着果している果実のうち、共済事故により第1節の調整果実となつた果実をいう。以下同じ。）のすべての数を実測調査する。

(イ) 着果調整果数歩合は、次により算出する。

$$\text{着果調整果数歩合} = \frac{\text{調査標本の着果調整果実数の合計}}{\text{調査標本の着果数の合計}} \times 100$$

第3 見込減収量の取りまとめ方法

第1及び第2の調査結果に基づき、抜取調査対象樹園地ごとの見込減収量を次により算定する。

見込減収量＝見込減収果実数×平均果実重

$$\text{見込減収果実数} = \frac{\text{摘果終了時前の落果減収果実数}}{\text{落果減収果実数}} + \frac{\text{摘果終了時後の各回の共済事故による落果減収果実数の合計}}{\text{落果減収果実数}} + \frac{\text{着果減収果実数}}{\text{着果減収果実数}} + \frac{\text{消失減収果実数}}{\text{消失減収果実数}}$$

なお、平均果実重は、損害評価要綱第2章第1の2の(2)の果実重である。

1 摘果終了時前の落果減収果実数の算定

発芽（開花）期から摘果終了時前に、抜取調査対象樹園地ごとの落果減収果実数を次により算定する。

$$\text{落果減収果実数} = \frac{\text{摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数}}{\text{摘果終了時前のすべての災害のうち共済事故に係る落果減収歩合の割合}}$$

$$\text{ア 摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数} = \frac{\text{摘果終了時の総着果数}}{\text{第2の2の(1)の調査標本平均着果数}} \times \left(\frac{\text{第2の2の(2)の調査標本平均着果数}}{\text{第2の2の(1)の調査標本平均着果数}} - 1 \right)$$

なお、組合等が損害評価要綱第2章第1の2の(1)のアの(オ)の基準着果数及び指導着果数により着果数を調整した場合における第2の2の(2)の調査標本平均着果数は、次により算定する。

$$\text{第2の2の(2)の調査標本平均着果数} = \frac{\text{損害評価要綱第2章第1の2の(1)のアの(オ)の基準着果数及び指導着果数}}{\text{着果樹体数}}$$

$$\text{摘果終了時の総着果数} = \frac{\text{第2の2の(1)の着果数調査における調査標本の着果数の合計}}{\text{調査標本数}} \times \text{着果樹体数}$$

ただし、摘果終了時に着果が全くみられなかった場合の「摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数」は、損害評価要綱第2章第1の2の(1)の着果数とするものとする。

なお、摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数がマイナスの数値となるときは、摘果終了時前のすべての災害に係る総落果減収果実数は0とする。

$$\text{イ 摘果終了時前のすべての災害のうち共済事故に係る落果減収歩合の割合} = \frac{\text{摘果終了時前のすべての災害に係る落果減収歩合のうち、共済事故に係るものの合計}}{\text{摘果終了時前のすべての災害に係る落果減収歩合の合計}} \times 100$$

摘果終了時前のすべての災害に係る落果減収歩合は、次により算定する。

① 第1回災害発生の場合

減収歩合を落果減収歩合とする。

② 第2回災害発生の場合

$$\text{落果減収歩合} = (100 - \text{第1回目の災害に係る落果減収歩合}) \times \text{第2回目の災害に係る減収歩合}$$

③ 第3回以降災害発生の場合

②の方法に準じて算出する。

2 摘果終了時以後から収穫期の各回の共済事故による落果減収果実数の算定

摘果終了時以後から収穫期に、共済事故の発生の都度、抜取調査対象樹園地ごとの落果減収果実数を次により算定する。

落果減収果実数＝落果被害果実数＋落果調整果実数×（１－調整係数）

落果被害果実数＝総落果数×落果被害果数歩合

落果調整果実数＝総落果数×落果調整果数歩合

$$\text{総落果数} = \frac{\text{各回の共済事故ごとの第2の3の(1)のアの落果数調査における調査標本の落果数の合計}}{\text{調査標本数}} \times \text{着果樹体数}$$

ただし、落果集積か所別調査を行つた場合の落果被害果実数及び落果調整果実数は、落果集積か所別調査によるそれぞれの果実数とする。

3 着果減収果実数の算定

収穫期に抜取調査対象樹園地ごとの着果減収果実数を次により算定する。

着果減収果実数＝着果被害果実数＋着果調整果実数×（１－調整係数）

着果被害果実数＝総着果数×着果被害果数歩合

着果調整果実数＝総着果数×着果調整果数歩合

$$\text{総着果数} = \frac{\text{第2の3の(2)のアの着果数調査における調査標本の着果数の合計}}{\text{調査標本数}} \times \text{着果樹体数}$$

4 消失減収果実数の算定

収穫期に、抜取調査対象樹園地ごとの消失減収果実数を次により算定する。

$$\text{消失減収果実数} = \left[\text{着果被害果実数} \times \text{特定共済被害果指数} \right] + \left[\text{着果調整果実数} \times \text{特定共済調整果指数} \right] \times (1 - \text{調整係数})$$

なお、「特定共済調整果指数」及び「特定共済被害果指数」は、付録「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」により算定された数とする。

第4 組合等別の見込減収量修正率の算定

1 連合会は、組合等から抜取調査対象樹園地に係る当該組合員等の組合等当初評価高の見込減収量、分割減収量、決定実減収量、組合等当初評価高の算出に用いられた組合等評価地区別の抜取調査対象樹園地の見込減収量修正率及びその組合等の平均値、その他必要事項を提出させる。

2 組合等別の見込減収量修正率の算定は、次により行う。

(1) 組合等別の見込減収量修正率は、次により算定する。

$$\text{組合等別の見込減収量修正率} = \frac{\text{抜取調査対象樹園地の見込減収量の合計}}{\text{抜取調査対象樹園地に係る組合等当初評価高の見込減収量の合計}} \times 100$$

なお、この算定を行う場合、必要に応じ地域等階層ごとに見込収穫量修正率を作成し、地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

(2) 損害評価要綱第3章第3節第1の1の(2)のイの(ア)の㊦により見回り調査を行った場合で、その見回り調査結果により組合等別の見込減収量修正率を調整する必要がある場合は、見回り調査結果に基づき組合等別の調整率を定め、次により組合等別の見込減収量修正率を定める。

ただし、組合等別被害樹園地の調整率を定めるに当たっては、組合等別の2割を超える損害があつた調査樹園地の引受面積を重みとする組合等別の被害樹園地の調整率の加重平均値は100%を上回ってはならない。

なお、評価区域を定めて連合会抜取調査を行った場合は、評価区域ごとに組合等別調査樹園地の調整率の加重平均値を算出するが、その加重平均値は100%を上回ってはならない。

組合等別の見込減収量修正率 = (1) の組合等別の見込減収量修正率 × 組合等別の調整率

第4節 基準収穫量設定指数適用状況調査

基準収穫量設定指数適用状況調査（損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(イ)の基準収穫量設定指数適用状況調査をいう。以下同じ。）は、組合等が設定した基準収穫量設定指数（損害評価要綱第2章第1の1の(1)の基準収穫量設定指数表から選択された指数をいう。以下同じ。）が樹園地ごとに適正に決められているか否かについて、次により調査する。

第1 調査対象樹園地

調査対象樹園地は、第2節第1の組合等ごとの連合会抜取調査対象樹園地とする。

ただし、第2のただし書きの規定に基づき、基準収穫量設定指数適用状況調査を連合会抜取調査前に行つた場合であつて、損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(ウ)の㊦の組合等の減収総合悉皆調査等が終了していない場合の調査対象樹園地は、事故発生通知又は損害通知のあつた組合員等の被害樹園地について第2節第1の1及び2の方法に準じて定めるものとする。

第2 調査の時期

調査は原則として連合会抜取調査に併せて行うものとする。ただし、被害の状況等により必要に応じて連合会抜取調査前に調査を行つても差し支えない。

第3 調査の方法

連合会は、組合等が設定した基準収穫量設定指数表、引受通知書、前年の損害評価実績等の写しを現地に持参する等して、損害評価要綱第2章第1の1の(2)の基準収穫量設定指数の設定に準じて当該樹園地の基準収穫量設定指数の適用状況を調査する。

第4 基準収穫量設定指数の適用状況の検討

第3により連合会が調査した結果、組合等が設定した指数が適切でないと認められるときは、当該組合等に当該組合等のすべての樹園地について損害評価要綱第2章第1の1の(2)の基準収穫量設定指数の見直しを行わせるものとする。

この場合、原則として当該組合等については、重ねて樹園地を抽出して基準収穫量設定指数適用状況調査を行うものとする。

第3章 樹体共済の現地調査

第1 抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数とその抽出方法

1 組合等別調査対象組合員等の数

連合会が行う抜取調査の組合等別の調査対象組合員等の数は樹体共済の共済目的の種類ごとに別表8「連合会抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数」のとおりとする。

2 抜取調査対象組合員等の抽出方法

抜取調査対象組合員等の抽出は樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合等ごとに、次のように抽出する。

- (1) 組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等について、引受共済番号の順位により通し番号を設定する。
- (2) 抜取調査の抽出間隔は、組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等の数を抜取調査対象組合員等の数で除して得た数量とする。

$$\text{抜取調査対象組合員等の抽出間隔} = \frac{\text{組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等の数}}{\text{抜取調査対象組合員等の数}}$$

- (3) 抜取調査対象組合員等は、次のように抽出する。

- ① 第1位の抜取調査対象組合員等の抽出は、抽出スタート区間（通し番号1の組合員等から（2）で定めた抽出間隔の数と同一の組合員等番号まで）から任意抽出して定める。
- ② 第2位の抜取調査対象組合員等の抽出は、①で決定した第1位の抜取調査対象組合員等の通し番号に、抽出間隔数を加えた数の通し番号の組合員等とする。
- ③ 第3位以下の抜取対象組合員等の抽出は、②と同様の方法により順次決定する。

〔例〕 組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地に係る組合員等の数 …… 90戸

抜取調査対象組合員等の数 …………… 10戸

抽出間隔（ $\frac{90}{10} = 9$ 戸） …………… 9戸

組合員等抽出スタート区間

調査対象第1										第2																																																	
1	2	3	④	5	6	7	8	9	10	11	12	⑬	14	15	16	17																																											
第3										第4																																																	
18	19	20	21	②②	23	24	25	26	27	28	29	30	③①	32	33	34																																											
第5										第6										第7										第8										第9																			
……④①……										④⑨……										⑤⑧……										⑥⑦……										⑦⑥……										……90									

第2 調査樹園地の調査方法

- 1 抜取調査対象組合員等の調査樹園地は、樹体共済の共済目的の種類ごとに被害のあつた全樹園地とする。
- 2 被害樹園地ごとの調査は、損害評価要綱第1章第2節第2の2（樹体共済の共済事故）に規定する樹体の損害について細区分等及び樹齢区分別の果樹ごと及び損害程度別に損害本数を調査する。
- 3 損害程度別は、全損（枯死、流失、滅失、埋没及び災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる損傷）及び分損の別とし、分損については、損害90%以上、90%未満～80%以上、80%未満～70%以上、70%未満～60%以上、60%未満～50%以上の5区分とする。

- 4 分損とは、災害により主枝が折損又は枯死したもので、かつ、これにより、その損傷を受ける直前における樹冠容積（棚栽培の場合は樹冠面積。以下5において同じ。）の2分の1以上が失われたか、又は、その部分について災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる樹体の損傷をいう。

この場合の主枝とは、植物学的な主枝判定でなく、果実を収穫する目的から整枝された栽培学的な主枝をいう。

- 5 分損の損害程度の調査は、災害がなかった場合の樹冠容積（以下「災害なかりせば樹冠容積」という。）に対する主枝の折損又は枯死により災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる樹冠容積（以後「損害樹冠容積」という。）の割合を調査する。

$$\text{樹体別損害割合} = \frac{\text{損害樹冠容積}}{\text{災害なかりせば樹冠容積}} \times 100$$

（分損の調査例）

- （1）主枝2本仕立て、樹冠容積に占める各主枝ごとの勢力は均等の場合の樹体が災害によつて主枝1本が折損又は枯死した場合の損害割合は次のとおりである。

$$\text{樹体損害割合} = \frac{1 \text{ 本}}{2 \text{ 本}} \times 100 = \frac{50\%}{50\% + 50\%} \times 100 = \frac{50\%}{100\%} \times 100 = 50\%$$

- （2）主枝3本仕立て、樹冠容積に占める第1の主枝勢力は55%、第2主枝の勢力25%、第3主枝の勢力20%の場合の樹体が、災害によつて第2及び第3主枝が折損又は枯死した場合の損害割合は次のとおりである。

$$\text{樹体損害割合} = \frac{25\% + 20\%}{55\% + 25\% + 20\%} \times 100 = \frac{45\%}{100\%} \times 100 = 45\%$$

樹体の損害割合は45%であり、50%（2分の1）以上の損害でないので分損があつたと認められない。

- （3）主枝4本仕立て、樹冠容積に占める各主枝ごとの勢力は均等の場合の樹体が、災害によつて主枝3本が折損又は枯死した場合の損害割合は次のとおりである。

$$\text{樹体損害割合} = \frac{3 \text{ 本}}{4 \text{ 本}} \times 100 = \frac{25\% + 25\% + 25\%}{25\% + 25\% + 25\% + 25\%} \times 100 = \frac{75\%}{100\%} \times 100 = 75\%$$

第3 損害の額の取りまとめ方法

- 1 第2の調査結果に基づき、調査対象組合員等ごとに、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごと並びに損害程度別の樹体本数を集計する。
- 2 1の集計値から調査対象組合員等ごとの細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの全損換算本数を、次式により算出する。

この算出における損害程度は、損害程度別の中央値（全損の場合は100%、分損90%以上は95%、90%未満～80%以上は85%、80%未満～70%以上は75%、70%未満60%以上は65%、60%未満50%以上は55%）を用いる。

$$\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の全損換算本数} = \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの} \sum (\text{損害程度本数} \times \text{損害程度 (中央値)})}{\text{}} \quad \text{}$$

- 3 2の計算値から、調査対象組合員等ごとの損害の額を次式により算出する。この場合、分割評価を行つた組合員等については、次式により算出された損害の額から分割評価の損害の額を差し引いた額をもつて決定損害額とする。

$$\text{組合員等ごとの損害の額} = \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの}}{\Sigma} (\text{全損換算本数} \times 1 \text{ 本当たり価額})$$

「細区分等及び樹齢区分別の果樹の 1 本当たり価額」は、果樹共済引受要綱第 4 章第 2 節第 2 により、組合員等ごと、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとに算定された細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの価額を当該細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの引受本数で除して得た額とする。

$$\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の 1 本当たり価額} = \frac{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の価額}}{\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹の引受本数}}$$

第 4 組合等別の損害額修正率の算定

1 連合会は、組合等から連合会抜取調査に係る組合員等の組合等当初評価高の細区分等及び樹齢区分別の果樹並びに損害程度別の樹体本数、細区分等及び樹齢区分別の果樹の全損換算本数、細区分等及び樹齢区分別の果樹の 1 本当たり価額、決定損害額、組合等当初評価高の算出に用いた組合等評価地区別の損害額修正率とその組合等の平均値並びにその他必要事項を提出させる。

2 組合等別の損害額修正率の算出方法

(1) 組合等別の損害額修正率は次により算出する。

$$\text{組合等別の損害額修正率} = \frac{\text{組合等別の連合会抜取調査の損害の額の合計}}{\text{連合会抜取調査に係る組合員等の組合等当初評価高の損害の額の合計}} \times 100$$

(2) 損害評価要綱第 3 章第 3 節第 2 の 2 の (1) のオにより見回り調査を行つた場合で、その見回り調査結果により、組合等別の損害額修正率を調整する必要がある場合は、見回り調査結果に基づき組合等別調整率を定め、次により組合等別の損害額修正率を算定する。

ただし、組合等別調整率を定めるに当たっては、組合等別の 10 万円（共済価額の 10 分の 1 に相当する金額が 10 万円に満たないときは、当該相当する金額）を超える損害があつた全組合員等の引受面積を重みとする組合等別調整率の加重平均値は 100% を上回つてはならない。なお、評価区域を定めて連合会抜取調査を行つた場合は、評価区域ごとに組合等別調整率の加重平均値を算出する。その加重平均値は、100% を上回つてはならない。

$$\text{組合等別の損害額修正率} = (1) \text{ の組合等別の損害額修正率} \times \text{組合等別の調整率}$$

第 4 章 組合等の行う損害評価の指導基準

都道府県及び連合会は、この章に定める事項を基準として組合等を指導する。

第 1 組合等の行う半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式に係る着果数調査の指導基準

損害評価要綱第 2 章第 1 の 2 の (1) のアに基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の着果数調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の着果数調査の方法は、次の事項を基準として定める。

1 検見調査の方法

(1) 樹園地ごとの検見調査の調査標本数は、樹園地ごとに 5 本（区画）を標準とし、栽培面積、栽培方法等に応じて調査標本数を増加する。

(2) 検見調査の調査標本は、生育、樹齢等の中庸なものから抽出する。ただし、生育、樹齢等に著しい差異がある場合には、当該樹園地を区分し、その区分ごとに検見調査の調査標本を抽出する。

この場合、区分ごとの検見調査の調査標本数は、各区分ごとの着果樹体（区画）数（又は栽培面積）に応

じて比例配分し、区分ごとの生育、樹齢等の中庸なものから抽出する。

(3) 検見調査は、次に定める方法により調査標本の着果数を把握する。

- ① うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ及びすもも

調査標本について、着果主枝、着果中枝、着果群等の部位の着果数を検見し、当該調査標本の着果数（くりについては着きゆう数）を把握する。

- ② ぶどう及びキウイフルーツ

調査標本ごとの着果数を検見し、当該調査標本の着果数を把握する。

(4) (3) の検見調査結果から当該樹園地の 1 本（区画）当たりの平均着果数を推定し、当該樹園地の着果数を把握する。

2 実測調査の方法

(1) 樹園地ごとの実測調査の調査標本数は、10 本（区画）を標準とし、栽培面積、栽培方法等に応じて調査標本数を増加する。

(2) 実測調査の調査標本の抽出、実測調査の方法は、連合会抜取調査に準ずる。

第2 組合等の行う半相殺方式及び樹園地単位方式に係る検見調査及び実測調査の指導基準

損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のアの(ア)の④及び同1の(2)のアの(ア)の④に基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の検見調査及び実測調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の検見調査及び実測調査の方法は、次の事項を基準として定める。

1 検見調査の方法

(1) 樹園地ごとの検見調査の調査標本数は、樹園地ごとに5本（区画）を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて調査標本数を増加する。

(2) 検見調査の調査標本は、生育、被害状況等の中庸なものから抽出する。

ただし、生育、被害状況等に著しい差異がある場合には、当該樹園地を区分し、その区分ごとに検見調査の調査標本を抽出する。この場合、区分ごとの検見調査の調査標本数は、各区分ごとの着果樹体（区画）数（又は栽培面積）に応じて比例配分し、区分ごとの生育、被害状況等の中庸なものから抽出する。

(3) 検見調査は、次に定める方法により調査標本の見込収穫量又は見込減収量を把握する。

- ① 半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ、すもも及びキウイフルーツ

調査標本について、着果主枝、着果中枝、着果群等の部位の着果数を検見し、当該調査標本の見込収穫量を把握する。

イ くり

アに準じて、当該調査標本の着きゆう数を把握する。

なお、調査標本の樹冠面積に落きゆうしたきゆうがある場合は、当該落きゆう数を把握する。

- ② 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式

ア うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、うめ、すもも及びキウイフルーツ

調査標本について、共済事故の発生の都度（摘果終了時前にあつてはすべての災害の発生の都度）及

び摘果終了時に当該事故発生通知又は災害発生に係る樹園地について、また、収穫期に損害通知（定期報告）のあつた樹園地について見込落果数等（損害評価要綱第3章第3節第1の1の（2）のアの（ア）の④の見込落果数等をいう。以下同じ。）を検見し、当該調査標本の見込減収量を把握する。

イ　くり

調査標本について、アの方法に準じて見込落果数等を見込み、当該調査標本の見込減収量を把握する。

なお、調査標本の樹冠面積に落きゆうした被害きゆうがある場合は当該被害きゆう数を把握する。

（4）（3）の検見調査結果から当該樹園地の1本（区画）当たりの平均見込収穫量又は平均見込減収量を推定し、当該樹園地の見込収穫量又は見込減収量を把握する。

（5）肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

2　実測調査の方法

（1）樹園地ごとの実測調査の調査標本数は、10本（区画）を標準とし、栽培面積、被害状況等に応じて調査標本数を増加する。

（2）実測調査の調査標本の抽出、実測調査及び見込収穫量又は見込減収量の算定方法は、連合会抜取調査に準ずる。

（3）肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、分割評価を行う。

第3　共同利用施設調査の指導基準

損害評価要綱第3章第3節第1の2の（1）のウの（エ）に基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の共同利用施設調査の方法及び並びに都道府県が指導する特定組合の共同利用施設調査の方法は、次の事項を基準として定める。

1　選果開始後、農業協同組合等の共同利用施設ごとに加工向用として出荷される果実について収穫共済の共済目的の種類等（又は品種）ごとに出荷期間を出荷初期、出荷中期及び出荷後期に区分（出荷期間中に選果基準の変更又は価格の変動等により加工向用として出荷される果実の品質が変動した時は、その都度）し、農業協同組合等の共同利用施設ごとに加工向用として出荷される荷口の中から無作為に10か所を設定し、1か所当たり100果（合計1,000果）を連続して抽出（果実の大きさ（例えばL・M・S）別等に荷口が仕分けられている場合は、出荷荷口の数に応じて抽出か所数を配分する。）し、第2章第1節の調整果実数を調査する。

2　1の調査結果に基づき、次により見込収穫量を取りまとめる。

（1）加工向用出荷量の中に細区分の異なる果実の混入がない場合

$$\begin{aligned} \text{組合員等ごとの見込収穫量} = & \Sigma \left[(\text{当該組合員等の出荷量} - \text{当該組合員等の加工向用出荷量}) \right. \\ & + \{ \text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times (1 - \text{調整果数歩合}) \} \\ & \left. + \{ (\text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times \text{調整果数歩合}) \times \text{調整係数} \} \right] \end{aligned}$$

$$\text{調整果数歩合} = \frac{\text{調整果実数の合計}}{\text{調査標本果実の果実数の合計}} \times 100$$

(2) 加工向用出荷量の中に細区分の異なる果実の混入がある場合

組合員等ごとの見込収穫量＝当該組合員等の細区分ごとの見込収穫量の合計

$$\begin{aligned} \text{組合員等ごとの細区分ごとの見込収穫量} = & \Sigma [(\text{当該組合員等の当該細区分の出荷量} \\ & - \text{当該組合員等の当該細区分の加工向用出荷量}) \\ & + \{ \text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times (1 - \text{調整果数歩合}) \} \\ & + \{ (\text{当該組合員等の加工向用出荷量} \times \text{調整果数歩合}) \\ & \times \text{調整係数} \} \times \text{当該細区分ごとの配分率}] \end{aligned}$$

なお、当該組合員等の細区分ごとの出荷量は細区分ごとの生食用の規格又は加工用の規格に格付して出荷した量をいう。

$$\text{調整果数歩合} = \frac{\text{調整果実数の合計}}{\text{調査標本果実の果実数の合計}} \times 100$$

$$\text{細区分ごとの配分率} = \frac{\text{細区分ごとの果実数の合計}}{\text{調査標本果実の果実数の合計}} \times 100$$

(3) 損害評価会等による検討

組合等は、(1) 及び (2) により算定した調整果数歩合を一律に適用するのが適当でない場合には、損害評価会、試験研究機関等の意見を聴いて出荷期間を区分（例えば、貯蔵前と貯蔵後）してその区分ごとの調整果数歩合を算定して当該出荷期間中に出荷された加工向用出荷量を適用しても差し支えない。

第4 組合等の行う樹体共済に係る検見調査の指導基準

損害評価要綱第3章第3節第2の1の(1)のイに基づき、都道府県及び連合会が指導する組合等の検見調査の方法並びに都道府県が指導する特定組合の検見調査の方法は、次の事項を基準として定める。

- 1 検見調査の対象となる樹園地の調査方法、全損換算本数及び損害の額の算定方法は、連合会抜取調査に準ずる。
- 2 肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる損害の額がある場合には、分割評価を行う。

附則（平成27年 3 月 9 日26経営第2993号）

平成27年 4 月 1 日以降に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済の共済関係については、なお従前の例による。

別表 1 半相殺方式、全相殺減収総合方式及び樹園地単位方式に適用する調整果実の調整係数

調整果実の調整係数は、収穫共済の共済目的の種類に応じ、次表のとおりとする。

収穫共済の共済目的の種類	調整係数
うんしゅうみかん	0.2
な つ み か ん	0.2
い よ か ん	0.2
指 定 か ん き つ	0.2
り ん ご	0.2
ぶ ど う	0.2
な し	0.2
も も	0.2
お う と う	0.1
び わ	0.3
か き	0.2
く り	0.2
う め	0.3
す も も	0.3
キウイフルーツ	0.3

別表 2 連合会抜取調査の組合等別調査対象樹園地の数

連合会抜取調査の組合等別の調査対象樹園地の数は、組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地の数に対応する数として次表のとおりとする。

ただし、組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地の数が25以下の場合においては、調査対象樹園地の数は組合等で悉皆調査の対象となつた樹園地の数の3分の1以上の数とする。

組合等で悉皆調査の対象 となつた樹園地の数	左に対応する調査 対象樹園地の数
25以下	9以下
26以上～50以下	11
51以上～150以下	12
151以上～300以下	13
301以上～500以下	14
501以上	15

別表3 収穫共済の共済目的の種類別の調査標本数

調査樹園地ごとの調査標本数は、収穫共済の共済目的の種類に応じ、次表に掲げる当該樹園地の着果樹本数、着果間隔数、着果区画数又は集積か所数に対応する数とする。

収穫共済の共済目的の種類	調査方法	調査標本数																		
		(単位：本、区画又はか所)																		
うんしゅう みかん	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 400	401 以上
	調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
なつみかん	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91 ～ 100	101 ～ 110	111 ～ 130	131 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 300	301 以上
	調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
いよかん	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91 ～ 100	101 ～ 110	111 ～ 130	131 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 300	301 以上
	調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
指定かんきつ	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91 ～ 100	101 ～ 110	111 ～ 130	131 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 300	301 以上
	調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
りんご	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～70	71～75	76～80	81～85	86～90	91～95	96 ～ 100	101 以上
		調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	調査	着果間隔数	50以下	51 ～ 100	101 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 ～ 450	451 ～ 500	501 ～ 600	601 ～ 700	701 ～ 800	801 ～ 900	901 ～ 1,000	1,001 ～ 1,100	1101 ～ 1,200	1201 以上
		調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
ぶどう	区画別	着果区画数	50以下	51 ～ 100	101 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 ～ 450	451 ～ 500	501 ～ 600	601 ～ 700	701 ～ 800	801 ～ 900	901 ～ 1,000	1,001 ～ 1,100	1101 ～ 1,200	1201 以上
		調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 以上
		調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
なし	樹体 1/4	着果樹本数	10以下	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91 ～ 100	101 ～ 110	111 ～ 120	121 ～ 130	131 ～ 140	141 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 300	301 以上
		調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	樹体別	着果樹本数	10以下	11～20	21～40	41～60	61～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 140	141 ～ 160	161 ～ 180	181 ～ 200	201 ～ 220	221 ～ 240	241 ～ 260	261 ～ 280	281 ～ 300	301 ～ 400	401 以上
		調査標本数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

収穫共済の共済目的の種類		調 査 方 法		調 査 標 本 数																	
				(単位：本、区画又はか所)																	
もも	もも	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 以上
		調 査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
おうとう	おうとう	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～70	71～75	76～80	81～85	86～90	91～95	96 ～ 100	101 以上
		調 査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
びわ	びわ	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 400	401 以上
		調 査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
かき	かき	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～50	51～60	61～80	81 ～ 110	111 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 以上
		調 査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
くり	樹体別調査	全数	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～50	51～60	61～80	81 ～ 110	111 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 以上
		調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	樹体1/4調査	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91 ～ 100	101 ～ 110	111 ～ 120	121 ～ 130	131 以上	
		調査	調査標本数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	集積か所別調査	全数	集積か所数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～50	51～60	61～80	81 ～ 110	111 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 以上
		調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	か所1/2調査	集積か所数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 300	301 ～ 400	401 以上	
		調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
うめ	うめ	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 400	401 以上
		調 査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
すもも	すもも	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～70	71～75	76～80	81～85	86～90	91～95	96 ～ 100	101 以上
		調 査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

収穫共済の共済目的の種類	調査方法	調査標本数																		
		(単位：本、区画又はか所)																		
キウイ	区画別	着果区画数	50以下	51 ～ 100	101 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 ～ 450	451 ～ 500	501 ～ 600	601 ～ 700	701 ～ 800	801 ～ 900	901 ～ 1,000	1,001 ～ 1,100	1,101 ～ 1,200	1,201 以上
	調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
フルーツ	樹体別	着果樹本数	10以下	11～15	16～20	21～25	26～30	31～40	41～50	51～60	61～80	81 ～ 100	101 ～ 120	121 ～ 150	151 ～ 200	201 ～ 250	251 ～ 300	301 ～ 350	351 ～ 400	401 以上
	調査	調査標本数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21

別表 4 調査標本数に対応する実測調査標本数

実測調査樹園地の調査対象実測調査標本数は当該樹園地で調査の対象となった調査標本数（検見調査標本数）に対応する数とし、次表のとおりとする。

調査標本数（検見調査標本数）	実測調査標本数
4本（間隔又は区画）～5本（間隔又は区画）	2本（間隔又は区画）
6 〃 ～ 7 〃	3 〃
8 〃 ～ 10 〃	4 〃
11 〃 ～ 13 〃	5 〃
14 〃 ～ 16 〃	6 〃
17 〃 ～ 18 〃	7 〃
19 〃 ～ 21 〃	8 〃

別表5 果実の横径、縦径又はきゆうの重量による果実重推定尺度

(昭和48年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収獲共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
うんしゅ うみかん	早生うん しゅ		愛知	南知多町	1	Y= 2. 85X1+1. 72X2-161. 57	個 100	g 107. 4	mm 61. 2	mm 55. 2	g 40. 0	mm 8. 3	mm 9. 3	% 37. 2	% 13. 5	% 16. 9	0. 926	0. 891	0. 951
〃	〃		〃	御津町	2	Y= 0. 86X1+3. 68X2-128. 13	100	114. 1	63. 7	51. 0	24. 6	8. 0	4. 5	21. 6	12. 6	8. 9	0. 622	0. 818	0. 854
〃	〃		〃	県計	3	Y= 1. 93X1+2. 25X2-129. 00	200	110. 7	62. 4	53. 1	33. 4	8. 3	7. 6	30. 1	13. 2	14. 3	0. 795	0. 809	0. 891
〃	〃		三重	南勢町	4	Y=-0. 17X1+2. 67X2- 10. 13	100	127. 2	65. 4	55. 6	13. 5	5. 8	5. 2	10. 6	8. 9	9. 4	0. 933	0. 962	0. 962
〃	〃		大阪		5	Y= 2. 63X1+1. 67X2-152. 42	100	85. 7	58. 6	50. 5	22. 4	5. 2	5. 0	26. 2	8. 8	9. 8	0. 943	0. 922	0. 955
〃	〃		兵庫	灘口	6	Y= 2. 50X1+2. 14X2-157. 72	100	94. 4	60. 4	47. 4	20. 7	5. 2	3. 9	21. 9	8. 5	8. 3	0. 936	0. 886	0. 971
〃	〃		〃	灘口塚	7	Y= 3. 38X1+1. 74X2-199. 94	100	116. 7	66. 2	53. 2	27. 0	5. 5	5. 3	23. 2	8. 2	10. 0	0. 938	0. 852	0. 965
〃	〃		〃	県計	8	Y= 2. 87X1+1. 71X2-162. 09	200	105. 6	63. 3	50. 3	26. 5	6. 1	5. 5	25. 1	9. 6	11. 0	0. 943	0. 888	0. 966
〃	〃		和歌山		9-1	Y= 3. 24X1+1. 52X2-169. 72	217	115. 6	63. 5	52. 5	57. 2	12. 9	9. 9	49. 5	20. 2	18. 8	0. 980	0. 963	0. 982
〃	〃		〃	田辺市、吉備町、 粉川町 (43年)	9-2	Y= 3. 48X1+1. 52X2-189. 80	120	112. 5	63. 8	52. 8	26. 8	5. 7	5. 0	23. 8	8. 9	9. 5	0. 954	0. 839	0. 749
〃	〃		広島	尾道市①	10	Y= 2. 87X1+1. 88X2-169. 32	100	81. 5	55. 4	49. 0	24. 4	5. 1	5. 4	30. 0	9. 2	11. 0	0. 947	0. 918	0. 974
〃	〃		〃	尾道市②	11	Y= 3. 39X1+2. 00X2-203. 56	100	112. 4	62. 3	52. 6	36. 3	6. 8	6. 6	32. 3	10. 9	12. 6	0. 966	0. 946	0. 976
〃	〃		〃	県計	12	Y= 3. 36X1+1. 84X2-194. 08	200	96. 9	58. 8	50. 8	34. 6	6. 9	6. 3	35. 7	11. 7	12. 4	0. 966	0. 927	0. 979
〃	〃		愛媛	川内町	13	Y= 3. 84X1+1. 63X2-202. 91	200	124. 9	63. 4	52. 1	30. 7	5. 8	5. 0	24. 5	9. 1	9. 7	0. 957	0. 899	0. 965
〃	〃		高知	土佐市	14	Y= 2. 71X1+1. 80X2-145. 72	100	91. 4	55. 9	47. 4	27. 1	6. 4	5. 3	29. 6	11. 5	11. 1	0. 946	0. 906	0. 962
〃	〃		福岡	黒木町	15	Y= 4. 57X1+0. 45X2-199. 24	100	128. 2	66. 3	55. 6	58. 1	11. 7	9. 4	45. 3	17. 7	16. 9	0. 990	0. 960	0. 990
〃	〃		佐賀	鹿島市	16	Y= 2. 37X1+2. 75X2-181. 41	100	121. 1	65. 3	53. 8	30. 1	6. 1	5. 8	24. 8	9. 3	10. 8	0. 890	0. 902	0. 951
〃	〃		長崎	佐世保、大 村	17	Y= 3. 90X1+1. 17X2-190. 70	200	114. 3	62. 8	51. 4	37. 7	7. 6	6. 4	33. 0	12. 2	12. 5	0. 971	0. 913	0. 975
〃	〃		熊本	鹿北町	18	Y= 1. 48X1+2. 95X2- 74. 55	100	98. 0	44. 9	35. 8	23. 9	6. 6	4. 8	24. 4	14. 8	13. 5	0. 874	0. 916	0. 952

収獲共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
うんしゅ うみかん	早生うん しゅ		熊本	三角町	19	$Y = 3.19X1 + 2.16X2 - 204.49$	100	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.950	0.910	0.969
"	"		"	県計	20	$Y = 1.45X1 + 0.54X2 + 4.42$	200	108.4	55.1	44.6	30.5	12.2	10.2	28.1	22.1	22.8	0.750	0.729	0.752
"	"		大分	大分市	21	$Y = 3.02X1 + 1.82X2 - 178.08$	100	114.9	64.0	54.7	32.1	7.2	5.7	28.0	11.2	10.5	0.949	0.896	0.964
"	"		宮崎	川南町	22	$Y = 3.28X1 + 2.44X2 - 223.75$	100	116.5	64.0	53.4	37.0	7.1	5.6	31.8	11.2	10.6	0.968	0.942	0.981
"	"		全国計		23	$Y = 2.79X1 + 1.18X2 - 122.19$	2,117	111.4	61.8	51.5	37.9	9.1	7.7	34.1	14.7	15.0	0.882	0.835	0.889
"	普通うん しゅ		神奈川		24	$Y = 2.77X1 + 1.32X2 - 147.19$	100	86.5	62.1	46.6	33.2	8.8	6.7	38.4	14.1	14.4	0.975	0.933	0.981
"	"		静岡	藤枝市	25	$Y = 2.65X1 + 0.84X2 - 98.16$	100	75.7	52.6	41.0	14.4	3.8	3.8	19.1	7.3	9.2	0.847	0.689	0.862
"	"		"	三ヶ日町	26	$Y = 2.02X1 + 1.71X2 - 115.20$	100	99.4	63.3	50.8	10.1	2.3	3.1	10.2	3.6	6.0	0.767	0.736	0.840
"	"		"	島田市	27	$Y = 0.56X1 + 0.34X2 + 40.64$	100	101.8	68.7	67.7	9.0	6.3	10.0	8.9	9.2	14.8	0.534	0.521	0.634
"	"		"	細江町	28	$Y = 2.79X1 + 2.35X2 - 144.37$	100	110.2	55.1	43.1	32.6	6.3	5.7	29.6	11.4	13.2	0.882	0.862	0.909
"	"		"	引佐町	29	$Y = 2.54X1 + 1.97X2 - 156.73$	100	92.6	61.1	47.7	14.9	3.2	3.6	16.1	5.3	7.6	0.965	0.956	0.994
"	"		"	浜松市	30	$Y = 1.54X1 + 2.55X2 - 70.25$	100	96.9	46.1	37.9	21.2	6.0	4.6	21.9	13.0	12.1	0.810	0.848	0.904
"	"		"	岡部町	31	$Y = 2.41X1 + 2.03X2 - 135.55$	100	105.8	59.8	47.8	21.2	5.1	4.4	20.1	8.6	9.2	0.901	0.861	0.943
"	"		"	県計	32	$Y = 0.61X1 + 0.33X2 - 46.16$	700	97.5	58.1	48.0	40.4	25.2	39.0	41.4	43.4	81.2	0.516	0.483	0.593
"	"		愛知	御津町	33	$Y = 28.1X1 + 1.17X2 - 135.14$	100	94.8	61.6	49.9	15.4	3.7	3.8	16.3	6.0	7.5	0.901	0.825	0.917
"	"		"	南知多町	34	$Y = 0.85X1 + 2.24X2 - 77.35$	100	83.9	60.1	49.0	16.2	6.3	4.3	19.3	10.4	8.8	0.615	0.757	0.810
"	"		"	県計	35	$Y = 1.18X1 + 2.31X2 - 95.91$	200	89.4	60.6	49.5	16.7	5.2	4.1	18.7	8.5	8.2	0.690	0.773	0.828
"	"		大阪		36	$Y = 2.66X1 + 1.08X2 - 124.29$	100	81.1	57.6	48.5	18.1	5.0	4.7	22.3	8.6	9.7	0.971	0.908	0.982
"	"		兵庫	灘域方	37	$Y = 2.29X1 + 0.78X2 - 80.90$	100	93.9	61.2	44.7	21.5	5.9	4.7	22.9	9.7	10.5	0.742	0.587	0.753

収獲共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
うんしゅ うみかん	普通うん しゅ		兵庫	灘口協	38	$Y = 3.04X1 + 0.64X2 - 136.37$	100	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.933	0.800	0.939
"	"		"	県 計	39	$Y = 2.52X1 + 0.64X2 - 96.83$	200	87.8	61.7	45.3	21.1	5.5	4.9	24.1	8.9	10.8	0.761	0.619	0.768
"	"		和歌山	有田市 (43 年)	40-1	$Y = 2.57X1 + 1.56X2 - 141.00$	59	85.8	59.1	48.0	25.2	6.6	5.0	29.4	11.2	10.4	0.933	0.872	0.948
"	"		"		40-2	$Y = 3.26X1 + 1.57X2 - 178.75$	217	110.9	64.8	50.1	52.1	11.4	9.4	47.0	17.6	18.9	0.965	0.916	0.973
"	"		広島	東野町	41	$Y = 2.84X1 + 2.18X2 - 176.50$	100	97.5	59.6	47.9	25.9	5.5	4.6	26.6	9.3	9.5	0.930	0.892	0.954
"	"		香川	土居町、中島 町、三瓶町、 古田町 (43年)	42	$Y = 2.33X1 + 2.37X2 - 143.25$	100	97.6	57.9	44.7	23.7	5.6	4.6	24.3	9.7	10.4	0.899	0.876	0.949
"	"		愛媛		43-1	$Y = 2.51X1 + 2.07X2 - 160.90$	257	104.7	65.5	49.0	25.0	6.1	4.7	23.9	9.3	9.6	0.913	0.860	0.947
"	"		"	川内町	43-2	$Y = 0.12X1 + 3.52X2 - 85.25$	200	82.1	58.6	45.5	18.0	14.7	4.3	21.9	25.0	9.6	0.247	0.868	0.874
"	"		高知	土佐市	44	$Y = 2.88X1 + 1.69X2 - 162.71$	100	103.7	63.9	48.7	22.8	5.4	4.4	22.0	8.5	9.1	0.934	0.844	0.958
"	"		福岡	黒木町	45	$Y = 2.77X1 + 1.87X2 - 167.78$	100	102.8	64.1	50.0	43.9	10.5	7.7	42.7	16.5	15.4	0.969	0.946	0.976
"	"		佐賀	多久市	46	$Y = 3.11X1 + 1.60X2 - 177.66$	100	102.5	64.4	50.0	25.2	5.8	4.7	24.5	9.1	9.3	0.927	0.798	0.952
"	"		長崎	佐世保、大 村	47	$Y = 2.44X1 + 2.00X2 - 144.49$	200	102.1	62.5	46.9	22.9	5.7	4.7	22.4	9.1	10.1	0.923	0.876	0.961
"	"		熊本	鹿北町	48	$Y = 3.20X1 + 1.68X2 - 184.67$	100	114.5	65.9	52.7	22.4	4.9	4.0	19.6	7.4	7.6	0.963	0.854	0.954
"	"		"	三角町	49	$Y = 2.43X1 + 2.11X2 - 160.02$	100	95.9	62.9	49.0	20.5	4.7	4.5	21.4	7.5	9.1	0.895	0.870	0.946
"	"		"	県 計	50	$Y = 2.80X1 + 2.05X2 - 179.68$	200	105.2	64.4	50.9	23.4	5.0	4.6	22.3	7.8	9.1	0.922	0.881	0.955
"	"		大分	大分市	51	$Y = 2.54X1 + 1.91X2 - 141.17$	100	98.9	59.9	46.2	19.9	4.7	4.3	20.1	7.9	9.3	0.904	0.854	0.946
"	"		鹿児島	福山町	52	$Y = 3.34X1 + 1.32X2 - 172.72$	100	107.1	64.0	50.0	24.1	5.0	4.3	22.5	7.8	8.6	0.867	0.746	0.881
"	"			全国計	53	$※Y = 1.04X1 + 0.41X2 + 14.08$	2,817	97.0	60.9	48.0	32.7	14.6	20.1	33.7	23.9	41.9	0.572	0.455	0.616
なつみか ん			和歌山	川辺町 (43 年)	54-1	$Y = 7.39X1 + 2.55X2 - 577.70$	36	365.2	98.7	83.6	58.0	6.1	5.6	15.9	6.2	6.7	0.969	0.842	0.982

収穫共済 の共済目的の種類								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
品 種 名	要 因 名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2	
なつみかん			和歌山	川辺町	54-2	Y= 7.03X1+4.51X2-679.44	123	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.943	0.913	0.956
〃			愛媛	八幡浜市、明浜町 (43年)	54-3	Y= 6.80X1+2.83X2-554.30	200	364.8	95.9	82.0	107.4	9.6	8.5	29.4	10.0	10.3	0.915	0.769	0.943
りんご	祝		北海道	江部乙町	55	Y= 4.15X1+2.10X2-286.24	100	163.5	73.6	68.6	39.9	6.9	5.5	24.4	9.3	8.0	0.955	0.881	0.969
〃	〃		長野		56	Y= 1.70X1+1.83X2- 81.31	100	165.1	74.1	66.1	12.1	3.0	3.3	7.3	4.1	4.9	0.512	0.569	0.706
〃	〃		全国計		57	Y= 3.79X1+2.06X2-254.35	200	164.3	73.9	67.3	29.5	5.3	4.7	17.9	7.2	7.0	0.896	0.772	0.930
〃	旭		北海道		58	Y= 3.82X1+2.08X2-268.32	139	164.6	78.5	63.9	31.4	5.8	4.9	19.1	7.4	7.6	0.878	0.694	0.919
〃	〃		長野		59	※Y=2.96X1+0.85X2-110.73	100	172.9	78.4	61.4	20.8	4.4	4.8	12.0	5.6	7.8	0.666	0.327	0.693
〃	〃		全国計		60	Y= 3.81X1+1.20X2-206.19	239	168.1	78.4	62.9	27.7	5.3	5.0	16.5	6.7	7.9	0.810	0.505	0.834
〃	レッドゴールド		北海道	江部乙町	61	Y= 4.72X1+2.14X2-325.77	40	178.7	76.6	66.7	30.2	4.6	3.8	16.9	6.0	5.7	0.942	0.861	0.955
〃	陸奥		山形	東根市	62	Y= 8.64X1+3.18X2-693.61	51	393.5	93.2	88.6	94.2	7.4	9.8	24.0	7.9	11.1	0.923	0.831	0.950
〃	王鈴		〃	〃	63	Y= 3.78X1+2.65X2-281.62	100	178.2	71.6	71.4	25.6	4.0	4.4	14.4	5.6	6.2	0.834	0.772	0.920
〃	ふじ		〃	〃	64	Y= 5.85X1+3.33X2-460.64	76	277.2	85.0	72.4	61.5	6.9	6.5	22.2	8.1	9.0	0.897	0.802	0.933
〃	紅玉	風害	岩手	矢巾	65	Y= 3.89X1+1.99X2-237.80	100	221.4	81.7	71.0	30.1	4.8	4.7	13.6	5.9	6.7	0.825	0.711	0.859
〃	〃	霜害	〃	花巻	66	Y= 4.09X1+2.55X2-298.03	100	191.5	77.8	67.2	33.4	4.3	5.0	17.5	5.6	7.4	0.709	0.630	0.784
〃	〃	風害	〃	〃	67	Y= 5.37X1+1.01X2-286.95	100	200.8	78.0	67.8	36.8	4.9	6.9	18.3	6.3	10.2	0.796	0.476	0.815
〃	〃	風、霜害	〃	〃	68	Y= 5.38X1+3.39X2-444.44	100	236.2	81.7	71.4	53.2	5.6	6.6	22.5	6.9	9.2	0.794	0.728	0.868
〃	〃	凍霜害	〃	滝沢	69	※Y=4.37X1+2.24X2-293.67	100	204.4	79.0	68.3	27.0	3.1	3.8	13.2	3.9	5.6	0.624	0.516	0.689
〃	〃		〃	県計	70	Y= 4.98X1+2.27X2-342.12	500	210.9	79.6	69.1	40.5	4.9	5.8	19.2	6.2	8.4	0.784	0.655	0.830
〃	〃		山形	東根市	71	Y= 4.44X1+2.41X2-317.60	100	213.0	82.0	69.1	36.7	5.5	4.9	17.2	6.7	7.0	0.869	0.742	0.904

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	紅玉		群馬	糸之瀬	72	Y= 3.37X1+3.11X2-283.42	100	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.819	0.740	0.898
	〃		長野	小布施町	73	Y= 3.48X1+2.64X2-262.55	100	169.0	74.9	64.8	18.6	3.2	2.8	11.0	4.3	4.3	0.877	0.817	0.920
	〃		〃	高山村	74	Y= 3.70X1+2.40X2-268.59	100	189.3	78.6	69.6	26.3	4.4	4.1	13.9	5.7	5.8	0.879	0.798	0.921
	〃		〃	県 計	75	Y= 3.62X1+2.13X2-242.17	200	179.1	76.8	67.2	24.9	4.3	4.2	13.9	5.6	6.3	0.900	0.836	0.930
	〃		全国計		76	Y= 4.21X1+2.32X2-296.32	400	193.6	78.8	68.4	32.0	5.1	4.4	16.5	6.5	6.5	0.892	0.774	0.923
	〃		〃	(被害含む)	77	Y= 4.69X1+2.33X2-328.81	900	203.2	79.2	68.8	37.9	5.1	5.2	18.7	6.4	7.6	0.814	0.689	0.854
〃	スターキング デリシャス		北海道	江部乙町	78	Y= 6.46X1+0.77X2-360.84	38	215.7	80.3	75.2	49.6	7.0	5.4	23.0	8.7	7.2	0.981	0.798	0.982
〃	〃		秋田	平鹿町	79	Y= 3.78X1+2.87X2-270.57	100	274.8	84.6	78.7	35.7	4.8	5.1	13.0	5.6	6.4	0.749	0.710	0.816
〃	〃		山形	東根市	80	Y= 5.85X1+3.71X2-500.63	100	312.8	87.6	81.1	70.1	7.4	7.8	22.4	8.5	9.7	0.903	0.839	0.952
〃	〃		群馬	糸之瀬	81	Y= 5.40X1+2.43X2-381.04	100	220.2	78.5	73.1	34.3	4.3	4.5	15.6	5.4	6.1	0.866	0.733	0.901
〃	〃		長野	小布施町	82	Y= 5.38X1+3.55X2-467.69	100	278.8	87.1	78.4	48.4	6.1	4.6	17.4	7.0	5.9	0.900	0.783	0.935
〃	〃		〃	高山村	83	Y= 6.13X1+2.61X2-459.83	100	315.9	90.5	84.7	41.3	4.3	5.2	13.1	4.7	6.1	0.838	0.719	0.877
〃	〃		〃	県 計	84	Y= 5.71X1+2.95X2-450.33	200	297.4	88.8	81.5	48.7	5.5	5.8	16.4	6.3	7.2	0.885	0.785	0.924
〃	〃		全国計		85	Y= 5.58X1+3.15X2-448.23	538	275.9	85.3	78.9	60.7	7.0	6.7	22.0	8.2	8.5	0.905	0.833	0.934
〃	ゴールデン デリシャス		秋田	平鹿町	86	Y= 6.34X1+2.42X2-464.42	100	255.9	83.6	78.3	32.9	3.5	3.9	12.9	4.2	5.0	0.827	0.658	0.861
〃	〃		山形	東根市	87	Y= 4.45X1+4.28X2-440.46	100	304.3	86.1	84.6	58.4	6.5	6.5	19.2	7.6	7.7	0.854	0.849	0.911
〃	〃		群馬	昭和村	88	Y= 3.87X1+2.71X2-287.71	100	236.9	83.5	74.4	21.2	3.2	3.4	9.0	3.8	4.6	0.807	0.737	0.888
〃	〃		長野	小布施町	89	Y= 6.77X1+1.95X2-467.19	100	332.6	92.9	87.5	43.9	4.7	5.0	13.2	5.1	5.7	0.885	0.743	0.898
〃	〃		全国計		90	Y= 4.48X1+4.09X2-437.26	400	282.4	86.5	81.2	56.2	6.0	7.1	19.9	7.0	8.7	0.872	0.881	0.935

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	デリス	霜、風 害	岩手	花巻	91	Y= 5.04X1+2.95X2-369.17	100	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.813	0.768	0.861
"	"	風害 霜、風 害	"	"	92	Y= 5.59X1+3.81X2-463.59	100	250.8	78.8	75.6	46.0	4.9	6.1	18.3	6.3	8.1	0.753	0.707	0.819
"	"	"	"	"	93	Y= 4.64X1+3.81X2-390.09	100	282.1	82.5	74.7	57.2	5.3	6.0	20.3	6.4	8.1	0.737	0.694	0.822
"	"	"	"	矢巾	94	Y= 5.35X1+4.30X2-496.74	100	275.2	82.1	74.6	49.8	5.5	5.6	18.1	6.7	7.5	0.790	0.802	0.878
"	"	雹害	"	滝沢	95	Y= 6.48X1+4.75X2-621.15	100	330.0	88.7	82.0	58.6	5.1	6.8	17.8	5.8	8.4	0.860	0.863	0.932
"	"	"	"	県計	96	Y= 5.33X1+4.16X2-475.60	500	354.3	86.4	87.6	73.0	5.6	7.8	20.6	6.5	8.9	0.825	0.829	0.904
"	印度		山形	東根市	97	Y= 5.18X1+3.17X2-402.64	100	298.5	83.7	78.9	69.0	6.3	8.3	23.1	7.6	10.5	0.825	0.829	0.904
"	"		長野	高山村	98	Y= 3.13X1+3.99X2-309.45	100	301.9	85.6	82.5	42.0	5.9	6.0	13.9	6.9	7.3	0.754	0.487	0.878
"	"		"	小布施町	99	Y= 4.39X1+3.65X2-394.20	100	244.3	82.2	74.3	35.4	5.5	4.9	14.5	6.6	6.6	0.740	0.777	0.887
"	"		"	県計	100	Y= 3.72X1+3.78X2-345.88	200	244.0	83.1	74.9	38.0	5.4	5.2	15.6	6.5	7.0	0.832	0.762	0.949
"	"		全国計		101	Y= 4.42X1+4.10X2-423.13	300	244.2	82.7	74.6	36.7	5.4	5.1	15.0	6.6	6.8	0.783	0.768	0.913
"	国光	風害	岩手	川崎	102	Y= 2.89X1+2.19X2-177.93	100	263.4	83.6	77.3	47.2	5.8	6.6	17.9	6.9	8.5	0.749	0.768	0.918
"	"	"	"	陸前高田	103	Y= 4.42X1+1.76X2-268.28	100	163.8	71.2	62.1	28.6	5.4	5.6	17.4	7.7	9.0	0.831	0.788	0.891
"	"	"	"	県計	104	Y= 3.51X1+1.93X2-209.93	200	160.6	71.8	63.6	30.3	4.5	4.5	18.9	6.2	7.1	0.851	0.757	0.868
"	"		北海道	江部乙町	105	Y= 3.97X1+1.81X2-249.92	38	162.2	71.5	62.9	29.5	5.0	5.1	18.2	7.0	8.2	0.828	0.749	0.862
"	"		岩手	川崎	106	Y= 3.39X1+2.11X2-213.02	100	125.2	67.1	60.1	23.8	4.3	3.9	19.0	6.4	6.4	0.970	0.914	0.982
"	"		"	江刺	107	Y= 3.42X1+2.49X2-231.50	100	154.1	69.9	61.8	29.7	5.5	5.4	19.3	7.8	8.8	0.900	0.833	0.939
"	"		"	"	108	Y= 2.96X1+2.12X2-180.29	100	173.1	73.3	61.5	26.1	4.6	4.6	15.1	6.2	7.5	0.838	0.764	0.917
"	"		"	県計	109	Y= 3.48X1+2.06X2-212.89	300	161.4	71.4	61.7	28.2	5.6	4.5	17.5	7.9	7.4	0.802	0.706	0.846
"	"		"	県計	109	Y= 3.48X1+2.06X2-212.89	300	162.8	71.5	61.7	29.1	5.4	4.9	17.9	7.6	7.9	0.857	0.737	0.900

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	国光		秋田	平鹿	110	Y= 3.95X1+3.19X2-319.88	個 100	g 204.7	mm 78.4	mm 67.4	g 27.7	mm 4.2	mm 3.8	% 13.5	% 5.4	% 5.7	0.887	0.832	0.949
"	"		山形	東根市	111	Y= 3.74X1+2.62X2-269.57	100	192.9	77.9	65.5	20.7	3.2	3.4	10.8	4.1	5.2	0.802	0.728	0.881
"	"		長野	高山村	112	Y= 4.45X1+3.01X2-360.23	100	193.6	77.9	66.3	33.5	4.7	4.2	17.3	6.0	6.4	0.930	0.875	0.959
"	"		"	小布施町	113	Y= 5.70X1+0.88X2-309.34	100	188.0	76.9	67.3	28.5	4.2	5.5	15.2	5.5	8.2	0.927	0.565	0.940
"	"		"	県計	114	Y= 5.63X1+1.32X2-332.69	200	190.8	77.4	66.8	31.3	4.5	4.9	16.4	5.8	7.4	0.929	0.680	0.944
"	"		全国計		115	Y= 4.19X1+1.91X2-257.59	738	178.2	74.7	64.3	34.8	5.9	5.2	19.5	7.9	8.2	0.912	0.791	0.934
"	"		全国計（被害含む）		116	Y= 4.10X1+1.89X2-249.45	938	174.8	74.0	64.0	34.3	5.8	5.3	19.7	7.9	8.2	0.902	0.784	0.925
ぶどう	デラウェア		島根	大社町	117	Y= 1.70X1+0.73X2- 77.93	100	93.4	54.6	107.9	28.7	8.2	15.9	30.7	15.0	14.7	0.713	0.678	0.787
"	キャンベル アーリー		岡山	草ヶ部	118	Y= 0.56X1+0.47X2+174.96	100	283.1	76.2	138.9	5.3	6.6	7.2	1.9	8.7	5.2	0.796	0.786	0.844
なし	吉野		茨城	下館市	119	Y=11.79X1+1.79X2-577.39	100	442.4	76.8	63.9	78.3	5.5	5.2	17.7	7.2	8.2	0.919	0.752	0.922
"	菊水		"	"	120	Y= 7.54X1+2.67X2-529.54	100	297.1	84.4	71.4	46.4	4.5	4.6	15.6	5.3	6.4	0.898	0.746	0.919
"	石井早生		栃木	高根沢町	121	Y= 5.95X1+1.90X2-369.91	100	202.1	76.0	62.9	29.0	3.6	4.0	14.3	4.7	6.4	0.920	0.779	0.939
"	真鍮		群馬	榛名町	122	Y= 5.58X1+1.16X2-291.07	100	158.3	67.9	60.6	24.7	3.6	3.8	15.6	5.3	6.3	0.921	0.697	0.932
"	新世紀		栃木	芳賀町	123	Y= 4.87X1+2.84X2-334.56	100	252.4	80.0	69.4	35.4	4.1	3.6	14.0	5.1	5.2	0.748	0.647	0.780
"	"		群馬	榛名町	124	Y= 6.75X1+2.89X2-489.31	100	292.0	84.1	74.0	47.7	4.9	4.9	16.3	5.9	6.6	0.909	0.791	0.933
"	"		全国計		125	Y= 5.92X1+3.07X2-433.61	200	272.2	82.1	71.7	46.5	5.0	4.9	17.1	6.1	6.8	0.873	0.792	0.899
"	幸水		茨城	八千代村	126	Y= 6.80X1+1.59X2-392.10	100	244.7	78.8	63.5	40.7	4.8	4.7	16.7	6.1	7.3	0.927	0.727	0.937
"	"		栃木	芳賀町	127	Y= 7.07X1+2.94X2-509.19	100	285.7	84.4	67.6	52.3	5.4	4.3	18.3	6.5	6.4	0.920	0.803	0.933
"	"		全国計		128	Y= 6.87X1+2.00X2-426.31	200	265.2	81.6	65.6	51.2	5.8	4.9	19.3	7.2	7.5	0.933	0.798	0.941

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
なし	八雲		栃木	宇都宮市	129	$Y = 4.61X1 + 1.96X2 - 267.44$	100	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.846	0.723	0.863
"	"		兵庫	養父町	130	$Y = 2.32X1 - 0.03X2 + 77.70$	100	200.8	72.9	67.7	33.6	4.9	4.2	16.8	6.7	6.2	0.531	0.386	0.531
"	"			全国計	131	$Y = 1.85X1 - 1.26X2 + 159.20$	200	206.2	56.0	51.8	18.0	4.2	4.8	8.7	7.4	9.3	0.257	0.186	0.299
"	"	雹害	兵庫	香住、下浜	132	$Y = 5.67X1 + 1.40X2 - 298.97$	100	203.5	64.5	59.7	27.1	9.6	9.2	13.3	14.9	15.4	0.847	0.512	0.879
"	"	"	"	香住、七日市	133	$Y = 3.56X1 + 4.61X2 - 367.87$	100	187.1	69.0	67.9	20.8	2.8	3.7	11.1	14.0	5.5	0.785	0.836	0.928
"	"	"	"	県計	134	$Y = 4.63X1 + 3.04X2 - 337.91$	200	212.7	73.0	69.6	33.7	4.5	4.3	15.8	6.2	6.1	0.839	0.723	0.910
"	"	"		全国計	135	$Y = 2.09X1 + 0.92X2 + 118.81$	400	199.9	71.0	68.7	30.8	4.2	4.1	15.4	6.0	6.0	0.349	0.249	0.371
"	廿世紀		栃木	芳賀町	136	$Y = 8.88X1 + 2.16X2 - 610.99$	100	201.7	67.7	64.2	29.0	8.1	8.4	14.4	12.0	13.1	0.935	0.724	0.952
"	"		群馬	榛名町	137	$Y = 7.23X1 + 4.55X2 - 661.09$	100	350.9	89.7	76.7	48.5	4.3	5.0	13.8	4.8	6.6	0.822	0.696	0.891
"	"		新潟	白根市	138	$Y = 7.92X1 + 2.69X2 - 568.40$	100	269.4	74.9	85.4	29.3	2.6	2.5	10.9	3.4	3.0	0.931	0.759	0.952
"	"		長野	飯島町	139	$Y = 3.26X1 + 7.12X2 - 528.61$	100	295.2	83.9	74.1	40.4	3.9	3.9	13.7	4.6	5.3	0.931	0.759	0.952
"	"		愛知	安城市	140	$Y = 0.55X1 + 3.99X2 - 46.86$	100	393.1	81.5	92.1	28.8	2.8	3.0	7.3	3.5	3.3	0.604	0.864	0.913
"	"		兵庫	養父町	141	$Y = 5.41X1 + 2.81X2 - 191.50$	100	264.7	74.1	68.0	63.9	5.6	5.3	24.1	7.6	7.8	0.238	0.358	0.360
"	"		鳥取		142	$Y = 5.95X1 + 3.76X2 - 479.21$	100	294.1	62.7	52.0	25.1	2.9	3.1	8.5	4.6	6.0	0.794	0.658	0.851
"	"			全国計	143	$Y = 2.35X1 + 1.19X2 + 38.56$	700	323.9	86.1	77.3	29.8	3.3	3.3	9.2	3.8	4.3	0.807	0.657	0.894
"	"	雹害(玉伸不良)	兵庫	香住町	144	$Y = 3.24X1 + 3.62X2 - 246.28$	100	313.0	79.0	75.1	58.8	9.3	12.5	18.8	11.7	16.6	0.524	0.479	0.561
"	"	雹害	"	"	145	$Y = 5.32X1 + 3.12X2 - 371.11$	100	263.7	79.7	69.6	27.7	4.0	3.6	10.5	5.0	5.2	0.675	0.678	0.795
"	"		兵庫	県計	146	$Y = 4.39X1 + 3.68X2 - 338.36$	200	295.0	83.0	72.1	24.8	3.0	3.1	8.4	3.6	4.3	0.817	0.685	0.887
"	"			全国計	147	$Y = 1.96X1 + 1.63X2 + 28.56$	900	279.4	81.3	70.8	30.6	3.9	3.6	11.0	4.8	5.1	0.785	0.726	0.865
"	"							305.6	79.5	74.1	55.6	8.4	11.3	18.2	10.6	15.2	0.488	0.503	0.559

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収獲共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
なし	長十郎		福島	福島市	148	Y= 3.26X1+7.35X2-510.61	個 100	g 278.7	mm 83.9	mm 70.2	g 40.7	mm 4.4	mm 3.6	% 14.6	% 5.2	% 5.1	0.877	0.935	0.958
〃	〃		茨城	下館市	149	Y= 7.43X1+1.78X2-465.36	100	263.7	81.9	67.4	46.2	5.2	4.7	17.5	6.4	7.0	0.980	0.830	0.987
〃	〃		栃木	芳賀町	150	Y= 4.60X1+4.70X2-423.69	100	274.8	82.4	68.1	46.9	4.9	5.0	17.1	5.9	7.4	0.792	0.801	0.884
〃	〃		群馬	榛名町	151	Y= 5.77X1+5.10X2-550.90	100	358.8	76.4	91.9	71.0	6.2	7.0	19.8	8.1	7.6	0.796	0.796	0.893
〃	〃		埼玉	騎西町	152	Y=10.14X1+2.12X2-701.94	100	344.4	87.3	75.7	73.9	5.9	6.2	21.5	6.7	8.2	0.926	0.732	0.935
〃	〃		愛知	豊田市	153	Y= 6.05X1+3.53X2-465.51	100	266.5	80.7	69.1	47.1	5.0	5.1	17.7	6.2	7.5	0.903	0.823	0.946
〃	〃		全国計		154	Y= 5.73X1+5.00X2-541.39	600	297.8	82.1	73.7	67.9	6.2	10.1	22.8	7.6	13.7	0.567	0.776	0.937
もも	砂子早生		福島	福島市	155	Y= 7.10X1+3.18X2-544.48	30	208.2	71.8	76.6	33.6	2.4	3.3	16.2	3.4	4.3	0.657	0.555	0.711
〃	白鳳		〃	〃	156	Y= 2.17X1+4.85X2-288.30	100	199.8	71.2	68.7	18.4	2.6	2.5	9.2	3.6	3.7	0.632	0.820	0.861
〃	白桃		香川	飯山町	157	Y= 5.18X1+2.08X2-335.13	100	186.7	72.4	70.7	37.9	5.4	4.5	20.3	7.5	6.4	0.936	0.872	0.949

(昭和49年度作成)

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
									平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
うんしゅ うみかん	早生うん しゅ		和歌山	宮原第一	45	158	$Y = 2.43X1 + 2.71X2 - 184.38$	個 100	g 124.4	mm 67.1	mm 53.8	g 27.9	mm 5.4	mm 5.4	% 22.4	% 8.0	% 10.0	0.877	0.891	0.939
"	"		徳島	勝浦町	"	159	$Y = 3.22X1 + 1.82X2 - 187.31$	"	109.3	64.2	49.2	23.1	5.1	4.1	21.1	7.9	8.3	0.958	0.874	0.980
"	"		"	阿南市	47	160	$Y = 3.69X1 + 1.27X2 - 186.60$	"	119.8	64.1	54.8	20.4	4.2	4.2	17.0	6.6	7.7	0.944	0.782	0.963
"	"		愛媛	川内町	45	161	$Y = 3.99X1 + 1.57X2 - 216.86$	"	135.7	67.2	54.0	27.6	5.4	4.0	20.3	8.0	7.4	0.968	0.859	0.978
"	"		高知	土佐市	"	162	$Y = 3.06X1 + 1.46X2 - 148.07$	"	90.9	55.6	47.0	28.2	6.4	5.3	31.0	11.5	11.3	0.934	0.871	0.945
"	普通うん しゅ		愛知	南知多町	"	163	$Y = 2.33X1 + 1.71X2 - 134.42$	"	106.6	66.0	50.7	19.8	4.8	3.9	18.6	7.3	7.7	0.815	0.756	0.848
"	"		三重	南勢町	"	164	$Y = 1.41X1 + 3.50X2 - 146.70$	"	118.5	66.6	48.9	22.2	6.0	4.1	18.7	9.0	8.4	0.753	0.863	0.916
"	"		和歌山	宮原第一	"	165	$Y = 2.57X1 + 2.02X2 - 162.69$	"	114.8	67.3	51.7	30.3	6.7	6.2	26.4	10.0	12.0	0.866	0.822	0.914
"	"		徳島	勝浦町	"	166	$Y = 2.24X1 + 2.37X2 - 157.11$	"	100.4	64.4	47.8	17.2	4.5	3.2	17.1	7.0	6.7	0.921	0.885	0.966
"	"		"	阿南市	47	167	$Y = 2.86X1 + 1.99X2 - 175.97$	"	122.2	67.8	52.3	20.2	4.8	3.8	16.5	7.1	7.3	0.913	0.806	0.956
"	"		愛媛	川内町	46	168	$Y = 2.76X1 + 1.04X2 - 125.40$	"	107.5	64.8	51.8	20.7	5.1	5.6	19.3	7.9	10.8	0.915	0.842	0.929
"	"		高知	土佐市	45	169	$Y = 2.90X1 + 1.66X2 - 160.73$	"	103.6	63.5	48.2	22.9	5.5	4.5	22.1	8.7	9.3	0.934	0.841	0.958
"	"		宮崎	東郷町	"	170	$Y = 2.90X1 + 1.42X2 - 147.18$	"	90.4	59.5	45.9	16.3	4.2	2.9	18.0	7.1	6.3	0.948	0.838	0.961
なつみか ん	甘なつみ かん		山口	萩市	46	171	$Y = 6.03X1 + 2.96X2 - 496.02$	"	313.9	95.6	78.9	49.5	5.8	5.2	15.8	6.1	6.6	0.920	0.795	0.948
"	普通なつ みかん		和歌山	川辺	"	172	$Y = 5.75X1 + 2.59X2 - 422.26$	"	310.7	92.7	77.0	35.7	3.7	5.3	11.5	4.0	6.9	0.751	0.629	0.829
"	"		山口	萩市	"	173	$Y = 5.21X1 + 0.95X2 - 284.17$	"	233.1	86.1	72.9	38.8	5.8	5.6	16.6	6.7	7.7	0.867	0.665	0.873
"	"		愛媛	三崎町	"	174	$Y = 6.04X1 + 3.08X2 - 482.30$	"	336.1	97.0	75.5	50.9	5.4	5.6	15.1	5.6	7.4	0.900	0.825	0.927
りんご	祝		青森	五所川原市	45	175	$Y = 4.52X1 + 2.50X2 - 338.50$	"	176.8	74.8	70.8	31.5	4.8	4.5	17.8	6.4	6.4	0.937	0.833	0.971
"	旭		"	弘前市	"	176	$Y = 4.44X1 + 1.21X2 - 239.67$	"	170.0	75.4	61.9	24.0	4.2	3.7	14.1	5.6	6.0	0.911	0.745	0.921

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
									平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	紅玉		北海道	札幌市	46	177	Y= 3.54X1+1.52X2-207.35	個 100	g 131.0	mm 69.7	mm 60.4	g 19.6	mm 4.1	mm 3.5	% 15.0	% 5.9	% 5.8	0.953	0.855	0.968
"	"		青森	浪岡町	45	178	Y= 3.86X1+3.45X2-335.93	"	221.8	80.3	71.7	36.4	4.8	4.8	16.4	6.0	6.7	0.851	0.836	0.903
"	"		秋田	平鹿町	46	179	Y= 4.29X1+2.29X2-297.28	"	177.9	76.0	65.0	26.0	4.1	4.7	14.6	5.4	7.2	0.843	0.691	0.921
"	"		"	花輪町	"	180	Y= 3.97X1+1.50X2-228.99	"	149.0	71.4	62.6	20.0	3.6	3.5	13.4	5.0	5.6	0.907	0.786	0.925
"	"		長野	小布施町	45	181	Y= 5.89X1+0.28X2-288.19	"	195.7	78.8	71.1	27.1	4.3	5.3	13.8	5.5	7.5	0.940	0.339	0.942
"	"		"	"	46	182	Y= 4.27X1+2.50X2-317.47	"	190.1	79.5	67.3	27.6	4.6	3.8	14.5	5.8	5.6	0.930	0.806	0.964
"	デリシャ ス		北海道	札幌市	"	183	Y= 3.81X1+2.88X2-301.05	"	214.2	78.6	74.9	31.0	4.3	4.6	14.5	5.5	6.1	0.835	0.808	0.888
"	"		秋田	花輪町	"	184	Y= 4.61X1+2.84X2-347.92	"	236.7	79.6	76.8	40.1	5.2	5.6	16.9	6.5	7.3	0.892	0.839	0.931
"	リチャード デリシャス スターキング		"	"	45	185	Y= 6.49X1+1.47X2-396.13	"	263.0	83.5	79.6	46.8	5.4	5.5	17.8	6.5	6.9	0.870	0.716	0.878
"	デリシャス		"	平鹿町	"	186	Y= 5.59X1+2.39X2-385.00	"	276.6	85.3	77.3	40.4	4.9	5.3	14.6	5.7	6.9	0.884	0.756	0.916
"	"		福島	福島市	"	187	Y= 7.43X1+1.11X2-455.29	"	280.5	87.3	78.5	71.5	8.0	9.4	25.5	9.2	12.0	0.940	0.757	0.945
"	"		長野	小布施町	"	188	Y= 5.64X1+2.60X2-424.33	"	233.5	82.8	73.7	46.7	5.6	5.6	20.0	6.8	7.6	0.936	0.872	0.953
"	むつ		青森	弘前市	"	189	Y= 5.10X1+5.71X2-584.64	"	423.6	96.6	90.3	69.4	7.1	5.9	16.4	7.3	6.5	0.822	0.806	0.905
"	"		秋田	平鹿町	"	190	Y= 8.68X1+3.81X2-757.77	"	379.4	94.1	84.1	78.6	6.1	7.2	20.7	6.5	8.6	0.921	0.829	0.953
"	"		長野	上田市	46	191	Y= 7.28X1+2.57X2-546.03	"	366.3	95.8	83.5	41.6	4.0	5.5	11.4	4.2	6.6	0.873	0.704	0.919
"	"		"	須坂市	"	192	Y= 8.24X1+2.79X2-649.03	"	383.1	95.6	87.5	79.1	7.2	7.0	20.6	7.5	8.0	0.970	0.901	0.977
"	王鈴		青森	浪岡町	45	193	・ Y=4.28X1+0.74X2-155.88	"	206.5	71.4	77.0	51.4	3.6	3.6	24.9	5.0	4.7	0.322	0.198	0.325
"	"		秋田	平鹿町	46	194	Y= 1.69X1+1.93X2- 63.13	"	197.5	71.4	72.5	18.5	3.4	4.4	9.4	4.8	6.1	0.517	0.598	0.659
"	"		山形	東根市	45	195	Y= 3.60X1+2.33X2-245.04	"	171.4	69.1	72.0	25.4	4.3	4.2	14.8	6.2	5.8	0.887	0.827	0.927
"	"		長野	三郷村	46	196	Y= 4.44X1+1.93X2-282.15	"	189.5	74.3	73.5	23.7	3.9	3.5	12.5	5.2	4.8	0.883	0.666	0.915

									尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要 因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	ゴールデン デリシャス		青森	弘前市	45	197	Y= 5.07X1+2.47X2-365.03	個 100	g 265.0	mm 84.0	mm 8.29	g 34.5	mm 4.5	mm 4.6	% 13.0	% 5.4	% 5.5	0.885	0.778	0.917
〃	〃		福島	福島市	〃	198	※Y=6.39X1+20.2X2-433.80	〃	263.6	83.8	80.2	79.9	6.5	6.8	30.3	7.8	8.5	0.670	0.630	0.675
〃	〃		長野	小布施町	〃	199	Y= 4.76X1+3.38X2-406.39	〃	306.0	90.8	83.1	23.4	3.1	3.0	7.6	3.4	3.6	0.844	0.749	0.922
〃	印度		青森	弘前市	〃	200	Y= 3.93X1+43.2X2-376.76	〃	267.8	81.1	75.4	37.6	4.3	5.0	14.0	5.3	6.6	0.736	0.797	0.887
〃	〃		岩手	矢巾町	〃	201	Y= 42.4X1+4.58X2-450.34	〃	266.8	84.5	78.4	52.4	6.7	5.9	19.6	7.9	7.5	0.788	0.778	0.910
〃	〃		秋田	平鹿町	46	202	Y= 3.40X1+3.10X2-253.22	〃	242.2	80.0	72.0	27.5	4.4	4.8	11.4	5.5	6.7	0.575	0.566	0.787
〃	〃		山形	東根市	〃	203	Y= 3.93X1+3.39X2-336.31	〃	232.6	80.5	74.4	32.0	4.8	5.5	13.8	6.0	7.4	0.750	0.748	0.937
〃	〃		長野	小布施町	45	204	Y= 4.71X1+2.91X2-362.61	〃	259.2	84.8	76.6	34.2	5.0	4.7	13.2	5.9	6.1	0.841	0.667	0.917
〃	レッドゴ ールド		秋田	平鹿町	〃	205	Y= 4.77X1+3.63X2-429.45	〃	239.1	85.0	72.5	52.1	7.0	6.0	21.8	8.2	8.3	0.903	0.820	0.960
〃	ふじ		青森	弘前市	〃	206	Y= 4.61X1+5.27X2-509.30	〃	319.7	88.2	80.0	56.8	6.1	5.2	17.8	6.9	6.5	0.897	0.895	0.937
〃	〃		秋田	平鹿町	〃	207	Y= 6.20X1+2.21X2-406.09	〃	241.6	79.5	69.8	48.0	5.7	6.0	19.9	7.2	8.6	0.888	0.685	0.917
〃	〃		〃	〃	46	208	Y= 5.88X1+3.45X2-479.52	〃	280.7	85.2	75.2	4.20	4.8	5.2	15.0	5.6	6.9	0.839	0.698	0.926
〃	〃		山形	東根市	〃	209	Y= 6.31X1+3.03X2-491.27	〃	303.8	89.1	76.9	79.8	8.5	7.6	26.3	9.5	9.9	0.918	0.858	0.931
〃	〃		福島	伊達町	45	210	Y= 6.39X1+1.93X2-409.35	〃	263.7	83.8	71.5	50.6	6.1	6.0	19.2	7.3	8.4	0.965	0.892	0.971
〃	〃		長野	小布施町	46	211	Y= 6.37X1+2.21X2-437.50	〃	268.1	85.0	74.5	47.2	5.4	5.7	17.6	6.4	7.7	0.950	0.862	0.962
〃	〃		〃	須坂市	〃	212	Y= 5.62X1+3.28X2-453.54	〃	248.2	82.5	72.9	29.8	3.7	3.0	12.0	4.5	4.1	0.913	0.772	0.948
〃	国光		秋田	平鹿町	45	213	Y= 4.58X1+1.96X2-295.17	〃	177.3	75.5	64.4	21.0	3.1	4.3	11.8	4.1	6.7	0.864	0.721	0.932
〃	〃		長野	小布施町	〃	214	Y= 3.69X1+3.44X2-323.43	〃	190.0	77.3	66.3	31.4	4.5	4.3	16.5	5.8	6.5	0.899	0.887	0.940
〃	デリ系		北海道	上湧別町	46	215	Y= 4.65X1+2.98X2-371.80	〃	186.0	76.3	68.1	44.4	5.9	5.9	23.9	7.7	8.7	0.928	0.882	0.959

									尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要 因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
ぶどう	デラウェア		山形	上山市	45	216	Y=12.90X1+5.03X2- 36.48	個 100	g 120.6	mm 6.3	mm 15.1	g 27.4	mm 1.0	mm 1.8	% 22.7	% 15.9	% 11.9	0.663	0.597	0.720
〃	〃		長野	塩尻市	〃	217	Y= 0.62X1+0.86X2- 65.60	〃	70.1	57.4	116.0	22.5	11.7	13.9	32.1	20.4	12.0	0.660	0.739	0.779
〃	〃	キャンベル アーリー ナイヤガラ	島根	大社町	46	218	Y= 0.49X1+0.94X2- 52.20	〃	83.6	63.2	111.8	24.4	13.7	14.4	29.2	21.7	12.9	0.512	0.670	0.715
〃	岡山		上道町	45	219	※Y=0.41X1+2.04X2-100.33	〃	202.7	75.8	133.4	82.7	13.0	27.4	40.8	17.2	20.5	0.147	0.682	0.685	
〃	長野		塩尻市	〃	220	Y= 1.18X1+1.06X2- 78.22	〃	128.4	71.8	115.3	38.3	13.8	16.9	29.8	19.2	14.7	0.646	0.668	0.765	
なし	廿世紀		福島	福島市	45	221	Y= 5.45X1+4.83X2-503.89	〃	263.6	49.1	69.7	67.8	6.5	6.9	25.7	8.2	9.9	0.942	0.938	0.977
〃	〃		長野	飯島町	〃	222	Y= 7.59X1+2.79X2-538.26	〃	311.9	84.5	74.9	56.0	5.7	4.8	18.0	6.7	6.4	0.962	0.837	0.974
〃	〃		兵庫	養父町	〃	223	Y= 5.97X1+2.60X2-393.98	〃	251.5	78.6	67.6	27.6	3.3	3.2	11.0	4.2	4.7	0.873	0.689	0.909
〃	長十郎		埼玉	騎西町	〃	224	Y= 7.36X1+2.03X2-482.70	〃	246.3	80.8	66.1	51.9	5.7	5.0	21.1	7.1	7.6	0.974	0.887	0.979
〃	〃		愛知	豊田市	〃	225	Y= 5.11X1+2.61X2-332.88	〃	201.6	73.6	60.8	28.1	3.9	3.2	13.9	5.3	5.3	0.908	0.779	0.934
〃	早生赤		福島	福島市	〃	226	Y= 7.23X1+3.22X2-546.72	〃	280.8	82.8	70.9	31.1	3.1	3.1	11.1	3.7	4.4	0.923	0.774	0.955
〃	八雲		〃	〃	〃	227	Y= 5.44X1+3.43X2-425.82	〃	241.2	76.9	72.4	49.7	5.8	5.2	20.6	7.5	7.2	0.958	0.928	0.972
もも	砂子早生		〃	保原町	45	228	Y= 5.38X1+3.21X2-423.07	〃	214.7	74.3	74.3	60.2	7.2	6.4	28.0	9.7	8.6	0.957	0.932	0.966
〃	白桃		〃	〃	〃	229	Y= 4.48X1+3.83X2-397.37	〃	215.1	74.5	72.7	62.2	8.2	6.7	28.9	11.0	9.2	0.961	0.944	0.978
〃	〃		香川	飯山町	46	230	Y= 3.48X1+2.56X2-232.06	〃	207.6	74.9	70.0	30.2	5.5	4.1	14.5	7.3	5.9	0.884	0.801	0.917
〃	大久保		〃	〃	45	231	Y= 4.83X1+1.16X2-248.74	〃	161.3	68.9	66.6	43.5	7.2	6.0	27.0	10.4	9.0	0.933	0.830	0.937

(昭和50年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件												
収獲共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数			
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2	
指定かん きつ	はっさく		和歌山	湯浅町	232	Y= 6.80X1+2.19X2-465.36	個 90	g 282.6	mm 86.9	mm 71.7	g 101.7	mm 11.8	mm 9.9	% 36.0	% 13.5	% 13.8	0.980	0.928	0.984	
	ぼんかん ネーブル オレンジ		鹿児島	岩崎	233	Y= 3.66X1+0.98X2-161.33	105	155.1	70.0	61.9	65.3	13.8	11.9	42.1	19.7	19.2	0.944	0.916	0.945	
			和歌山	粉河町	235	Y= 5.28X1+1.79X2-314.10	105	189.8	71.4	70.9	59.2	8.4	8.4	31.2	11.7	11.9	0.977	0.931	0.983	
	ぶんたん		鹿児島	阿久根市	236	Y=17.30X1-5.95X2-982.93	105	920.6	152.3	122.9	186.0	16.4	9.9	20.2	10.8	8.1	0.938	0.827	5.796	
	たんかん さんぼう かん		鹿児島	根古町辺田	237	Y= 3.68X1+1.17X2-167.84	105	112.7	58.9	54.5	53.1	11.4	9.2	47.1	19.3	16.8	0.985	0.962	0.986	
			和歌山	湯浅町	238	Y= 6.36X1+1.44X2-425.01	75	262.1	88.5	86.7	74.9	9.1	11.5	28.6	10.2	13.2	0.959	0.886	0.966	
いよかん			愛媛	湊町	234	Y= 4.62X1+2.38X2-332.56	180	240.3	83.9	77.6	83.9	12.3	11.0	34.9	14.7	14.2	0.975	0.952	0.981	
かき	富有		岐阜	岐阜市、糸貫町、南濃町、大野町、山之上町	239	Y= 1.04X1+4.29X2-211.15	510	213.5	76.5	80.5	63.7	10.3	11.0	29.9	13.4	13.6	0.895	0.903	0.904	
	〃			西吉野村 かつらぎ町、 九度山町	240	Y= 2.25X1+4.31X2-210.52	105	210.5	80.0	57.4	74.8	11.5	8.7	34.6	14.3	15.1	0.811	0.822	0.831	
	〃				和歌山	241	Y= 4.98X1+0.42X2-205.43	315	218.3	80.6	53.7	69.1	11.7	8.1	31.6	14.5	15.0	0.881	0.752	0.881
	〃				全国計	242	Y= 4.88X1+0.63X2-210.18	930	215.5	78.3	68.8	66.9	11.1	16.2	31.1	14.1	23.6	0.869	0.479	0.881
		西村早生		岐阜	大野町	243	※Y=1.19X1+3.08X2-150.43	105	159.8	70.3	73.6	52.0	10.8	11.3	32.5	15.3	15.4	0.907	0.914	0.915
	平核無		山形	鶴岡市、酒田市、櫛引町、大江町	244	Y= 4.81X1+0.30X2-192.25	400	174.5	73.2	48.7	45.2	8.1	5.4	25.9	11.1	11.1	0.897	0.862	0.897	
	〃			新潟	羽茂町、新穂町	245	Y= 5.37X1+1.38X2-295.96	195	165.6	73.8	47.5	48.6	7.9	4.4	29.3	10.7	9.3	0.984	0.901	0.986
	〃			全国計	246	Y= 4.57X1+0.61X2-193.44	595	171.3	73.3	48.3	47.0	8.6	5.7	27.4	11.7	11.8	0.902	0.838	0.903	

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均		標準偏差		変動係数		相関係数
								きゆう重 (X)	健全果 (Y)	X	Y	X	Y	
くり	丹沢		茨城	土浦市	247	$Y = 0.62X - 3.43$	個 98	g 74.4	g 42.9	g 26.8	g 18.3	% 36.0	% 42.7	0.910
"	"		"	出島村	248	$Y = 0.51X - 1.25$	95	69.2	34.1	20.5	14.2	29.6	41.6	0.736
"	"		"	西茨城	249	$Y = 0.50X + 0.95$	89	73.5	37.7	18.5	13.5	25.2	35.8	0.678
"	"		熊本	鹿北町	250	$Y = 0.68X - 5.96$	96	94.5	58.3	29.8	22.2	31.5	38.1	0.910
"	"		"	清和村	251	$Y = 0.64X + 1.21$	94	75.3	49.4	29.3	19.7	38.9	39.9	0.955
"	"		全国計		252	$Y = 0.63X - 4.89$	472	78.9	44.9	25.6	19.4	32.5	43.2	0.831
"	伊吹		茨城	土浦市	253	$Y = 0.70X - 3.85$	95	68.5	44.1	18.8	14.2	27.4	32.2	0.926
"	"		"	西茨城	254	$Y = 0.57X - 8.03$	95	70.9	32.6	16.9	11.7	23.8	35.9	0.829
"	"		熊本	鹿北町	255	$Y = 0.69X - 11.37$	94	91.6	52.2	27.9	20.5	30.5	39.3	0.945
"	"		"	菊鹿町	256	$Y = 0.52X - 1.99$	93	118.0	58.9	32.6	22.3	27.6	37.9	0.754
"	"		全国計		257	$Y = 0.54X + 0.30$	377	87.1	46.9	31.7	20.2	36.4	43.1	0.843
"	筑波		茨城	土浦市	258	$Y = 0.67X - 0.13$	93	90.2	60.3	20.5	14.4	22.7	23.9	0.951
"	"		"	小川町	259	$Y = 0.66X - 7.10$	93	87.5	51.0	18.0	13.5	20.6	26.5	0.885
"	"		熊本	菊鹿町	260	$Y = 0.72X - 14.35$	95	88.4	49.3	21.8	16.6	24.7	33.7	0.945
"	"		"	鹿北町	261	$Y = 0.76X - 9.40$	96	95.4	63.1	22.5	17.9	23.6	28.4	0.956
"	"		"	清和村	262	$Y = 0.65X - 7.96$	95	78.7	43.2	21.8	16.4	27.7	38.0	0.867
"	"		全国計		263	$Y = 0.74X - 11.44$	472	88.1	53.4	21.5	17.4	24.4	32.6	0.907
"	銀寄		茨城	土浦市	264	$Y = 0.64X - 14.16$	98	96.8	47.6	22.7	17.0	23.5	35.7	0.855
"	"		"	西茨城	265	$Y = 0.65X - 19.52$	98	105.9	49.1	28.8	20.2	27.2	41.1	0.926
"	"		熊本	菊鹿町	266	$Y = 0.55X - 3.96$	97	106.5	54.4	25.6	16.5	22.9	30.4	0.849
"	"		"	鹿北町	267	$Y = 0.52X + 4.56$	96	111.8	61.8	19.3	11.5	17.3	18.6	0.862
"	"		全国計		268	$Y = 0.61X - 10.45$	389	105.2	53.2	25.1	17.4	23.9	32.7	0.869
"	石鎚		茨城	土浦市	269	$Y = 0.45X - 0.42$	97	82.1	36.4	20.2	12.2	24.6	33.5	0.745
"	"		熊本	菊鹿町	270	$Y = 0.56X - 5.65$	97	114.3	58.7	27.4	17.0	23.9	29.0	0.905
"	"		全国計		271	$Y = 0.58X - 9.55$	194	98.2	47.5	29.0	18.7	29.5	39.4	0.902

(昭和51年度作成)

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
									平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
うんしゅ うみかん	早生うん しゅ		兵庫	南淡町	46	272	$Y = 3.79X1 + 1.78X2 - 223.33$	100	g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%	0.868	0.787	0.879
"	"		福岡	黒木町	45	273	$Y = 4.02X1 + 1.44X2 - 218.30$	200	136.09	69.36	54.22	37.49	6.63	5.13	27.6	9.6	9.5	0.976	0.926	0.980
"	"		佐賀	太良町	46	274	$Y = 2.99X1 + 2.78X2 - 215.07$	100	129.73	67.05	54.66	49.64	9.60	7.53	38.3	14.3	13.8	0.964	0.953	0.974
"	"		長崎	国見町、西有家 町、北有馬町	45	275	$Y = 3.51X1 + 1.46X2 - 185.70$	310	115.69	63.06	51.29	44.96	8.77	6.59	38.9	13.9	12.9	0.972	0.894	0.983
"	"		熊本	鹿北町	"	276	$Y = 3.13X1 + 0.79X2 - 123.57$	200	96.24	60.45	47.80	26.27	5.59	4.84	27.3	9.2	10.1	0.892	0.794	0.897
"	"		宮崎	東郷	45	277	$Y = 1.64X1 + 0.99X2 - 51.98$	100	112.48	62.72	50.38	25.46	6.04	5.82	22.6	9.6	11.6	0.854	0.836	0.861
"	"		全国計		45	278	$Y = 0.12X1 + 0.05X2 + 100.35$	1,010	96.07	59.96	50.53	20.47	7.14	6.29	21.3	11.9	12.4	0.168	0.109	0.179
"	普通うん しゅ		静岡	三ヶ日町	45	279	$Y = 1.40X1 + 2.35X2 - 105.64$	100	111.81	67.27	52.33	17.94	5.80	3.98	16.1	8.6	7.6	0.717	0.751	0.847
"	"		愛知	美浜町	"	280	$Y = 3.27X1 + 1.74X2 - 188.08$	"	111.47	64.64	50.57	29.95	5.79	6.20	26.9	9.0	12.3	0.943	0.905	0.960
"	"		大阪	千早赤阪村	"	281	$Y = 3.01X1 + 1.50X2 - 164.65$	"	103.15	64.01	50.35	22.87	5.02	4.82	22.2	7.9	9.6	0.910	0.839	0.931
"	"		兵庫	南淡町	46	282	$Y = 2.63X1 + 1.33X2 - 132.77$	"	82.51	59.51	44.04	25.32	7.21	5.46	30.7	12.1	12.4	0.936	0.774	0.962
"	"		福岡	黒木町	"	283	$Y = 2.95X1 + 2.02X2 - 184.21$	200	109.35	65.65	49.56	40.60	9.35	6.76	37.1	14.2	13.6	0.970	0.925	0.985
"	"		長崎	国見町、西有家 町、北有馬町	45	284	$Y = 2.75X1 + 2.18X2 - 172.64$	240	98.97	62.15	46.03	25.17	6.08	3.92	25.4	9.8	8.5	0.919	0.836	0.346
"	"		熊本	鹿北町	45	285	$Y = 3.08X1 + 0.56X2 - 118.66$	200	98.82	62.16	46.67	19.62	5.23	4.76	19.9	8.4	10.2	0.907	0.656	0.913
"	"		全国計		46	286	$Y = 2.88X1 + 1.47X2 - 151.41$	1,040	102.19	63.48	48.10	28.90	7.01	5.76	28.3	11.1	12.0	0.925	0.832	0.944
りんご	スターキング デリシャス		秋田	花輪町	46	287	$Y = 4.99X1 + 2.55X2 - 360.25$	100	231.98	80.17	75.39	41.22	5.38	5.62	17.8	6.7	7.5	0.914	0.841	0.942
"	"		山形	朝日町、東 根市	"	288	$Y = 4.74X1 + 4.27X2 - 455.07$	200	255.65	83.63	73.62	48.80	5.28	5.33	19.1	6.3	7.2	0.825	0.810	0.895
"	"		長野	三郷村、須 坂市、日滝 原、本郷、 木島、上田 市、飯山市	"	289	$Y = 5.17X1 + 2.68X2 - 391.07$	500	248.63	84.26	75.97	40.28	5.22	4.91	16.2	6.2	6.5	0.883	0.763	0.917

									尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収獲共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要 因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	スターキング デリシャス		全国計			290	Y= 5.18X1+2.72X2-389.99	個 800	g 248.30	mm 83.59	mm 75.31	g 43.21	mm 5.42	mm 5.20	% 17.4	% 6.5	% 6.9	0.862	0.747	0.897
	王 鈴		長野	長野市	50	291	Y= 3.42X1+3.44X2-295.30	100	259.73	79.61	82.22	24.17	3.51	4.28	9.3	4.4	5.2	0.706	0.779	0.909
	ゴールデン デリシャス		長野	三郷村、須 坂市、日滝 村、長野市、 大豆島、飯 山市	46	292	Y= 4.47X1+3.48X2-396.92	400	286.45	89.31	81.59	33.23	4.02	4.36	11.6	4.5	5.3	0.812	0.777	0.891
〃	印度		山形	朝日町、東 根市	45 46	293	Y= 4.53X1+3.89X2-422.15	200	266.52	84.52	78.57	51.85	6.56	6.65	19.5	7.8	8.5	0.830	0.794	0.934
〃	〃		長野	三郷村、須 坂市、本郷、 長野市、大 豆島、上田 市、神科	46	294	Y= 4.61X1+3.91X2-427.79	400	236.53	81.99	73.17	44.67	5.32	6.14	18.9	6.5	8.4	0.824	0.819	0.945
〃	〃		全国計			295	Y= 4.57X1+3.84X2-420.12	600	246.53	82.83	74.97	49.25	5.87	6.81	20.0	7.1	9.1	0.833	0.826	0.946
〃	ふじ		秋田	花輪町	46	296	Y= 5.47X1+2.37X2-381.27	100	233.07	80.62	73.26	32.50	4.05	4.56	14.0	5.0	6.0	0.888	0.756	0.925
〃	〃		山形	朝日町、東 根市	45	297	Y= 4.18X1+5.47X2-486.25	200	290.89	86.07	76.28	76.77	8.34	7.61	26.4	9.7	10.0	0.920	0.933	0.961
〃	〃		長野	三郷村、温、 丸都、小布 施町、上田 市、神科、 長野市	46 50	298	Y= 4.76X1+4.33X2-456.10	400	286.20	86.55	76.26	54.74	6.09	5.85	19.1	7.0	7.7	0.847	0.826	0.911
〃	〃		全国計			299	Y= 5.03X1+4.37X2-481.61	700	279.95	85.56	75.84	62.58	6.89	6.34	22.4	8.1	8.4	0.891	0.865	0.936
〃	世界一		長野	長野市	50	300	Y=10.11X1+3.18X2-870.10	100	507.85	106.18	95.75	139.07	10.33	10.70	27.4	9.7	11.2	0.976	0.935	0.981
〃	青り2号		長野	長野市	50	301	Y= 2.84X1+6.45X2-474.72	100	308.40	88.95	82.25	44.67	4.79	4.61	14.5	5.4	5.6	0.831	0.907	0.926
〃	ネロ26号		長野	長野市	50	302	Y= 5.21X1+4.04X2-475.81	100	308.05	92.23	75.00	53.32	5.81	5.43	17.3	6.3	7.2	0.906	0.878	0.936

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因 名	県 名	市町村名	年 産	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
									平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
									果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
なし	廿世紀		愛知	豊田市	45	303	Y= 5.56X1+2.73X2-385.59	個 50	g 214.28	mm 75.66	mm 65.66	g 39.45	mm 4.77	mm 4.97	% 18.4	% 6.3	% 7.6	0.944	0.874	0.967
〃	〃		〃	〃	〃	304	Y= 2.92X1+0.26X2- 25.51	50	197.42	70.85	62.25	50.94	14.75	12.99	25.8	20.8	20.9	0.910	0.896	0.910
〃	〃		兵庫	温泉町、香 住町	〃	305	Y= 5.82X1+3.41X2-428.95	300	310.47	84.37	72.94	31.96	3.17	3.73	10.3	3.8	5.1	0.773	0.681	0.847
〃	〃		鳥取	赤崎町、佐 治村	〃	306	Y= 6.64X1+3.57X2-512.14	200	304.70	83.66	73.18	31.95	3.27	3.29	10.5	3.9	4.5	0.904	0.783	0.950
〃	〃		全国計		〃	307	Y= 4.54X1+2.46X2-258.11	600	290.80	82.24	71.49	51.93	6.86	6.27	17.9	8.3	8.8	0.858	0.819	0.870
〃	幸水		長野	飯島町	50	308	Y= 5.73X1+4.01X2-476.04	30	273.27	83.27	67.90	43.23	5.05	38.6	15.8	6.1	5.7	0.957	0.897	0.980
かき	富有		岐阜	岐阜市		309	Y= 4.29X1+3.31X2-384.90	105	217.0	77.6	81.1	63.3	7.9	8.8	29.2	10.2	10.8	0.981	0.980	0.949
〃	〃		〃	糸貫町		310	Y= 3.77X1+3.65X2-373.31	90	231.4	79.4	83.8	48.4	6.3	6.7	20.9	8.0	8.0	0.976	0.977	0.998
〃	〃		〃	南濃町		311	Y= 2.08X1+5.39X2-383.59	105	203.5	75.6	79.8	60.5	7.4	8.2	29.7	9.7	10.3	0.958	0.975	0.977
〃	〃		〃	大野町		312	Y= 2.64X1+4.51X2-351.87	105	213.9	76.7	80.5	64.1	8.5	9.2	30.0	11.0	11.4	0.977	0.984	0.949
〃	〃		〃	山之上町		313	Y= 3.03X1+4.71X2-399.06	105	212.5	76.6	80.6	63.0	7.9	8.1	29.7	10.3	10.1	0.976	0.980	0.982
〃	平核無		山形	鶴岡市		314	Y= 5.80X1+1.77X2-336.94	100	168.8	72.6	47.9	43.1	6.0	4.5	25.5	8.3	9.5	0.983	0.934	0.894
〃	〃		〃	酒田市		315	Y= 4.52X1+4.35X2-377.38	100	181.3	75.4	50.0	42.0	6.0	3.5	23.2	7.9	7.0	0.990	0.950	0.837
〃	〃		〃	櫛引町		316	Y= 5.94X1+1.36X2-327.64	100	175.3	73.4	49.1	42.4	6.2	3.9	24.2	8.5	8.0	0.988	0.950	0.949
〃	〃		〃	大江町		317	Y= 5.83X1+1.58X2-326.31	100	175.1	72.8	48.7	43.8	6.4	4.3	25.0	8.7	8.8	0.991	0.952	0.992

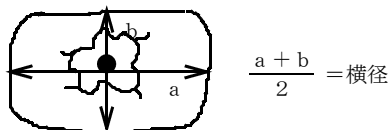
(注) かきの岐阜県の尺度回帰式を使用する場合における果径の測定部位は、横径にあつては、果実の側面の最小値、縦径にあつては同側面の最大値を計測し、これにより果実重を算定すること。

(昭和52年度作成)

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
指定かん きつ	はつさく		和歌山	粉河町	318	$Y = 7.71X1 + 0.72X2 - 434.36$	個 90	g 292.9	mm 87.8	mm 74.8	g 103.6	mm 3.5	mm 9.3	% 35.4	% 4.0	% 12.5	0.983	0.893	0.984
"	ぼんかん		鹿児島	大浦町	319	$Y = 3.71X1 + 1.85X2 - 218.12$	105	153.1	70.2	60.0	66.2	12.1	11.3	43.2	17.3	18.8	0.980	0.962	0.985
"	ネーブル オレンジ		和歌山	粉河町	320	$Y = 5.44X1 + 1.73X2 - 305.54$	105	193.6	70.6	66.3	86.9	12.3	11.3	44.9	17.4	17.1	0.981	0.949	0.984
"	ぶんたん		鹿児島	施設	321	$Y = 11.09X1 + 4.85X2 - 1360.44$	105	901.5	148.9	126.2	169.5	10.9	9.4	18.8	7.3	7.5	0.896	0.759	0.917
"	たんかん 132号		"	南部農協	322	$Y = 3.35X1 + 1.51X2 - 172.88$	105	99.7	57.8	52.3	34.6	7.6	6.0	34.7	13.2	11.5	0.984	0.952	0.989
"	さんぼう かん		和歌山	湯浅町	323	$Y = 5.10X1 + 1.45X2 - 325.46$	75	194.8	80.2	76.8	52.7	7.8	9.0	27.1	9.7	11.7	0.961	0.875	0.971
かき	富有		岐阜	岐阜市	324	$Y = 5.16X1 + 4.01X2 - 433.61$	105	220.3	80.6	59.4	68.8	9.1	5.6	31.3	11.3	9.4	0.979	0.953	0.987
"	"		"	糸貫町	325	$Y = 5.38X1 + 3.01X2 - 392.20$	105	214.4	80.1	58.6	61.7	8.7	5.1	28.8	10.8	8.7	0.983	0.940	0.988
"	"		"	南濃町	326	$Y = 5.03X1 + 4.00X2 - 423.41$	105	217.4	80.1	59.5	65.4	8.7	5.5	30.1	10.9	9.2	0.977	0.947	0.987
"	"		"	大野町	327	$Y = 5.30X1 + 3.42X2 - 411.66$	105	216.8	80.4	59.3	63.2	8.7	5.0	29.1	10.8	8.4	0.986	0.959	0.990
"	"		"	美濃加茂市	328	$Y = 5.57X1 + 3.38X2 - 429.02$	105	220.4	80.6	59.3	69.4	9.1	5.5	31.5	11.3	9.2	0.987	0.965	0.990
"	"		奈良	桜井市	329	$Y = 5.00X1 + 3.01X2 - 346.97$	75	208.7	76.6	57.6	41.5	6.1	4.0	19.9	7.9	7.0	0.956	0.855	0.974
"	"		和歌山	九度山町	330	$Y = 5.31X1 + 2.67X2 - 366.43$	105	215.1	81.7	55.2	62.2	8.6	6.4	28.9	10.5	11.6	0.975	0.918	0.984
"	"		"	かつらぎ町	331	$Y = 5.51X1 + 3.04X2 - 396.01$	105	216.4	80.6	55.5	64.0	8.9	5.5	29.6	11.0	9.9	0.976	0.884	0.987
"	平核無		山形	大江町	332	$Y = 4.82X1 + 3.04X2 - 325.34$	100	173.8	72.8	49.0	43.4	6.6	3.9	25.0	9.1	8.1	0.988	0.956	0.993
"	"		"	櫛引町	333	$Y = 5.86X1 + 1.41X2 - 324.38$	100	172.5	73.1	48.3	41.4	6.1	3.9	24.0	8.3	8.1	0.991	0.957	0.991
"	"		"	鶴岡市	334	$Y = 5.15X1 + 1.87X2 - 296.25$	100	171.6	73.2	48.8	40.1	6.0	3.4	23.4	8.2	10.1	0.984	0.946	0.987
"	"		"	酒田市	335	$Y = 5.68X1 + 1.51X2 - 317.08$	100	173.4	73.6	48.1	40.9	6.1	4.1	23.6	8.3	8.5	0.992	0.949	0.995
"	"		奈良	天理市	336	$Y = 4.69X1 + 2.11X2 - 306.75$	120	153.2	76.3	48.3	45.4	7.5	4.8	29.6	9.9	10.0	0.985	0.944	0.988
"	"		"	西吉野村	337	$Y = 4.76X1 + 3.11X2 - 312.59$	105	188.8	72.4	50.3	58.4	8.5	5.0	31.0	9.9	11.8	0.943	0.913	0.948
"	三社		富山	城端町、福 光町	338	$Y = 5.03X1 + 2.16X2 - 299.92$	136	196.5	67.1	73.7	62.2	8.5	9.1	31.6	12.7	12.3	0.984	0.960	0.990

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均		標準偏差		変動係数		相関係数
								きゆう重 (X)	健全果 (Y)	X	Y	X	Y	
くり	丹沢		茨城	美野里町	339	$Y = 0.62X - 7.60$	個 100	g 66.5	g 33.7	g 20.3	g 14.0	% 30.6	% 41.3	0.906
	〃		〃	友部町	340	$Y = 0.53X - 19.81$	100	120.8	44.3	35.2	20.9	29.1	47.2	0.893
	〃		宮崎	須木村	341	$Y = 0.63X + 2.45$	100	68.1	45.3	21.9	14.5	32.1	31.9	0.953
	伊吹		茨城	美野里町	342	$Y = 0.62X - 13.32$	100	84.0	39.0	17.5	12.5	20.8	32.0	0.871
	〃		〃	友部村	343	$Y = 0.68X - 17.10$	100	82.6	39.1	20.3	16.1	24.5	41.2	0.855
	〃		宮崎	須木村	344	$Y = 0.63X - 7.72$	100	79.3	41.8	25.0	16.3	31.5	38.9	0.957
	筑波		茨城	小川町	345	$Y = 0.65X - 16.78$	100	96.7	45.6	23.6	17.6	24.4	38.6	0.863
	〃		〃	友部町	346	$Y = 0.73X - 26.77$	100	97.8	44.5	20.1	17.1	20.5	38.5	0.855
	〃		宮崎	須木村	347	$Y = 0.67X - 5.10$	100	100.3	62.5	23.8	18.8	23.7	30.1	0.853
	銀寄		茨城	友部町	348	$Y = 0.64X - 20.26$	100	100.1	43.6	24.2	18.2	24.2	41.6	0.852
	〃		宮崎	須木村	349	$Y = 0.53X - 0.21$	100	84.9	45.0	17.2	10.4	20.3	23.1	0.882
	石鎚		茨城	茨城町	350	$Y = 0.57X - 5.42$	100	83.2	42.3	35.5	21.7	42.7	51.4	0.937
	森早生		宮崎	須木村	351	$Y = 0.46X - 2.98$	100	65.3	26.7	17.6	9.6	27.0	35.8	0.835
	見晴		〃	〃	352	$Y = 0.54X - 1.70$	100	88.4	46.3	23.1	13.4	26.1	28.8	0.938
	有磨		〃	〃	353	$Y = 0.44X - 1.14$	100	91.7	39.5	22.4	11.7	24.4	29.6	0.848

(注) かきの山形県の尺度回帰式を使用する場合における横径は、下図の測定方法により算定すること。



(昭和53年度作成)

収獲共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	レッドスパー		福島	伊達町	354	$Y = 5.79X1 + 3.29X2 - 423.63$	258	g 267.1	mm 83.1	mm 78.9	g 36.6	mm 4.0	mm 4.2	% 13.7	% 4.8	% 5.3	0.856	0.750	0.914
〃	王鈴		〃	〃	355	$Y = 4.50X1 + 2.64X2 - 329.40$	310	198.2	73.3	75.0	30.2	4.4	4.5	15.2	6.0	6.0	0.920	0.838	0.965
ぶどう	デラウェア		福島	福島市	356	$Y = 0.28X1 + 0.74X2 - 10.31$	113	95.7	59.0	120.6	23.3	17.5	17.4	24.3	29.7	14.4	0.566	0.688	0.726
〃	キャンベル アーリー		〃	〃	357	$Y = 0.69X1 + 2.39X2 - 177.34$	100	236.8	91.9	146.3	64.5	20.0	20.0	27.2	21.8	13.7	0.513	0.829	0.852
〃	タノレッド		〃	〃	358	$Y = 2.09X1 + 2.34X2 - 207.13$	105	404.6	106.5	166.5	78.1	19.4	17.8	19.3	18.2	10.7	0.697	0.705	0.858
〃	ネオマス カット		〃	〃	359	$Y = 2.62X1 + 1.39X2 - 161.45$	111	338.7	102.9	165.9	80.0	18.4	22.9	23.6	17.9	13.8	0.712	0.563	0.809
〃	ピオーネ		〃	〃	360	$Y = 2.52X1 + 2.35X2 - 287.55$	100	233.8	97.3	117.7	72.3	13.6	17.2	30.9	14.0	14.6	0.596	0.662	0.808
〃	巨峰		〃	〃	361	$Y = 2.41X1 + 1.07X2 - 143.25$	100	262.3	103.9	145.9	60.5	12.0	21.3	23.1	11.5	14.6	0.509	0.416	0.631
〃	M W 8 号、9号		〃	下郷町	362	$Y = 1.42X1 + 1.65X2 - 141.74$	200	114.2	66.3	98.2	45.2	12.2	16.7	39.6	18.4	17.0	0.684	0.798	0.864
なし	幸水		福島	福島市	363	$Y = 5.28X1 + 2.12X2 - 328.43$	307	184.9	73.2	59.9	32.0	4.5	3.8	17.3	6.1	6.3	0.952	0.851	0.964
〃	新水		〃	〃	364	$Y = 5.12X1 + 2.69X2 - 338.50$	279	195.6	73.7	58.3	36.6	4.9	4.5	18.7	6.6	7.7	0.968	0.913	0.983
〃	長十郎		岐阜	岐阜市	365	$Y = 5.73X1 + 4.50X2 - 489.19$	105	269.3	80.8	65.6	100.3	10.2	9.1	37.2	12.6	13.9	0.972	0.963	0.981
〃	〃		〃	真正町	366	$Y = 7.16X1 + 3.10X2 - 522.12$	105	267.1	81.2	67.0	90.3	9.1	8.2	33.8	11.2	12.2	0.975	0.927	0.983
〃	〃		〃	南若森	367	$Y = 6.49X1 + 3.56X2 - 493.92$	105	266.8	80.2	67.3	96.2	10.0	8.6	36.1	12.5	12.8	0.971	0.942	0.979
もも	白鳳		岐阜	久々野町	368	$Y = 5.71X1 + 2.70X2 - 405.86$	105	232.6	79.1	69.0	58.2	7.3	6.0	25.0	9.2	9.0	0.984	0.963	0.988
〃	昭和蜜桃		〃	〃	369	$Y = 6.20X1 + 2.47X2 - 433.02$	105	234.0	80.5	68.0	65.2	8.3	5.6	27.9	10.3	8.2	0.988	0.955	0.990
〃	倉方早生 桃 5 号、15号		福島	保原町	370	$Y = 3.12X1 + 3.52X2 - 279.26$	100	195.1	74.9	68.4	30.4	5.0	4.3	15.6	6.7	6.3	0.823	0.818	0.910
〃	〃		〃	〃	371	$Y = 5.66X1 + 1.85X2 - 341.73$	110	206.2	74.5	68.2	55.6	7.8	6.0	27.0	10.5	8.8	0.970	0.912	0.974
かき	富有		香川		372	$Y = 5.26X1 + 2.85X2 - 379.50$	110	219.3	83.1	56.9	37.2	5.1	3.9	17.0	6.1	6.9	0.919	0.773	0.946

(平成3年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
								g	mm	mm	g	mm	mm	%	%	%			
なし	新高		新潟	三条市	373	Y=13.74X1+4.62X2-1307.16	個 160	676.9	112.2	95.9	137.1	7.6	7.2	20.3	6.8	7.5	0.975	0.918	0.981

(平成5年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
キウイフ ルーツ	ヘイワー ド		和歌山	粉河町	374	Y= 4.55X1+2.05X2-268.37	個 200	g 131.8	mm 55.6	mm 72.1	g 19.5	mm 2.5	mm 4.5	% 14.8	% 4.5	% 6.2	0.816	0.747	0.942
〃	〃		〃	金屋町、有 田市、広川 町、吉備町、 湯浅町	375	Y= 3.32X1+1.75X2-184.33	400	104.3	51.1	68.1	19.4	2.9	5.9	18.6	5.7	8.7	0.776	0.791	0.909
〃	〃		愛媛	松山市、北 条市	376	Y= 3.76X1+1.50X2-192.42	100	102.1	51.5	67.3	15.9	2.5	5.3	15.6	4.9	7.9	0.887	0.850	0.976
〃	〃		〃	保内町	377	Y= 3.91X1+1.57X2-202.24	100	119.5	53.5	72.0	11.9	2.2	3.2	10.0	4.1	4.4	0.834	0.620	0.928
〃	〃		福岡	立花町	378	Y= 2.74X1+1.69X2-145.13	600	114.6	53.5	67.1	15.9	3.1	4.5	13.9	5.8	6.7	0.715	0.688	0.841

(平成6年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
りんご	陽光		長野	長野市	379	$Y= 6.58X1+3.14X2-519.45$	個 100	g 310.5	mm 88.1	mm 79.8	g 49.3	mm 5.2	mm 4.9	% 15.9	% 5.9	% 6.2	0.960	0.895	0.976
〃	王林		〃	〃	380	$Y= 5.28X1+3.93X2-471.81$	100	286.4	84.1	80.0	38.7	4.1	4.8	13.5	4.9	6.0	0.903	0.880	0.969
指定かん きつ	ぶんたん		高知	土佐市	381	$Y= 9.05X1+3.25X2-810.04$	150	511.7	111.3	96.9	112.7	9.1	9.3	22.0	8.2	9.6	0.959	0.881	0.970

(平成8年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
なし	ラ・フランス		長野	中野市	382	$Y = 4.73X1 + 3.20X2 - 364.83$	個 245	g 263.3	mm 79.6	mm 78.6	g 45.2	mm 5.7	mm 6.2	% 17.2	% 7.1	% 7.9	0.862	0.803	0.929
指定かん きつ	清見		広島	瀬戸田町	383	$Y = 5.44X1 + 1.80X2 - 334.06$	100	205.5	77.4	66.0	59.2	8.5	7.3	28.8	11.0	11.1	0.981	0.923	0.986

(平成9年度作成)

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
なし	ルレク チェ		新潟	白根市	384	Y= 7.33X1+2.81X2-563.36	個 105	g 350.4	mm 80.4	mm 115.4	g 67.8	mm 6.0	mm 9.3	% 19.4	% 7.5	% 8.1	0.909	0.820	0.954
ぶどう	デラウエ ア(露地)		広島	尾道市	385	Y= 1.81X1+0.95X2- 93.82	100	136.8	63.0	123.2	30.1	7.1	19.3	22.0	11.2	15.7	0.694	0.797	0.883
〃	デラウエア (ハウス)		〃	〃	386	Y= 1.36X1+1.43X2-119.09	100	136.8	63.0	123.2	35.1	8.9	17.6	25.0	15.1	14.1	0.566	0.823	0.887
もも	フレーバ ートップ		長野	塩尻市	387	Y= 5.72X1+2.65X2-401.89	110	210.2	74.5	70.2	45.4	5.8	4.6	21.6	7.8	6.6	0.961	0.896	0.971

(平成12年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品 種 名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
指定かん きつ	ぼんかん		高知	室戸市、東 洋町	388	Y= 4. 47X1+2. 15X2-295. 48	個 59	g 185. 2	mm 74. 9	mm 68. 0	g 19. 5	mm 3. 0	mm 4. 0	% 10. 6	% 4. 0	% 5. 9	0. 803	0. 632	0. 909

(平成13年度作成)

収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
なし	八雲		兵庫	城崎町	389	Y= 7.41X1+3.16X2-529.71	360	g 330.1	mm 82.1	mm 79.4	g 68.4	mm 6.4	mm 6.7	% 20.7	% 7.8	% 8.4	0.930	0.840	0.951
〃	〃		〃	温泉町	390	Y= 7.13X1+2.50X2-483.69	120	295.1	81.5	79.2	45.0	4.3	5.9	15.3	5.3	7.5	0.853	0.678	0.899
〃	二十世紀		〃	香住町	391	Y= 3.02X1+7.85X2-562.15	720	360.8	78.5	87.4	47.7	4.8	4.4	13.2	6.2	5.0	0.747	0.905	0.937
〃	〃		〃	温泉町	392	Y= 6.82X1+0.95X2-333.39	480	314.1	83.9	78.9	33.3	3.5	4.7	10.6	4.1	6.0	0.763	0.423	0.773

(平成14年度作成)

収獲共済 の共済目 的の種類								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
品 種 名	要 因 名	県 名	市 町 村 名	尺 度 番 号	尺 度 回 帰 式	調 査 標 本 数	果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2	
指定かん きつ	不知火		広島	呉市、三原 市、尾道市、 因島市、蒲 刈町、安芸 津町、豊浜 町、豊町、 大崎上島 町、瀬戸田 町、向島町	393	Y= 3.91X1+2.99X2-293.38	個 300	g 217.9	mm 78.9	mm 67.9	g 31.8	mm 4.7	mm 4.6	% 14.6	% 6.0	% 6.8	0.878	0.830	0.932
りんご	シナノス イト		長野		394	Y= 5.92X1+1.91X2-393.44	120	305.5	91.9	81.2	29.6	4.0	4.0	9.7	4.3	4.9	0.908	0.620	0.936
〃	秋映		〃		395	Y= 7.81X1+2.26X2-575.34	120	291.6	88.8	76.7	40.7	4.2	3.6	13.9	4.8	4.7	0.971	0.852	0.979
なし	南水		〃		396	Y= 8.45X1+1.66X2-522.69	120	370.6	90.9	75.3	65.4	6.2	6.7	17.6	6.8	8.9	0.927	0.772	0.934
〃	新興		兵庫	香住町	397	Y=12.21X1+4.22X2-1077.78	520	555.3	101.1	94.5	109.2	6.6	6.0	19.7	6.6	6.3	0.923	0.814	0.934

(平成15年度作成)

								尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
収穫共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
うんしゅ うみかん	崎久保		三重	熊野市、紀 伊長島町、 御浜町、紀 宝町	398	Y= 2. 67X1+1. 40X2-134. 4	個 274	g 73. 4	mm 55. 2	mm 43. 5	g 3. 5	mm 2. 8	mm 11. 1	% 6. 4	% 6. 4	% 15. 2	0. 959	0. 864	0. 975
〃	日南		三重	〃	399	Y= 2. 64X1+1. 36X2-129. 7	80	83. 9	57. 1	46. 0	4. 1	4. 0	15. 6	7. 2	8. 7	18. 6	0. 943	0. 840	0. 975

(平成22年度作成)

収獲共済 の共済目 的の種類	品種名	要因名	県 名	市町村名	尺度 番号	尺 度 回 帰 式	調 査 標本数	尺 度 回 帰 式 の 適 用 条 件											
								平 均			標 準 偏 差			変 動 係 数			相 関 係 数		
								果 実 重 (Y)	横 径 (X1)	縦 径 (X2)	Y	X 1	X 2	Y	X 1	X 2	Y, X1	Y, X2	Y, X1, X2
かき	貴秋		岐阜	岐阜市	400	$Y = 4.16X1 + 4.37X2 - 462.4$	個 112	g 285.9	mm 85.7	mm 89.7	g 36.2	mm 3.9	mm 4.2	% 12.7	% 4.5	% 4.7	0.880	0.889	0.918
"	すなみ		"	"	401	$Y = 4.21X1 + 4.19X2 - 457.0$	120	330.0	91.5	95.9	38.4	4.4	4.5	11.7	4.8	4.7	0.915	0.917	0.945
"	早秋		"	"	402	$Y = 4.70X1 + 2.22X2 - 331.3$	120	240.5	81.1	85.7	29.5	3.9	4.2	12.3	4.9	4.9	0.895	0.843	0.913
"	太秋		"	"	403	$Y = 2.31X1 + 7.19X2 - 531.1$	107	334.4	89.7	91.5	42.0	4.0	4.4	12.6	4.5	4.8	0.911	0.956	0.960
"	陽豊		"	"	404	$Y = 2.67X1 + 5.35X2 - 421.7$	115	266.2	83.8	86.8	65.7	8.0	8.0	24.7	9.5	9.2	0.950	0.961	0.965

果実重推定尺度の使用注意事項等

1 尺度回帰式と適用条件

(1) 尺度回帰式

尺度回帰式は $Y = a x_1 \pm b x_2 \pm c$

尺度回帰式のYは推定果実重、 x_1 は最長横径（ぶどうは最長肩巾）、 x_2 は最長縦径（ぶどうは房長）、 a ・ b 及び c は尺度回帰式の常数である。

（使用方法例）

尺度回帰式 $Y = 2.85 x_1 + 1.72 x_2 - 161.57$ 最長横径 62mm

最長縦径 56mm

推定果実重 $Y = (2.85 \times 62) + (1.72 \times 56) - 161.57 = 111.45 \approx 111 \text{ g}$

果実重推定尺度を下記の3の方法により作成すると便利である。

(2) 果実調査の時期と位置

- ① 果実調査時期は、収穫期とする。
- ② 果実調査位置は、最長横径及び最長縦径（ぶどうは最長肩巾及び房長）とする。

(3) 適用条件

尺度回帰式の適用条件は、尺度回帰式ごとに表に掲げられている平均果実重（Y）、平均横径（ x_1 ）及び平均縦径（ x_2 ）並びに $Y \cdot x_1$ 及び x_2 に係る標準偏差、変動係数、相関係数である。

(4) 尺度回帰式の選択

尺度回帰式には（3）の適用条件があるので、尺度回帰式の使用に当たっては果実重を推定しようとする果実群（調査園地）の果実の状況（平均的な果実重、最長横径及び最長縦径）に近似する適用条件の相関係数（ $Y - x_1 \cdot x_2$ ）が高い尺度回帰式を選択し、果実重推定の計算を行うこと。

なお、表に掲げる尺度回帰式のうち、※印を付けた尺度回帰式は相関係数が低いので、使用に当たっては調査対象果実を普通の2倍以上多く取る必要がある。

⊗印を付けた尺度回帰式は、果実重推定値の精度が低いので使用しないこととする。

2 尺度回帰式による決定平均果実重の算定

尺度回帰式による果実重推定尺度により、損害評価における調査樹園地ごとの決定平均果実重の算定は次の方法により行うこと。

(1) 損害評価の調査樹園地ごとの平均果実重の推定は、要領本文第2章第2節第4（果実重の調査方法）に基づき調査対象果実を選定し、前記1（尺度回帰式と適用条件）に基づき推定果実重の算定を行う。

(2) (1)により算定された樹園地ごとの推定平均果実重に（3）により評価地域（区）ごとに算定された尺度回帰式に係る修正率を乗じて、損害評価の調査樹園地ごとの決定平均果実重を算定する。

決定平均果実重＝推定平均果実重×修正率（評価地域（区）等ごと）

(3) 尺度回帰式に係る修正率の調査及び計算

① (1)に用いられた尺度回帰式ごと及び評価地域（区）ごとに、損害評価の調査対象樹園地の中から果実状況が中庸な樹園地3樹園地以上選定し、果実の調査対象樹園地とする。

② 調査樹園地ごとの調査対象果実は、要領本文第2章第2節第4（果実重の調査方法）に基づき選定する。

③ ②により選定された果実について、1果ごとに果実重、最長横径及び最長縦径（ぶどうは最長肩巾及び房長）を実測調査する。

④ ③により実測調査された最長横径及び最長縦径（ぶどうは最長肩巾及び房長）を尺度回帰式に適用して、尺度による推定果実重を算定する。

⑤ 尺度回帰式に係る修正率は、①～④の結果に基づき、下表（果実重尺度回帰式の修正率計算）により算定する。

果実重尺度回帰式の修正率計算表

											評価地域（区）名									
収穫共済の共済目的の種類等						品種名				尺度県名				尺度番号				尺度回帰式		
調査園地等	標本番号 項目		1	2	3	4	5	6			n	合 計		平 均						
組合員等氏名	実測値	横 径	mm																	
		縦 径	mm																	
		果実重	g										①							
園地名	尺度による推定 果 実 重		g										②							
	被害状況等の特記事項									修正率 $\left(\frac{①}{②} \times 100 \right) =$ %										
~~~~~																				
組合員等氏名	実測値	横 径	mm																	
		縦 径	mm																	
		果実重	g										①							
園地名	尺度による推定 果 実 重		g										②							
	被害状況等の特記事項									修正率 $\left( \frac{①}{②} \times 100 \right) =$ %										
評価地域（区）等の修正率 = $\frac{\text{園地別の①の合計}}{\text{園地別の②の合計}} \times 100 =$ %																				

（注意）① 横径、縦径及び果実重の記入単位は、mm及びgの整数位までとし、小数位以下の端数は四捨五入する。

② 修正率の記入単位は、%以下2位までとし、3位を四捨五入する。

早生うんしゅうみかん（果実重平均113g 横径平均64mm 縦径平均53mmの場合）

– 62 –

## 別表 6 果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法

果実の肥大は収穫適期まで続くのが一般的であるので収穫適期以前に現地調査を行って平均果実重を算定した場合にあつては、収穫適期の平均果実重に修正する必要がある。このため次に定める方法により調査を行い、現地調査から収穫適期までの日別の果実重肥大推定指数を作成して、これにより現地調査の際に算定した平均果実重を修正するものとする。

### 第 1 果実重測定樹の設定

品種ごと（品種が多数引受けられている場合は品種の系統ごと）に対象とする果樹の主産地域から無被害樹園地を 2 樹園地有意抽出してモデル樹園地とし、モデル樹園地から着果状況中庸な樹体を 2 本有意抽出して果実重測定樹とする。

### 第 2 果実重の測定方法

#### 1 果実重測定の始期及び測定の期間

（1）果実重測定の始期はモデル樹園地及び近隣の樹園地から、果実の成熟度合により収穫適期となる日を想定し、その日から 20 日前を測定の始期とする。

#### （2）測定の期間

測定の期間は、測定の始期から収穫適期までとする。

#### （3）果実重の測定日

測定の始期を第 1 回目とし以後 5 日間隔で測定するものとするが、必要に応じ測定日の間隔を小さくしてもよい。

#### 2 標本果実の設定

##### （1）果実の大きさのグルーピング

果実重測定樹から亜主枝 2 本を有意抽出し、各亜主枝から収穫量とする果実を連続して 10 粒、1 測定樹から 20 粒（合計 40 粒）をもぎとり秤量の上それぞれの果実の横径及び縦径をノギスにより測定し、その測定結果から同程度の大きさの果実を 10 粒ずつに区分し 4 組にグルーピングする。

##### （2）標本果実の識別

果実重測定樹の果実を（1）でグルーピングしたそれぞれのグループの果実と同程度の大きさのものを 1 測定樹当たり 20 粒（合計 40 粒）ずつ 4 組（1 組 40 粒×4 組）にグルーピングし、それぞれの組の果実に組別の仕分けのできる識別票を付ける。

#### 3 調査日ごとの標本果実の果実重の測定と果実重の肥大結果の算定

果実重測定の始期から 1 の（3）により 2 の（2）の果実を組ごとに 10 粒ずつもぎとり秤量し、次により調査日ごとの果実重の肥大係数（単位は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位までとする。）を算定する。

$$\text{調査日ごとの果実重の肥大係数} = \frac{\text{最終測定日に秤量した果実重の合計}}{\text{測定日ごとに秤量した果実重の合計}}$$

### 第 3 果実重肥大推定指数の設定

第 2 の 3 の調査結果をもとに試験研究機関等の参画を得、調査日ごとの果実重の肥大係数と収穫適期から調査日までの日数により第 1 式（直線回帰式）及び第 2 式（平方根回帰式）の a と b を次の計算例により求め、第 1 式又は第 2 式により現地調査日から収穫適期までの日ごとの果実重肥大推定指数（ $\hat{y}$ ）を設定する。この場合、算式の

選定に当たっては、決定係数の大きい式によるものとする。

第1式  $\hat{y} = a + b x$

第2式  $\hat{y} = a + b \sqrt{x}$

[計算例]

収穫適期を1とした日から調査日の日をxとし、調査日ごとの果実重の肥大係数をyとする。

	x	y	x ²	x y	$\frac{\wedge}{y}$	(y - $\frac{\wedge}{y}$ ) ²	(y - $\bar{y}$ ) ²
			$\sqrt{x}$	$\sqrt{x y}$			
1	21	1.123	441	23.583	1.126	0.000009	0.004225
			4.5826	5.1463	1.113	0.000100	
2	16	1.105	256	17.680	1.092	0.000169	0.002209
			4.0000	4.4200	1.092	0.000169	
3	11	1.050	121	11.550	1.058	0.000064	0.000064
			3.3166	3.4824	1.067	0.000289	
4	6	1.012	36	6.072	1.024	0.000144	0.002116
			2.4495	2.4789	1.035	0.000529	
5	1	1.000	1	1.000	※ 0.990	0.000100	0.003364
			1	1.0000	※ 0.982	0.000324	
N	Σ x	Σ y	Σ x ²	Σ x y		Σ (y - $\frac{\wedge}{y}$ ) ²	Σ (y - $\bar{y}$ ) ²
5	55	5.290	855	59.885		0.000486	0.011978
		Σ y / N = $\bar{y}$	Σ $\sqrt{x}$	Σ $\sqrt{x y}$		0.001411	
		1.058	15.3487	16.5276			

(注) Nは調査回数

#### 1 直線回帰式の場合

$$a = \frac{\Sigma x^2 \cdot \Sigma y - \Sigma x \cdot \Sigma xy}{N \cdot \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2} = \frac{855 \times 5.290 - 55 \times 59.885}{5 \times 855 - (55)^2} = \frac{1229.275}{1250} \doteq 0.98342$$

$$b = \frac{N \cdot \Sigma xy - \Sigma x \cdot \Sigma y}{N \cdot \Sigma x^2 - (\Sigma x)^2} = \frac{5 \times 59.885 - 55 \times 5.290}{5 \times 855 - (55)^2} = \frac{8.475}{1250} \doteq 0.00678$$

$$\hat{y} = a + b x$$

$$= 0.98342 + 0.00678 \cdot x \text{ の回帰式になる。}$$

決定係数の計算

$$R^2 = 1 - \frac{\Sigma (y - \hat{y})^2}{\Sigma (y - \bar{y})^2} = 1 - \frac{0.000486}{0.011978} = 0.9594$$

#### 2 平方根回帰式の場合

$$a = \frac{\Sigma x \cdot \Sigma y - \Sigma \sqrt{x} \cdot \Sigma \sqrt{xy}}{N \cdot \Sigma x - (\Sigma \sqrt{x})^2} = \frac{55 \times 5.290 - 15.3487 \times 16.5276}{5 \times 55 - (15.3487)^2} = \frac{37.2728}{39.4174} \doteq 0.94559$$

$$b = \frac{N \cdot \Sigma \sqrt{xy} - \Sigma \sqrt{x} \cdot \Sigma y}{N \cdot \Sigma x - (\Sigma \sqrt{x})^2} = \frac{5 \times 16.5276 - 15.3487 \times 5.290}{5 \times 55 - (15.3487)^2} = \frac{1.4434}{39.4174} \doteq 0.03662$$

$$\hat{y} = a + b \sqrt{x}$$

$=0.94559+0.03662 \cdot \sqrt{x}$  の回帰式になる。

決定係数の計算

$$R^2 = 1 - \frac{\sum (y - \hat{y})^2}{\sum (y - \bar{y})^2} = 1 - \frac{0.001411}{0.011978} = 0.8822$$

(注) 1 及び 2 の決定係数が大きい回帰式により現地調査日から収穫適期までの日別の果実重肥大推定指数を算定する。なお、果実重肥大推定指数が 1 以下になった場合は 1 とするものとする。

21 日	20 日	19 日	18 日	⋮	3 日	2 日	収穫適期
1.126	1.119	1.112	1.105	⋮	1.004	1.000	1.000

#### 第 4 果実重肥大推定指数による修正方法

修正平均果実重＝現地調査の平均果実重×現地調査日から収穫適期までの日ごとの果実重肥大推定指数

なお、第 3 により設定された果実重推定指数が地域の実態等からみて適当でない場合にあつては、損害評価員、試験研究機関等の意見を聴いて果実重肥大推定指数を調整して適用しても差し支えない。

## 別表 7 減収推定尺度

### 第 1 凍霜害減収推定尺度

#### 1 りんご

損傷歩合 (%)	20	30	40	50	60	70	80
減収歩合 (%)	15	25	35	45	50	60	70

(尺度使用上の注意)

$$\text{損傷歩合} = \frac{\text{枯死花（果）そう数}}{\text{全花（果）そう数（含落花（果）そう数）}} \times 100$$

全花（果）そう数は結果枝ごとの全花（果）そう数である。ただし、花（果）そう内の全花（果）が落花（果）したときはそれを含める。枯死花（果）そう数は花（果）そう内の全花（果）が枯死した数であり、落花（果）そうは枯死花（果）そうに含める。

#### 2 ぶどう

損傷歩合 (%)	70	75	80	85	90	95
減収歩合 (%)	5	15	25	35	45	55

(尺度使用上の注意)

この尺度は、凍霜害により主芽が枯死した場合に適用する。

#### 3 なし

損傷歩合 (%)	20	30	40	50	60	70	80
減収歩合 (%)	25	35	45	55	60	70	80

(尺度使用上の注意)

りんごの場合と同様である。

#### 4 もも

損傷歩合 (%)	30	40	50	60	70	80
減収歩合 (%)	10	20	35	45	55	70

(尺度使用上の注意)

りんごの場合と同様である。

#### 5 おうとう

損傷歩合 (%)	10	20	30	40	50	60	70	80	90
減収歩合 (%)	0	0	0	10	25	35	45	60	75

(尺度使用上の注意)

この尺度は開花前に凍霜害を受け、雌蕊枯死の被害があつた場合に使用する。

### 第 2 ひょう害減収推定尺度

#### 1 りんご

損傷程度	1	2	3
減収歩合 (%)	7 以下	7～15	15～25

(尺度使用上の注意)

(1) この尺度は、摘果期前後にひょう害のため、損傷果が発生した場合に適用する。

(2) 調査はこの被害の性格上、上段枝、中段枝、下段枝から中庸枝を選び（風を伴った被害の場合は風向を考慮して調査枝を選ぶ。）、被害程度別果数を次の基準で調査する。

甚：衝撃により被害が果心に及び亀裂を生じたもの

中：衝撃により被害が果肉にとどまり亀裂にならない程度のもの

軽：衝撃により被害が表皮のみにとどまり凹んだ程度のもの

(3) 損傷歩合に代え損傷程度を用い、損傷程度は被害程度別損傷果数を用い次式により算出する。

$$\text{損傷程度} = \frac{(\text{被害軽果数} \times 1 + \text{被害中果数} \times 2 + \text{被害甚果数} \times 3)}{\text{調査全果数}}$$

(4) 落果を伴った場合の減収歩合は落果数歩合が標準着果数の10%以内であれば、落果分を考慮する必要はない。10%以上の場合は、10%を減じた歩合を上記減収歩合に加算する。

(5) この被害は、樹齢、樹勢によつて差があり、樹齢の多いもの、樹勢の弱いものほど減収歩合が高い傾向がある。

## 2 ぶどう

### ぶどう (1)

損傷歩合 (%)	10	20	30	40	50	60	70	80	90
減収歩合 (%)	8	18	26	35	44	53	63	74	86

(尺度使用上の注意)

(1) この尺度は、果房肥大生長期（開花後20日前後）にひよう害を受け、果実に損傷が発生した場合に適用する。

(2) 損傷歩合は、被害果数を総果数で除して算出する。

### ぶどう (2)

損傷歩合 (%)	10	20	30	40	50	60	70	80	90
減収歩合 (%)	9	19	28	37	46	55	65	76	87

(尺度使用上の注意)

(1) この尺度は、新梢伸長停止期（開花後30日前後）にひよう害を受け、果実に損傷が発生した場合に適用する。

(2) 損傷歩合は、被害果数を総果数で除して算出する。

## 3 なし

### なし (1)

損傷歩合 (%)	20	40	60	80	100
減収歩合 (%)	0	20	40	60	80

(尺度使用上の注意)

(1) この尺度は幼果期（摘果終了前）に調査する場合に適用する。

(2) この損傷果とは傷の深さが果肉に及ぶものをいい、損傷歩合とは被害後の着果総数に対する損傷果数の割合である。

### なし (2)

損傷歩合 (%)	20	40	60	80	100
減収歩合 (%)	5	15	25	35	50

(尺度使用上の注意)

(1) この尺度は第1回摘果後に調査する場合に適用する。

(2) 損傷果とは傷の深さが果肉に及ぶものをいい、果皮のみに損傷のあるものは除く。損傷歩合とは被害数（調査時）の着果総数に対する損傷果数の割合である。

### 第3 低温減収推定尺度

なし

損傷歩合 (%)	90以上	80	70	60	50	40以下
減収歩合 (%)	70以上	60	50	40	25	10以下

(尺度使用上の注意)

(1) 損傷歩合 =  $\frac{\text{損傷花そう数}}{\text{調査全花そう数}} \times 100$  より算出する。

(2) この被害は、開花期前後の低温によつて開花しなかつた場合又は落花が著しい場合に適用する。

### 別表8 連合会抜取調査の組合等別調査対象組合員等の数

連合会抜取調査の組合等別の調査対象組合員等の数は、組合等で悉皆調査の対象となつた組合員等の数に対応する数とし、次表のとおりとする。

組合等で悉皆調査の対象となつた組合員等の数	左に対応する調査対象組合員等の数
30戸以下	4戸
31戸以上～40戸以下	5戸
41戸 〃 ～50戸 〃	6戸
51戸 〃 ～60戸 〃	7戸
61戸 〃 ～70戸 〃	8戸
71戸 〃 ～80戸 〃	9戸
81戸 〃 ～100戸 〃	10戸
101戸 〃 ～200戸 〃	11戸
201戸 〃 ～300戸 〃	12戸
301戸 〃 ～400戸 〃	13戸
401戸 〃 ～500戸 〃	14戸
501戸以上	15戸

## 付録 特定共済損害評価基準モデル園地設定事業

### 第1 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の特定共済損害評価基準モデル園地における特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数の設定

半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の損害評価の方法は、共済事故の発生の都度（摘果終了時前にあつてはすべての災害の発生の都度）損害評価を行うこととしており、また着果している果実の損害評価は収穫期に行うこととしている。このため、共済事故発生時に着果している調整果実及び被害果実について共済事故発生時から次の共済事故発生時まで、または共済事故発生時から収穫期までの間において落下または滅失するものが生じるが、これらのものについては、樹園地ごとに現地評価を行わないこととされている。したがって、これらの果実が共済事故発生後から収穫期までの間において、いかなる状態で落下または滅失したかをモデル園地において次の方法により調査して、特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数を設定し、この指数に基づいて収穫期に行つた樹園地ごとの現地調査結果に基づく着果調整果数及び着果被害果数を修正するものとする。

#### 1 調査方法

##### (1) モデル園地の設定

モデル園地の設定は共済事故の発生の都度、現地評価を行つた被害樹園地の中から被害程度中庸な樹園地を2樹園地設定する。

また、共済事故が重複した地域が生じたときは、共済事故が重複した地域についても同様に2樹園地を設定する。

##### (2) 調査対象

(1) のモデル園地内の共済事故により生じた着果調整果実及び着果被害果実を対象とする。

##### (3) 調査標本果実の識別

(1) により設定したモデル園地ごとに着果調整果実100果及び着果被害果実100果を選定して、それぞれごとに識別票を付ける。なお、調査標本果実の選定に当たっては被害甚の樹体または被害軽の樹体に偏りを生じないように選定する。

##### (4) 調査標本果実の落果数調査

(3) により識別した調査標本果実について、収穫期にそれぞれごとに着果している果実数の調査を行う。なお、必要に応じ当該果実の落果状況等を適宜見回り調査する。

##### (5) モデル園地ごとの特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数の算定

(4) の調査結果により連合会は、(1) により設定したモデル園地ごとに特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数を次により算定する。

$$\text{モデル園地ごとの特定共済調整果指数} = \left( \frac{\text{調査標本の調整果実数の合計}}{\text{収穫期における調査標本の調整果実の着果数合計}} \right) - 1$$

$$\text{モデル園地ごとの特定共済被害果指数} = \left( \frac{\text{調査標本の被害果実数の合計}}{\text{収穫期における調査標本の被害果実の着果数合計}} \right) - 1$$

この場合の指数は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位まで求める。

〔計算例〕

			着果調整果	着果被害果
収穫期における調査	②	9月15日	168 果	130 果
暴風雨によるモデル園地設定	①	8月7日	200 果	200 果

$$\text{モデル園地ごとの特定共済調整果指数} = \left( \frac{\text{調査標本の調整果実の数200果}}{\text{調査標本の調整果実の着果数168果}} \right) - 1 = 1.190 - 1 = 0.190$$

$$\text{モデル園地ごとの特定共済被害果指数} = \left( \frac{\text{調査標本の被害果実の数200果}}{\text{調査標本の被害果実の着果数130果}} \right) - 1 = 1.538 - 1 = 0.538$$

## 2 特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数の適用

1の(5)で算定された特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数は、モデル園地設定に係る地域ごとに適用することとするが指数の近似している地域にあつては、次の方法により特定共済調整果指数及び特定共済被害果指数を求めこれを適用して差し支えない。

$$\text{指数の近似している地域に適用する特定共済調整果指数} = \left( \frac{\text{調査標本の調整果実数の合計}}{\text{収穫期における調査標本の調整果実の着果数合計}} \right) - 1$$

$$\text{指数の近似している地域に適用する特定共済被害果指数} = \left( \frac{\text{調査標本の被害果実数の合計}}{\text{収穫期における調査標本の被害果実の着果数合計}} \right) - 1$$

## 第2 半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の特定共済損害評価基準モデル園地における減収歩合の算定

半相殺特定危険方式及び樹園地特定危険方式の損害評価は、「減収推定尺度」が定められている収穫共済の共済目的の種類の場合にあつては、第2章第3節第2の1により算出した損害歩合を別表7の「減収推定尺度」に適用して、災害の種類別に減収歩合を見積もるものとし、その他の場合にあつては「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」によりモデル園地を設定し、当該モデル園地において当該災害に係る減収歩合を算定することとしているが、当該モデル園地における減収歩合の算定は、次により行うものとする。

### 1 調査方法

#### (1) モデル園地の設定

① モデル園地は、災害の発生の都度、原則として現地評価を行つた樹園地の中から設定するものとし、その設定に当たつては、現地評価を行つた樹園地について被害状況、災害の種類、地域条件、品種、熟期等（以下「被害状況等」という。）に応じて階層区分を行い、当該階層区分ごとに被害程度の中庸な樹園地を1樹園地設定する。また、樹園地の数は、被害状況等に応じて必要があると認められる場合は増加すること。

② モデル園地の設定において、組合等の区域内における第2回目の災害の発生地域と組合等の区域内における第1回目の災害の発生地域のうち災害が重複している地域がある場合は、当該災害の重複する地域については改めてモデル園地を設定するものとする。

ただし、災害が重複する地域内に第1回目の災害が発生した時に設定したモデル園地がある場合であつて、当該モデル園地の被害の状況等が当該災害の重複する地域の被害状況等からみて、ほぼ中庸と認められる場合は、第1回目の災害に係るモデル園地を第2回目の災害に係るモデル園地としても差し支えない。

③ 組合等の区域内における第3回目以降のモデル園地の設定は、②の方法に準じて設定するものとする。

#### (2) 現地調査

##### ① 調査標本及び調査部位の選定

(1)により設定したモデル園地ごとに被害の状態の中庸な樹体（区画）を5本（区画）を標準として抽出し、当該調査標本について亜主枝、次亜主枝等を単位とした被害の状態が中庸な部位を抽出する。

なお、被害状況等により標本樹の数を増加すること。

② 損傷歩合の調査

災害の発生の都度、①の調査標本ごとに、第2章第3節第2の1の方法に準じて損傷歩合の調査を行うものとする。

③ 平年着果数確保状況の調査

落花し、結実した時に平年着果数（その年の気象の推移、被害の発生状況等を平年並みとみなしたその年に予想される着果数をいう。以下同じ。）が確保されるかどうかモデル園地ごとに損傷果（そう）数及び健全果（そう）数を調査する。

2 減収歩合の算定

（1）1の（2）の調査結果に基づき、次式によりモデル園地ごとの減収歩合を算定する。

なお、減収歩合がマイナスとなる場合は、当該モデル園地の減収歩合は0とする。

$$\text{減収歩合} = 1 - \left[ \frac{\text{健全果（そう）数結実割合}}{\text{平年着果数確保果（そう）数結実割合}} \right] \times 100$$

平年着果数確保果（そう）数結実割合は、平年的な収穫量が確保されるのに必要な果（そう）数の結実割合をいい、試験研究機関、地方農政局統計部等その他関係機関の指導を受けるものとする。

$$\text{健全果（そう）数結実割合} = \left[ 1 - \frac{\text{標本樹平均損傷果（そう）数}}{\text{標本樹平均総果（そう）数}} \right] \times 100$$

（2）（1）により算定したモデル園地ごとの減収歩合から、次により災害の種類別の減収歩合を算定する。

① 
$$\frac{\text{モデル園地の災害の 当該モデル園地}}{\text{種類別の減収歩合}} = \frac{\text{の総減収歩合}}{\text{の総減収歩合}} \times \text{当該モデル園地の災害の種類別の減収歩合配分率}$$

② 
$$\frac{\text{当該モデル園地の災害の}}{\text{種類別の減収歩合配分率}} = \frac{\text{当該モデル園地の各回ごとの実損傷歩合}}{\text{当該モデル園地の各回ごとの実損傷歩合の合計}} \times 100$$

なお、当該モデル園地の各回ごとの実損傷歩合の算定は、次により行う。

第1回災害に係る実損傷歩合 = 第1回災害に係る損傷歩合

第2回災害に係る実損傷歩合 = (100 - 第1回災害に係る実損傷歩合) × 第2回災害に係る損傷歩合

第n回災害に係る実損傷歩合 = (100 - 第1回災害に係る実損傷歩合 - 第2回災害に係る実損傷歩合 - 第n-1回災害に係る実損傷歩合) × 第n回災害に係る損傷歩合

付表 1

## 半相殺減収総合方式及び樹園地特定危険方式の損害割合別の共済金支払割合

損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合
30	0	44	20	58	40	72	60	86	80
30を超え 30.4まで	0.4	45	21	59	41	73	61	87	81
31	1	46	23	60	43	74	63	88	83
32	3	47	24	61	44	75	64	89	84
33	4	48	26	62	46	76	66	90	86
34	6	49	27	63	47	77	67	91	87
35	7	50	29	64	49	78	69	92	89
36	9	51	30	65	50	79	70	93	90
37	10	52	31	66	51	80	71	94	91
38	11	53	33	67	53	81	73	95	93
39	13	54	34	68	54	82	74	96	94
40	14	55	36	69	56	83	76	97	96
41	16	56	37	70	57	84	77	98	97
42	17	57	39	71	59	85	79	99	99
43	19							100	100

付表 2

## 半相殺特定危険方式及び全相殺方式の損害割合別の共済金支払割合

損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合
20	0	36	20	52	40	68	60	84	80
20を超え 20.4まで	0.3	37	21	53	41	69	61	85	81
21	1	38	23	54	43	70	63	86	83
22	3	39	24	55	44	71	64	87	84
23	4	40	25	56	45	72	65	88	85
24	5	41	26	57	46	73	66	89	86
25	6	42	28	58	48	74	68	90	88
26	8	43	29	59	49	75	69	91	89
27	9	44	30	60	50	76	70	92	90
28	10	45	31	61	51	77	71	93	91
29	11	46	33	62	53	78	73	94	93
30	13	47	34	63	54	79	74	95	94
31	14	48	35	64	55	80	75	96	95
32	15	49	36	65	56	81	76	97	96
33	16	50	38	66	58	82	78	98	98
34	18	51	39	67	59	83	79	99	99
35	19							100	100

付表 3

樹園地減収総合方式の損害割合別の共済金支払割合

損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合	損害割合	共済金 支払割合
40	0	52	20	64	40	76	60	88	80
40を超え 40.4まで	0.4	53	22	65	42	77	62	89	82
41	2	54	23	66	43	78	63	90	83
42	3	55	25	67	45	79	65	91	85
43	5	56	27	68	47	80	67	92	87
44	7	57	28	69	48	81	68	93	88
45	8	58	30	70	50	82	70	94	90
46	10	59	32	71	52	83	72	95	92
47	12	60	33	72	53	84	73	96	93
48	13	61	35	73	55	85	75	97	95
49	15	62	37	74	57	86	77	98	97
50	17	63	38	75	58	87	78	99	98
51	18							100	100

付表 4

園地面積別棚区画数早見表

棚区画の 大きさ 園地面積	m m 1.8×1.8 (1間)	m m 2.0×2.0	m m 2.1×2.1 (7尺)	m m 2.25×2.25 (7.5尺)	m m 2.4×2.4 (8尺)	m m 2.7×2.7 (9尺)	m m 3.0×3.0 (10尺)
0.5 a	15	13	11	10	9	7	6
1.0	31	25	23	20	17	14	11
1.5	46	38	34	30	26	21	17
2.0	62	50	45	40	35	27	22
2.5	77	63	57	49	43	34	28
3.0	93	75	68	59	52	41	33
3.5	108	88	79	69	61	48	39
4.0	123	100	91	79	70	55	44
4.5	139	113	102	89	78	62	50
5.0	154	125	113	99	87	69	56
5.5	170	138	125	109	95	75	61
6.0	185	150	136	119	104	82	66
6.5	201	163	147	128	113	89	72
7.0	216	175	159	138	122	96	78
7.5	231	188	170	148	130	103	83
8.0	247	200	181	158	139	110	89
8.5	262	213	193	168	148	117	94
9.0	278	225	204	178	156	123	100
9.5	293	238	215	188	165	130	106
10.0	309	250	227	198	174	137	111
20.0	617	500	454	395	347	274	222
30.0	926	750	680	593	521	412	333

10 a 以上の場合の見方

(例) 園地面積12 a の場合の棚区画 (2.0m×2.0m) 数は、250 (10 a 当たり) +50 (2 a 当たり) =300 (区画)

付表 5

樹間距離による10 a 当たり植栽本数早見表

		樹 間 距 離 (m)																																	
		9.9	9.6	9.3	9.0	8.7	8.4	8.1	7.8	7.5	7.2	6.9	6.6	6.3	6.0	5.7	5.4	5.1	4.8	4.5	4.2	3.9	3.6	3.3	3.0	2.7	2.4	2.1	1.8						
樹 間 距	1.8	56	58	60	62	64	66	69	71	74	77	81	84	88	93	97	103	109	116	123	132	142	154	168	185	206	231	265	309						
	2.1	48	50	51	53	55	57	59	61	63	66	69	72	76	79	83	88	93	99	106	113	122	132	144	159	176	198	227							
	2.4	42	43	45	46	48	50	51	53	56	58	60	63	66	69	73	77	82	87	93	99	107	116	126	139	154	174								
	2.7	37	39	40	41	43	44	46	47	49	51	54	56	59	62	65	69	73	77	82	88	95	103	112	124	137									
	3.0	34	35	36	37	38	40	41	43	44	46	48	51	53	56	58	62	65	70	74	79	86	93	101	111										
	3.3	31	32	34	34	35	36	37	39	40	42	44	46	48	50	53	56	59	63	67	72	78	84	92											
	3.6	28	29	30	31	32	33	34	36	37	39	40	42	44	46	49	51	54	58	62	66	71	77												
	3.9	26	27	28	29	29	31	32	33	34	36	37	39	41	43	45	48	50	53	57	61	66													
	4.2	24	25	26	27	27	28	29	31	32	33	35	36	38	40	42	44	47	50	53	57														
	4.5	22	23	24	25	26	26	27	28	30	31	32	34	35	37	39	41	44	46	49															
	4.8	21	22	22	23	24	25	26	27	28	29	30	32	33	35	37	39	41	43																
	離 ( m )	5.1	20	20	21	22	23	23	24	25	26	27	28	30	31	33	34	36	38																
5.4		19	19	20	21	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	34																		
5.7		18	18	19	20	20	21	22	22	23	24	25	27	28	29	31																			
6.0		17	17	18	19	19	20	21	21	22	23	24	25	26	28																				
6.3		16	17	17	18	18	19	20	20	21	22	23	24	25																					
6.6		15	16	16	17	17	18	19	19	20	21	22	23																						
6.9		15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	21	表の見方 〔例〕 樹間距離 4.5m及び6.0mの場合 植栽本数 37本																						
7.2		14	14	15	15	16	17	17	18	19	19																								
7.5		13	14	14	15	15	16	16	17	18																									
7.8		13	13	14	14	14	15	16	16																										
8.1		12	13	13	14	14	15	15																											
8.4		12	12	13	13	14	14																												
8.7	12	12	12	13	13			(参考) 果樹別10 a 当たり植栽本数 (小林章著、果樹園芸ハンドブック)																											
9.0	11	12	12	12																															
9.3	11	11	12					普通温州みかん				早生温州みかん				りんご		ぶどう		なし		もも													
9.6	11	11						瘦地		肥沃地		密植		瘦地		肥沃地		密植		瘦地		肥沃地		瘦地		肥沃地		瘦地		肥沃地					
9.9	10							33		19		120		75		48		180		19		12		12		8		33		19		33		19	

# 書 類 様 式

## 書類様式目録

様式番号	書 類 名
例 <del>収</del> 第 1 号の 1	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式 連合会抜取調査野帳（果実数調査・樹体別）
例 <del>収</del> 第 1 号の 2	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（ぶどう）連合会抜取調査野帳（果実数調査・区画別）
例 <del>収</del> 第 1 号の 3	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（なし）連合会抜取調査野帳（果実数調査・樹体 4 分の 1 別）
例 <del>収</del> 第 1 号の 4	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（くり）連合会抜取調査野帳（樹体別）
例 <del>収</del> 第 1 号の 5	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（キウイフルーツ）連合会抜取調査野帳（果実数調査・区画別）
例 <del>収</del> 第 2 号の 1	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式 連合会抜取調査野帳（着果数調査・樹体別）
例 <del>収</del> 第 2 号の 2	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（ぶどう）連合会抜取調査野帳（着果数調査・区画別）
例 <del>収</del> 第 2 号の 3	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（なし）連合会抜取調査野帳（着果数調査・樹体 4 分の 1 別）
例 <del>収</del> 第 2 号の 4	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（キウイフルーツ）連合会抜取調査野帳（着果数調査・区画別）
例 <del>収</del> 第 3 号の 1	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書（その 1）
例 <del>収</del> 第 3 号の 2	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書（その 2）
例 <del>収</del> 第 4 号の 1	半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 連合会抜取調査野帳（損傷歩合調査）
例 <del>収</del> 第 4 号の 2	半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 連合会抜取調査野帳（落果数調査）
例 <del>収</del> 第 4 号の 3	半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 連合会抜取調査野帳（着果数調査）
例 <del>収</del> 第 4 号の 4	半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 連合会抜取調査野帳取りまとめ表
例 <del>収</del> 第 5 号の 1	半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書（その 1）
例 <del>収</del> 第 5 号の 2	半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書（その 2）
例 <del>収</del> 第 6 号の 1	全相殺方式・災害収入共済方式 連合会全相殺等樹園地抜取調査野帳
例 <del>収</del> 第 6 号の 2	全相殺方式・災害収入共済方式 連合会全相殺等樹園地抜取調査野帳取りまとめ表
例 <del>収</del> 第 7 号	半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式 基準収穫量設定指数適用状況調査野帳
例 <del>収</del> 第 8 号の 1	全相殺減収総合方式 連合会出荷数量抜取調査野帳
例 <del>収</del> 第 8 号の 2	全相殺品質方式 連合会出荷数量抜取調査野帳
例 <del>収</del> 第 8 号の 3	災害収入共済方式 連合会出荷数量抜取調査野帳
例 <del>樹</del> 第 1 号	樹体共済 連合会抜取調査野帳
例 <del>樹</del> 第 2 号	樹体共済 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書

(様式例第1号の1)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(樹種名 ) 連合会抜取調査野帳(果実数調査・樹体別)

共済事故等による種別				方式										野帳枚数		枚のうち 枚									
評価		組合		階層		共済		組合員		現地調査	年 月 日	評価													
区域名		等名		区分名		番号		等氏名		年月日⑦		者印													
引 受 状 況				被 害 状 況							日数差 ①-⑦	植 栽 本 数	着 果 樹 体 数 ①	階層区分をした場合			現地調査の方式								
樹園	類	細 品	樹	引	引	災害	災 害	損害通知(定期報告)	組合等現地評価の結果					A	B	C	検 見	実 測							
地の	区	区	種	受	受	の	発 生	申 告	被害	収穫開始	見 込	分 割	分割												
地名	分	分	種	面	本	種類	年月日	収 穫 量	割 合	予 定	収 穫 量	減 収 量	事 由												
地番				積	数					年月日④		kg	kg		日	本	本	本	調査	調査					
	類	群		年	a	本	年月日	kg	%	年月日	kg	kg							調査	調査					
調査階層区分(A・B・Cの別)																									
階層区分別の調査標本数(n)																									
調 査 標 本 番 号																									
主枝別 の着果 枝(群) 数	第 1 主 枝					本(群)																			
	第 n 主 枝																								
	合 計 ②																								
主枝別 の調査 標 本 (着果 枝・着 等)の 果実数 及び調 整果実 数	第1主枝	果 実 数				粒																			
		うち調整果実数				粒																			
	第n主枝	果 実 数																							
		うち調整果実数																							
	平 均	果 実 数 ③																							
		うち調整果実数④																							
	調査標本 の果実数	果実数⑤=②×③																							
		うち調整果実数⑥=②×④																							
秤 量 調 査 の 場 合										尺 度 適 用 調 査 の 場 合															
果 実 重 の 調 査			階層区分 をしない 場合		階層区分をした場合			標準果実番号												平 均 果実重	日数差 に応じ た果実 重肥大 推定指 数	修正平 均果実 重			
					A階層	B階層	C階層	1	2	3	4	5	6	7	8	9	n	計							
	調査果実数⑦		粒					横径		階層 区分	A											⑫粒			
	総 重 量 ⑧		g					縦径		階層 区分	A														
	平均果実重⑨= ⑧ ⑦		g							階層 区分	B														
	日数差に応じた果実 重肥大推定指数 ⑩									階層 区分	C														
	修正平均果実重 ⑪=⑨×⑩		g							果実 重	階層 区分	A											⑬g	g	
										階層 区分	B														
										階層 区分	C														
				階層区分を しない場合		階層区分をした場合						階層区分を しない場合		階層区分をした場合			分割評価								
																	A階層	B階層	C階層	分割減収量	分割事由				
実 測 調査の 調査標 本	実 測	果 実 数 ⑬		粒					検見調 査の調 査標本	平均果実重 ⑮=Σ⑤/n		粒					kg								
		うち調整果実数 ⑭		粒						うち平均調整果実数 ⑯=Σ⑥/n															
	検 見	果 実 数 ⑰							調査標本平均果実数 ⑲=⑮×⑭		粒														
		うち調整果実数 ⑱							調査標本平均調整果実数 ⑳=⑯×⑱		粒														
実 測 修正率	果 実 数		%					調査標本平均見込収穫果実数 ㉑=⑲-⑳+㉒×調整係数( )		粒															
	⑲=⑰/⑱×100							見込収穫量 ㉓=Σ ㉑×①×(⑪又は⑫)		kg															
		うち調整果実数 ㉒=⑱/㉑×100																							

(A4判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、連合会抜取調査（様式例㊦第1号の2、同号の3、同号の4又は同号の5を使用して調査が行われる場合を除く。）を果実数調査の方法により樹体別に行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立つて組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例㊦第1号の1又は第5号の1）から必要事項を転記すること。
- 3 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 4 「現地調査の方式」欄は、例えば着果中枝調査又は着果群調査等と記入すること。
- 5 標本樹体のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。  
なお、実測調査の結果は、該当欄に（ ）書で記入すること。
- 6 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行つた場合の結果を記入すること。
- 7 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 8 果実数、調整果実数、見込収穫果実数、果実重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（ぶどう）連合会抜取調査野帳（果実数調査・区画別）

共済事故等による種別				方式								野帳枚数				枚のうち				枚							
評価				組合				階層				共済				組合員				現地調査		年 月 日		評価			
区域名				等名				区分名				番号				等氏名				年月日㊦				者印			
引 受 状 況									被 害 状 況										日数差 ①ー⑦								
樹園地の 地名地番		類  区 分		細  区 分		品 種		樹齡		引受  面積		引受  本数		災害の種類		災害発生  年月日		損害通知（定期）			組合等現地評価の結果						
																		申 告 収穫量			被害 割合	収穫開始予 定年月日㊧		見 込 収穫量		分 割 減収量	分割事由
		類		群				年		a		本				年月日		kg		%	年月日		kg		kg		日
現地調査実 測着果面積  (区画)		棚区画で行う場 合		樹園地区画数①  区画		メートル法の樹園地区画数 (②÷4㎡)  樹園地区画数 ①  区画						調 査 階 層 別 区 画 数															
												A 階 層			B 階 層			C 階 層									
												区画			区画			区画									
調査階層区分(A・B・Cの別)																											
階層区分別の調査標本数(n)																											
調 査 標 本 番 号																											
検見調査		果 房 数 ③		房																							
		うち調整果房数④		房																							
実測調査  (LMS 級別)		果房数(L級)⑤		房																							
		うち調整果房数⑥		房																							
		果房数(M級)⑦																									
		うち調整果房数⑧																									
		果房数(S級)⑨																									
		うち調整果房数⑩																									
		合 計 ⑪																									
うち調整果房数⑫																											
						階層区分をしない場合						階 層 区 分 を し た 場 合															
									A階層			B階層			C階層												
						L	M	S	L	M	S	L	M	S	L	M	S										
果実重 の調査		調 査 果 房 数 ⑬				房	房	房																			
		総 重 量 ⑭				g	g	g																			
		平均果房重⑮=⑭／⑬				g	g	g																			
		日数差に応じた果実重肥大推定指数⑯																									
		修正平均果房重⑰=⑮×⑯				g	g	g																			
実測調 査の調 査標本		実 果 房 数 ⑱						房																			
		うち調整果房数⑲						房																			
検 見		果 房 数 ⑳						房																			
		うち調整果房数㉑						房																			
実測修 正率		果房数22=⑱／㉑×100								%																	
		うち調整果房数23=⑲／21×100								%																	
配分率		果房数㉒=Σ⑤、⑦又は⑨／⑱×100				%																					
		うち調整果房数・=Σ⑥、⑧又は⑩／⑱×100				%																					
調査標本平均果房数㉓=Σ③／n×㉒×㉔						房																					
調査標本平均調整果房数㉕=Σ④／n×㉓×㉖						房																					
調査標本平均見込収穫果房数 ㉗																											

(A 4 判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、ぶどうの連合会抜取調査を果実数調査の方法により区画別に行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例[㊤]第1号の1又は第5号の1)から必要事項を転記すること。
- 3 「現地調査実測着果面積(区画)」欄は、現地調査において確認した面積(区画)を記入すること。
- 4 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。
- 5 「果実重の調査」の欄は、果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を記入すること。  
なお、果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行う場合は、別用紙により行い、その結果を「平均果房重」欄に記入すること。
- 6 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 7 果房数、調整果房数、見込収穫果房数、果房重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。修正率及び配分率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例(収)第1号の3)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(なし) 連合会抜取調査野帳(果実数調査・樹体4分の1別)

共済事故等による種別				方式				野帳枚数				枚のうち 枚											
評価	区域名	組合等名	階層区分名	共済番号	組合員等氏名	現地調査年月日⑦	年 月 日	評価者印															
引 受 状 況						被 害 状 況						日数差①-⑦											
樹園地の地名地番	類区分	細区分	品 種	樹 齢	引受面積	引受本数	災害の種類	災害発生年月日	損害通知(定期)				組合等現地評価の結果										
									申 告 収穫量	被害割合	収穫開始予定年月日④		見 込 収穫量	分 割 減収量	分割事由								
	類	群		年	a	本		年月日	kg	%	年月日	kg	kg	日									
植栽本数	本 着果樹体数		①		階層区分をした場合		現地調査の方式	検 見 実 測	調 査														
			A階層	B階層	C階層																		
	本		本	本	本	樹体4分の1調査																	
調査階層区分(A・B・Cの別)																							
階層区分別の調査標本数(n)																							
調 査 標 本 番 号																							
検 見 調 査	主枝別の着果枝(群)数	第 1 主 枝		本(群)																			
		第 n 主 枝																					
		合 計 ②																					
	主枝別の調査標本(着果枝・着果群等)の果実数及び調整果実数	第1主枝	果 実 数	粒																			
			うち調整果実数	粒																			
		第n主枝	果 実 数																				
		うち調整果実数																					
	合 計	果 実 数																					
		うち調整果実数																					
	平 均	果 実 数 ③																					
	うち調整果実数④																						
実 測 調 査	調査標本4分の1	果 実 数 ⑦	粒																				
		うち調整果実数⑧	粒																				
	調査標本の果実数	果実数⑨=4×⑦×②	粒																				
		うち調整果実数⑩=4×⑧×②	粒																				
果 実 重 の 調 査	秤 量 調 査 の 場 合				尺 度 適 用 調 査 の 場 合																		
	調査果実数⑪	粒	階層区分をしない場合			横径	階層区分	A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	n	計	平均果実重⑬=⑫/⑪	日数差に応じた果実重肥大推定指数⑭	修正平均果実重⑮=⑬×⑭	
			A階層	B階層	C階層			B										⑩粒					
				B																			
					C																		
			縦径	階層区分	A																		
					B																		
	C																						
	総 重 量 ⑫	g				果実重	階層区分	A	g									⑬g	g	g			
	平均果実重⑬=⑫/⑪	g						B															
日数差に応じた果実重肥大推定指数 ⑭					C																		
修正平均果実重 ⑮=⑬×⑭	g																						
実 測 調 査 の 調 査 標 本	実 測	果 実 数 ⑲	粒	階層区分をしない場合			検見調査の調査標本	平均果実重⑳=Σ⑲/n	粒	階層区分をしない場合			階層区分をした場合			分割評価							
		うち調整果実数㉑	粒	A階層	B階層	C階層				A階層	B階層	C階層	分割減収量	分割事由									
	検 見	果 実 数 ㉒	粒				調査標本平均果実数㉓=㉒×㉑	粒															
		うち調整果実数㉔	粒						調査標本平均調整果実数㉕=㉓×㉑	粒													
	実 測	果 実 数 ㉖=㉒/㉓×100	%				調査標本平均見込収穫果実数㉗=㉓×㉕×調整係数( )	粒															
		うち調整果実数㉘=㉔/㉕×100	%						見込収穫量㉙=Σ(㉗×㉒×(㉖又は㉘))	kg													
修正率																							

(A4判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、なしの連合会抜取調査の果実数調査に係る実測調査を調査標本4分の1調査により行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例[㊤]第1号の1又は第5号の1)から必要事項を転記すること。
- 3 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 4 「現地調査の方式」の「検見」欄は、例えば着果中枝調査又は着果主枝調査等と記入すること。
- 5 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。
- 6 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行った場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行った場合の結果を記入すること。
- 7 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 8 果実数、調整果実数、見込収穫果実数、果実重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例(収)第1号の4)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(くり)連合会抜取調査野帳(樹体別)

共済事故等による種別				方式				野帳枚数				枚のうち 枚															
評価	区域名	組合等名	階層区分名	共済番号	組合員等氏名	現地調査年月日⑦	年 月 日	評価者印																			
引 受 状 況						被 害 状 況						日数差 ①-⑦															
樹園地の地名地番	類 区 分	細 区 分	品 種	樹 齢	引受面積	引受本数	災害の種類	災害発生年月日	損害通知(定期)				組合等現地評価の結果														
	類	群		年	a	本		年月日	申告 収穫量	被害 割合	収穫開始予定年月日④		見 込 収穫量	分 割 減収量	分割事由												
								年月日	kg	%	年月日	kg	kg		日												
植栽本数	本 着きゆう樹体数		①		階層区分をした場合		現地調査の方式	検 見		調 査																	
			A階層		B階層			実 測		調 査																	
			本		本																						
			本		本																						
調査階層区分(A・B・Cの別)																											
階層区分別の調査標本数(n)																											
調 査 標 本 番 号																											
主枝別の着きゆう枝(群)数	第 1 主 枝				本(群)																						
	第 n 主 枝																										
	合 計 ②																										
主枝別の調査標本(着きゆう枝・着きゆう群)の着きゆう数	第1主枝		着きゆう数		きゆう																						
			うち調整きゆう数		きゆう																						
	第n主枝		着きゆう数																								
			うち調整きゆう数																								
	合 計		着きゆう数																								
			うち調整きゆう数																								
平均	着きゆう数③																										
	うち調整きゆう数④																										
調査標本の着きゆう数	着きゆう数⑤=②×③		きゆう																								
	うち調整きゆう数⑥=②×④		きゆう																								
調査標本の落きゆう数	落きゆう数⑦		きゆう																								
	うち調整きゆう数⑧		きゆう																								
調査標本合計	着きゆう数⑨=⑤+⑦		きゆう																								
	うち調整きゆう数⑩=⑥+⑧		きゆう																								
秤 量 調 査 の 場 合																											
果 実 重 の 調 査	階層区分をしない場合		階層区分をした場合		A階層		B階層		C階層		標本きゆう番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	n	計	平均果実重	日数差に応じた果実重肥大推定指数	修正平均果実重		
	調査きゆう数⑪		きゆう								きゆう重(いがを含む。)											⑩	⑮=⑪/⑩	⑰	⑳=⑮×⑰		
	総きゆう重⑫(いがを除く。)		g								階層区分	A															
	平均果実重⑬=⑫/⑪		g								B																
	日数差に応じた果実重肥大推定指数 ⑭										C																
	修正平均果実重 ⑮=⑬×⑭		g								果実重	階層区分	A										⑰ g	g		g	
										B																	
										C																	
尺 度 適 用 調 査 の 場 合																											
実 測		着きゆう数 ⑲		きゆう								検見調査の調査標本		平均着きゆう ⑳=Σ⑲/n		きゆう											
		うち調整きゆう数 ㉑		きゆう										うち平均調整きゆう数㉒=Σ㉑/n		きゆう											
		調査標本平均着きゆう数㉓=㉑×㉒		きゆう												きゆう											
		調査標本平均調整きゆう数㉔=㉒×㉓		きゆう												きゆう											
		調査標本平均見込収穫きゆう数		きゆう												きゆう											
		㉕=㉓-㉔+㉒×調整係数( )																									
		見込収穫量㉖=Σ(㉕×①×(㉗又は㉘))		kg												kg											
		分割減収量														分割事由											
		分割事由																									
		実 測 修正率		㉗=㉕/㉓×100																							
		うち調整きゆう数㉘=㉔/㉑×100																									

(注意)

- 1 この野帳は、くりの連合会抜取調査を行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例⑩第1号の1又は第5号の1)から必要事項を転記すること。
- 3 「着きゆう樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 4 「現地調査の方式」欄は、例えば着果中枝調査又は着果群調査等と記入すること。
- 5 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。  
なお、実測調査の結果は、該当欄に( )書で記入すること。
- 6 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行つた場合の結果を記入すること。
- 7 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 8 着きゆう数、調整きゆう数、きゆう数、見込収穫きゆう数、きゆう重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例~~収~~第 1 号の 5)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(キウイフルーツ) 連合会抜取調査野帳(果実数調査・区画別)

共済事故等による種別				方式				野帳枚数				枚のうち 枚										
評価		組合		階層		共済		組合員		現地調査	年 月 日	評価										
区域名		等名		区分名		番号		等氏名		年月日㉞		者印										
引 受 状 況								被 害 状 況								日数差 ①ー㉞						
樹園地の 地名地番	類 区 分	細 区 分	品 種	樹 齢	引受 面積	引受 本数	災害の種類	災害発生 年月日	損害通知(定期)			組合等現地評価の結果										
					a	本		年月日	申 告 収穫量	被 害 割合	収穫開始予 定年月日㉟	見 込 収穫量	分 割 減収量	分割事由								
	類	群		年		本		年月日	kg	%	年月日	kg	kg		日							
現地調査実 測着果面積 (区画)	棚区画で行う場 合		樹園地区画数① 区画		メートル法の樹園地区画数 (②÷4㎡)		調 査 階 層 別 区 画 数															
	メートル法の面 積で行う場合		面 積 ② ㎡		樹園地区画数 ① 区画		A 階 層			B 階 層			C 階 層									
調査階層区分(A・B・Cの別)																						
階層区分別の調査標本数(n)																						
調 査 標 本 番 号																						
検見調査	果 実 数 ③		粒																			
	うち調整果実数④		粒																			
実測調査	果 実 数 ⑤		粒																			
	うち調整果実数⑥		粒																			
果 実 重 の 調 査	秤 量 調 査 の 場 合				尺 度 適 用 調 査 の 場 合																	
			階層区分 をしない 場合	階層区分をした場合			標本果実番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9		n	計	平 均 果実重 ⑭= ⑬/⑫	日数差 に応じ た果実 重肥大 推定指 数 ⑮	修正平 均果実 重 ⑯= ⑭×⑮
				A階層	B階層	C階層	横径	階層 区分	A										⑫粒			
	調査果実数⑦		粒					階層 区分	B													
	総 重 量 ⑧		g					縦径	階層 区分	C												
	平均果実重⑨= ⑧/⑦		g						階層 区分	A												
	日数差に応じた果実 重肥大推定指数 ⑩								階層 区分	B												
修正平均果実重 ⑪=⑨×⑩		g						果実 重	階層 区分	C												
				階層区分を しない場合	A階層	B階層	C階層					階層区分を しない場合	A階層	B階層	C階層	分割評価		分割減収量	分割事由			
実 測 調査の 調査標 本	実 測	果 実 数 ⑰		粒				検見調 査の調 査標本	平均果実重 ⑳=Σ㉓/n		粒											
		うち調整果実数 ㉑		粒																		
	検 見	果 実 数 ⑲						調査標本平均果実数 ㉒=㉓×㉑		粒												
		うち調整果実数 ㉒						調査標本平均調整果実数 ㉔=㉒×㉑		粒												
実 測 修正率	果 実 数 ㉓=⑰/⑲×100		%					調査標本平均見込収穫果実数 ㉕=㉒-㉔+㉔×調整係数( )		粒												
	うち調整果実数 ㉔=⑱/㉒×100							見込収穫量 ㉖=Σ ㉗×①×(⑪又は⑯)		kg												

(A 4 判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、キウイフルーツの連合会抜取調査を果実数調査の方法により区画別に行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例⑩第1号の1又は第5号の1）から必要事項を転記すること。
- 3 「現地調査実測着果面積（区画）」欄は、現地調査において確認した面積（区画）を記入すること。
- 4 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。
- 5 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行つた場合の結果を記入すること。
- 6 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 7 果実数、調整果実数、見込収穫果実数、果実重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（樹種名 ） 連合会抜取調査野帳（着果数調査・樹体別）

共済事故等による種別						方式							野帳枚数								枚のうち						
評価 区域名		組合 等名		階層 区分名		共済 番号		組合同員 等氏名		現地調査 年月日⑦		年　月　日		評価者印													
引受状況						被害状況									植栽		着果		現地調査の方式								
樹園地の地名地番	類区分	細区分	品種	樹齢	引受面積	引受本数	災害の種類	災害発生年月日	損害通知（定期） 申告収獲量			組合等現地評価の結果 見込分割分割 収獲量減収量事由			日数差 ①－⑦	栽本数	樹体数 ①	階層区分をした場合			検見実測						
									A階層	B階層	C階層	A階層	B階層	C階層													
	類群				a	本		年月日	kg	%	年月日	kg	kg		日	本	本	本	本	本	調査	調査					
調査階層区分（A・B・Cの別）																											
階層区分別の調査標本数（n）																											
調査標本番号																											
主枝別の着果枝（群）数	第１主枝					本(株)																					
	第 n 主枝																										
	合　計　②																										
主枝別の調査標本（着果枝・着果群等）の着果数	第1主枝					粒																					
	第n主枝																										
	合　計																										
	平　均　③																										
	調査標本の着果数 ④＝②×③																										
果実重の調査	秤量調査の場合						尺度適用調査の場合																				
	調査果実数⑤					粒	階段区分をしない場合		階段区分をした場合		横径												n	計	平均果実重	日数差に応じた果実重肥大推定指数	修正平均果実重
											階段区分																
	総重量⑥					g			縦径														⑫＝⑪／⑩	⑬	⑭＝⑫×⑬		
	平均果実重⑦＝ $\frac{⑥}{⑤}$					g			階段区分																		
	日数差に応じた果実重肥大推定指数⑧								果实重																		
	修正平均果実重⑨＝⑦×⑧					g			階段区分																		
歩合調査	着果数⑮					粒					調査標本平均着果数⑳＝Σ㉔／n×㉒					粒					kg						
	⑮のうち　果実数⑯					粒					調査標本平均果実数㉑＝㉓×⑮					粒											
	うち調整果実数⑰					粒					うち調査標本平均調整果実数㉕＝㉓×⑱					粒											
	果実数歩合⑲＝⑯／⑮×100					%										粒											
	うち調整果実数歩合⑲＝⑰／⑮×100					%										粒											
実測調査の調査標本	実測着果数㉒					粒					調査標本平均見込収獲果実数㉖＝㉔－㉕＋㉗×調整係数（　）					粒											
	検見着果数㉑					粒					見込収獲量㉗＝Σ（㉔×①×（⑨又は⑭））					kg											
	実測修正率㉘＝㉒／㉑×100					%										kg											

(A 4 判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、連合会抜取調査(様式例㊦第2号の2、同号の3又は同号の4を使用して調査が行われる場合を除く。)を着果数調査の方法により樹体別に行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立つて組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例㊦第1号の1又は第5号の1)から必要事項を転記すること。
- 3 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 4 「現地調査の方式」の「検見」欄は、例えば着果中枝調査又は着果主枝調査等と記入すること。
- 5 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。  
なお、第2章第2節第3の2の(3)の果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査の調査対象の標本については◎印を付すること。実測調査の結果については該当欄に( )書、歩合調査の結果については該当欄に(( ))書で記入すること。
- 6 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行つた場合の結果を記入すること。
- 7 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 8 着果数、果実数、調整果実数、見込収穫果実数、果実重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。歩合及び修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例収第2号の2)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(ぶどう) 連合会抜取調査野帳(着果数調査・区画別)

共済事故等による種別				方式										野帳枚数		枚のうち 枚	
評価		組合		階層		共済		組合員		現地調査	年 月 日	評価					
区域名		等名		区分名		番号		等氏名		年月日⑦		者印					
引 受 状 況						被 害 状 況								日数差 ①-⑦			
樹園地の 地名地番	類 区 分	細 区 分	品 種	樹 齢	引受 面積	引受 本数	災害の種類	災害発生 年月日	損害通知(定期)			組合等現地評価の結果					
									申 告 収穫量	被害 割合	収穫開始予 定年月日④	見 込 収穫量	分 割 減収量		分割事由		
	類	群		年	a	本		年月日	kg	%	年月日	kg	kg				
現地調査実 測着果面積 (区画)	棚区画で行う場 合		樹園地区画数① 区画		メートル法の樹園地区画数 (②/4㎡)		調 査 階 層 別 区 画 数										
	メートル法の面 積で行う場合		面 積 ② ㎡		樹園地区画数 ① 区画		A 階 層			B 階 層			C 階 層				
調査階層区分(A・B・Cの別)																	
階層区分別の調査標本数(n)																	
調 査 標 本 番 号																	
検見調査果房数③				房													
実測調査 (LMS 級別)着 果数	L 級 ④		房														
	M 級 ⑤		房														
	S 級 ⑥		房														
	合 計 ⑦		房														
				階層区分をしない場合			階 層 区 分 を し た 場 合										
				L	M	S	A階層			B階層			C階層				
				L	M	S	L	M	S	L	M	S	L	M	S		
果実重 の調査	調 査 果 房 数 ⑧			房	房	房											
	総 重 量 ⑨			g	g	g											
	平均果房重⑩=⑨/⑧			g	g	g											
	日数差に応じた果実重肥大推定指数⑪																
	修正平均果房重⑫=⑩/⑪			g	g	g											
歩 合 調 査	着 果 数 ⑬			房													
	⑬の	果 房 数 ⑭		房													
	うち	うち調整果房数⑮		房													
	果房数歩合⑯=⑭/⑬×100			%													
	うち調整果房数歩合⑰=⑮/⑬×100			%													
実測調査の 調査標本	実測着果数 ⑱			房													
	検見着果数 ⑲			房													
実測修正率⑳=⑱/⑲×100				%													
着果数配分率㉑= $\frac{\Sigma ④、⑤又は⑥}{⑱} \times 100$				%													
調査標本平均果房数㉒= $\Sigma ③ / n \times ⑩ \times ㉑ / ⑮$				房													
うち調査標本平均調整果房数 ㉓= $\Sigma ③ / n \times ⑩ \times ㉑ / ⑮$				房													
調査標本平均見込収穫果房数 ㉔=㉒-㉓+㉓×調整係数( )				房													
見込収穫量㉕= $\Sigma (㉔ \times ① \times ⑫)$				kg	分 割 減 収 量			分 割 事 由									
				kg													

(A4判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、ぶどうの連合会抜取調査を着果数調査の方法により区画別に行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立つて組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例④第1号の1又は第5号の1)から必要事項を転記すること。
- 3 「現地調査実測着果面積(区画)」欄は、現地調査において確認した面積(区画)を記入すること。
- 4 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。  
なお、第2章第2節第3の2の(3)の果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査の調査対象の標本については◎印を付すること。歩合調査の結果については、該当欄に果実数は( )書、調整果実数は(( ))書で記入すること。
- 5 「果実重の調査」の欄は、果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を記入すること。  
なお、果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行う場合は、別用紙により行い、その結果を「平均果房重」欄に記入すること。
- 6 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 7 果房数、調整果房数、見込収穫果房数、果房重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。歩合、修正率及び配分率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例(収)第2号の3)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(なし) 連合会抜取調査野帳(着果数調査・樹体4分の1別)

共済事故等による種別				方式				野帳枚数				枚のうち 枚									
評価		組合		階層		共済		組合員		現地調査	年 月 日	評価									
区域名		等名		区分名		番号		等氏名		年月日⑦		者印									
引 受 状 況							被 害 状 況							日数差 ①-⑦							
樹園地の 地名地番	類 区 分	細 区 分	品 種	樹齡	引受 面積	引受 本数	災害の種類	災害発生 年月日	損害通知(定期)			組合等現地評価の結果									
	類	群		年	a	本		年月日	申 告 収穫量	被害 割合	収穫開始予 定年月日④	見 込 収穫量	分 割 減収量		分割事由						
									kg	%	年月日	kg	kg		日						
植栽本数	本	着果樹体数					現地調査の方式	検 見 実 測	調 査 樹 体 4 分 の 1 調 査												
		①	階層区分をした場合																		
			A階層	B階層	C階層																
			本	本	本	本															
調査階層区分(A・B・Cの別)																					
階層区分別の調査標本数(n)																					
調 査 標 本 番 号																					
検 見 調 査	主枝別の着 果枝(群) 数	第 1 主 枝				本(群)															
		第 n 主 枝																			
		合 計 ②																			
		第1主枝				粒															
	主枝別の調 査標本(着 果枝・着果 群等)の着 果数	第n主枝																			
		合 計																			
		平 均 ③																			
		調査標本の着果数				粒															
	④=②×③																				
	実測	樹体4分の1の着果数⑤				粒															
調査	調査標本の着果数⑥=4×⑤×②				粒																
果 実 重 の 調 査	秤 量 調 査 の 場 合					尺 度 適 用 調 査 の 場 合															
	調査果実数⑦	階層区分 をしない 場合	階層区分をした場合			標本果実番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	n	計	平 均 果実重	日数差 に応じ た果実 重肥大 推定指 数	修正平 均果実 重	
			A階層	B階層	C階層		横径	階層 区分	A												⑫粒
									B												
									C												
	総 重 量 ⑧	g				縦径	階層 区分	A									⑭= ⑬/⑫	⑮	⑯= ⑭×⑮		
	平均果実重⑨= ⑧/⑦	g						B													
				C																	
	日数差に応じた果実 重肥大推定指数 ⑩					果実 重	階層 区分	A									⑬g	g	g		
	修正平均果実重 ⑪=⑨×⑩	g						B													
			C																		
					階層区分を しない場合	階層区分をした場合			階層区分を しない場合			階層区分をした場合			分割評価						
					A階層	B階層	C階層							分割減収量		分割事由					
歩 合 調 査	着 果 数 ⑰				粒				調査標本平均着果数 ⑮=Σ④/n×⑭				粒				kg				
	⑰の うち	果実数⑱			粒				調査標本平均果実数 ⑯=⑮×⑭				粒								
		うち調整果実数⑲			粒				うち調査標本平均調整果 実数 ⑰=⑮×⑱				粒								
	果実数歩合 ⑳=⑱/⑰×100				%																
実測調 査の調 査標本	うち調整果実数歩合 ㉑=⑲/⑰×100				%																
	実測着果数㉒				粒				調査標本平均見込収穫果実 数 ㉓=⑮-⑰+㉑×調整 係数( )				粒								
	検見着果数㉓				粒																
	実測修正率 ㉔=㉒/㉓×100				%				見込収穫量 ㉕=Σ(㉓× ①×(⑪又は⑯))				kg								

(A4判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、なしの連合会抜取調査の着果数調査に係る実測調査を調査標本4分の1調査により行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例~~⑩~~第1号の1又は第5号の1）から必要事項を転記すること。
- 3 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 4 「現地調査の方式」の「検見」欄は、例えば着果中枝調査又は着果主枝調査等と記入すること。
- 5 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。  
なお、第2章第2節第3の2の（3）の果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査の調査対象の標本については◎印を付すること。歩合調査の結果については、該当欄に果実数は（ ）書、調整果実数は(( ))書で記入すること。
- 6 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行つた場合の結果を記入すること。
- 7 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 8 着果数、果実数、調整果実数、見込収穫果実数、果実重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。歩合及び修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例第2号の4)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（キウイフルーツ）連合会抜取調査野帳（着果数調査・区画別）

共済事故等による種別				方式				野帳枚数				枚のうち 枚														
評価		組合		階層		共済		組合員		現地調査	年 月 日	評価														
区域名		等名		区分名		番号		等氏名		年月日⑦		者印														
引 受 状 況							被 害 状 況							日数差 ④－⑦												
樹園地の 地名地番	類 区 分	細 区 分	品 種	樹 齢	引受 面積	引受 本数	災害の種類	災害発生 年月日	損害通知（定期）			組合等現地評価の結果														
									申 告 収穫量	被害 割合	収穫開始予 定年月日④	見 込 収穫量	分 割 減収量		分割事由											
	類	群		年	a	本		年月日	kg	%	年月日	kg	kg		日											
現地調査実 測着果面積  (区画)	棚区画で行う場 合		樹園地区画数①  区画		メートル法の樹園地区画数 (②÷4㎡)		調 査 階 層 別 区 画 数																			
	メートル法の面 積で行う場合		面 積 ②  ㎡		樹園地区画数  区画		A 階 層			B 階 層			C 階 層													
調査階層区分（A・B・Cの別）																										
階層区分別の調査標本数（n）																										
調 査 標 本 番 号																										
検見調査着果数③				粒																						
実測調査着果数④				粒																						
果 実 重 の 調 査	秤 量 調 査 の 場 合						尺 度 適 用 調 査 の 場 合																			
	調査果実数⑤	粒	階層区分 をしない 場合	階層区分をした場合			標本果実番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	n	計	平 均 果実重  ⑫＝ ⑪／⑩	日数差 に応じ た果実 重肥大 推定指 数  ⑬	修正平 均果実 重  ⑭＝ ⑫×⑬					
				A階層	B階層	C階層		横径	階層 区分	A												⑩粒				
				B																						
				C																						
				総 重 量 ⑥	g					縦径	階層 区分	A														
				平均果実重⑦＝ ⑥／ ⑤	g							B														
	日数差に応じた果実 重肥大推定指数 ⑧					C																				
	修正平均果実重 ⑨＝⑦×⑧	g				果実 重	階層 区分	A									⑪ g			g						
								B																		
					C																					
階層区分を しない場合		階層区分をした場合		階層区分を しない場合														階層区分をした場合								
A階層		B階層		C階層		A階層		B階層		C階層		A階層		B階層		C階層										
歩 合 調 査	着 果 数 ⑮		粒								調査標本平均着果数⑲＝Σ④／n×⑫②		粒													
	⑮の うち	果実数⑯	粒								調査標本平均果実数⑳＝⑲×⑮		粒													
		うち調整果実数⑰	粒								うち調査標本平均調整果実数 ㉑＝⑲×⑮		粒													
	果実数歩合 ⑳＝⑯／⑮×100		%								調査標本平均見込収穫果実数 ㉒＝⑲－㉑＋㉑×調整係数（ ）		粒													
	うち調整果実数歩合 ㉓＝⑰／⑮×100		%								見込収穫量㉔＝Σ（㉒×①×（⑨又は⑭））		kg													
実測調 査の調 査標本	実測着果数㉕		粒								分 割 減 収 量						kg									
	検見着果数㉖		粒								分 割 事 由															
	実測修正率 ㉗＝㉕／㉖×100		%																							

（A4判 縦）

(注意)

- 1 この野帳は、キウイフルーツの連合会抜取調査を着果数調査の方法により区画別に行う場合に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立つて組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例~~㊦~~第1号の1又は第5号の1）から必要事項を転記すること。
- 3 「現地調査実測着果面積（区画）」欄は、現地調査において確認した面積（区画）を記入すること。
- 4 調査標本のうち実測調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。  
なお、第2章第2節第3の2の（3）の果実数歩合調査及び調整果実数歩合調査の調査対象の標本については◎印を付すること。歩合調査の結果については、該当欄に果実数は（ ）書、調整果実数は〔 〕書で記入すること。
- 5 「果実重の調査」の「秤量調査の場合」欄は果実重の調査を秤量の方法により行つた場合の結果を、「尺度適用調査の場合」欄は果実重の調査を果実重推定尺度を適用して行つた場合の結果を記入すること。
- 6 「日数差に応じた果実重肥大推定指数」欄は、「日数差」欄の日数を別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により算定した指数に適用して得た指数を記入すること。
- 7 着果数、果実数、調整果実数、見込収穫果実数、果実重及び見込収穫量は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。歩合及び修正率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例㊦第3号の1)  
平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式(樹種名 ) 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書(その1)  
枚のうち 枚

県(都道府)農業共済組合連合会

共済事故等 による種別		方式		類区分	類	評 価 地区名		組合等名		階層区分名		組合等当初評価高の 面積又は樹園地数	a (園地)
組合等 の評価 地区名	組合員等 氏名	抜取調査対 象樹園地の 地名地番	引受面積	基準収穫量	組合等当初評価高				連合会抜取調査の結果				
				①	見込収穫量 ②	分割減収量 ③	実収穫量 ④＝②＋③	減収量 ①－④	見込収穫量 ⑤	分割減収量 ⑥	実収穫量 ⑦＝⑤＋⑥	減収量 ①－⑦	
			a	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
合 計				Σ ①	Σ ②		Σ ④		Σ ⑤		Σ ⑦		

組合等当初評価高		連合会抜取調査の結果		見込収穫量修正率⑫=Σ⑤/Σ②×100	見回り調査により調整する場合		決定見込収穫量修正率⑭=⑫×⑬
総減収量⑧=Σ①-Σ④	平均減収率⑨=⑧/Σ①×100	総減収量⑩=Σ①-Σ⑦	平均減収率⑪=⑩/Σ①×100		組合等の、半相殺方式にあつては3割、樹園地単位方式にあつては4割を超える損害があつた全組合員等の被害樹園地の引受面積合計	調整率⑬	
kg	%	kg	%	%	a	%	%

3部(控、都道府県、農林水産省) (A4判 横)

- (注意)
- この報告書は、「連合会当初評価高報告書」(損害評価要綱様式㊦第14号の1又は同号の5)に添付し、農林水産省に提出すること。
  - この表は、「連合会抜取調査野帳」(様式例㊦第1号の1、同号の2、同号の3、同号の4、同号の5、第2号の1、同号の2、同号の3又は同号の4)から共済事故等による種別ごと、類区分ごと及び抜取調査対象樹園地ごとに取りまとめて記入すること。
  - 「組合等当初評価高の面積又は樹園地数」欄は、半相殺方式にあつては組合等当初評価高による3割超過の、樹園地単位方式にあつては組合等当初評価高による4割超過の被害面積又はその樹園地数を記入すること。この場合、収穫皆無樹園地を除くこと。
  - 「引受面積」欄、「基準収穫量」欄及び「組合等当初評価高」欄は、組合等から提出された資料から転記し、算定すること。
  - 減収率、修正率及び調整率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例㊦第3号の2)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式 (樹種名 )  
連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書 (その2)  
枚のうち 枚

県 (都道府) 農業共済組合連合会

共済事故等 による種別	方式	類区 分	類	評 価 区域名	組 合 等名
階層区分名	階層区分別の組合等当初評価 高の面積又は樹園地数 ①			修 正 率 ②	左の加重値 ③ = ① × ②
	a (園地)			%	
合 計	Σ ①			④ = Σ ③ / Σ ① × 100	Σ ③

3 部 (控、都道府県、農林水産省)

(A 4 判 縦)

(注意)

- この報告書は、「連合会当初評価高報告書」(損害評価要綱様式㊦第14号の1又は同号の5)に添付し、農林水産省に提出すること。
- 「半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書(その1)」(様式例㊦第3号の1)から必要事項を階層区分別に転記して組合等の修正率を計算すること。
- 「左の加重値」欄及び「④」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 損害評価要綱第3章第3節第1の1の(1)のイの(ア)の㊦のただし書により階層別の区分を行わない組合等については、本表を作成する必要はない。

(様式例収第 4 号の 1)

平成 年産 収穫共済 半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式(樹種名 ) 連合会抜取調査野帳(損傷歩合調査)

共済事故等による種別		方式						野帳枚数		枚のうち 枚										
評価		組合		階層		共済		組合員												
区域名		等名		区分名		番号		等氏名												
引 受 状 況																				
類区分	樹園地の地名地番			細区分	品 種		樹 齢	引受面積	引受本数											
類				群			年	a	本											
被 害 状 況																				
事故発生通知						組合等現地評価の結果														
災害の種類	災害発生年月日	災害発生回数	減収歩合	減収歩合	分割減収量	分割事由														
	年 月 日	回	%	%	kg															
植栽本数	本	着果樹体数				評 価 年月日	年 月 日	評 価 者印												
		階層区分をした場合																		
		A階層	B階層	C階層																
		本	本	本	本															
調査階層区分(A・B・Cの別)	調査標本番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	…	n	合計	平均	減収歩合
階層	調査部位																			%
	花そう等総数①																			
	うち損傷数②																			
	損傷歩合③=②/①×100	%																		
	調査部位																	合計	平均	減収歩合
	花そう等総数①																			%
	うち損傷数②																			
	損傷歩合③=②/①×100	%																		
	調査部位																	合計	平均	減収歩合
	花そう等総数①																			%
	うち損傷数②																			
	損傷歩合③=②/①×100	%																		
分割減収歩合 (分割減収量)	% (kg)	分割事由															平均減収歩合 (加重値)	%		

(A 4 判 縦)

(注意)

- この野帳は、発芽（開花）期から摘果終了時前までに発生したすべての災害について行う損傷歩合調査に使用すること。
- 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例収第 1 号の 2 又は同号の 2 の（1））から必要事項を転記すること。
- 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 「花そう等総数」欄は、調査部位の全花（果）そう数又は全花（果・房）数を記入するものとする。なお、落花（果）そう又は落花（果・房）があるときは、当該落花（果）そう又は落花（果・房）を含めること。「うち損傷数」欄は、枯死又は落花（果）（花（果）そうの場合は花（果）そう内の全花（果）が枯死又は落花（果））した数を記入すること。
- 「減収歩合」欄は、「損傷歩合の平均」を別表 7 の減収推定尺度に適用して記入すること。
- 「平均減収歩合（加重値）」欄は、各階層ごとの着果樹体数を重みとし、各階層ごとの減収歩合を加重平均して得た数値を記入すること。
- 損傷歩合は、小数点以下第 1 位を四捨五入して整数位まで記入すること。

(様式例第 4 号の 2)

平成 年産 収穫共済 半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 (樹種名 ) 連合会抜取調査野帳 (落果数調査)

共済事故等による種別		方式					野帳枚数		枚のうち枚				
評価 区域名		組合 等名		階層 区分名		共済 番号		組合員 等氏名					
引 受 状 況													
類区分	樹園地の地名地番		細区分	品 種		樹 齢	引受面積		引受本数				
類			群			年	a		本				
被 害 状 況													
事故発生通知					組合等現地評価の結果								
共済事故の種類	共済事故発生年月日	共済事故発生回数	見込減収量	見込減収量	分割減収量	分割事由							
	年 月 日	回	kg	kg	kg								
植栽本数	本	着果樹体数				評 価 年月日	年 月 日	評 価 者印					
		①											
		階層区分をした場合											
		A階層	B階層	C階層									
	本	本	本	本									
調査階層区分(A・B・Cの別)		調査標本・集積か所番号		1	2	3	4	5	…	n	計	平 均	
階層		1 樹 (区画・集積か所) の落果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	落果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100\%$
			落果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100\%$
		総落果数⑨=⑥×①					落果被害果実数⑩=⑨×⑦				落果調整果実数⑪=⑨×⑧		
				粒			粒				粒		
		1 樹 (区画・集積か所) の落果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	落果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100\%$
			落果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100\%$
		総落果数⑨=⑥×①					落果被害果実数⑩=⑨×⑦				落果調整果実数⑪=⑨×⑧		
				粒			粒				粒		
		1 樹 (区画・集積か所) の落果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	落果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100\%$
			落果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100\%$
		総落果数⑨=⑥×①					落果被害果実数⑩=⑨×⑦				落果調整果実数⑪=⑨×⑧		
				粒			粒				粒		
計		総 落 果 数			落果被害果実数				落果調整果実数				
		Σ ⑨		粒	Σ ⑩		粒	Σ ⑪		粒			
分割減収果数(分割減収量)		分 割 事 由											
粒(kg)													

(A 4 判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、摘果終了時後から収穫期前までに発生した共済事故について行う落果数調査及び落果集積か所別調査に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立って組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例第 1 号の 2 又は同号の 2 の (2)) から必要事項を転記すること。
- 3 「共済事故発生回数」欄は、摘果終了時後からの発生回数を記入すること。
- 4 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 5 「1 樹 (区画・集積か所) の落果数」の「計」欄の ( ) 内は、歩合調査に係る調査標本の落果数を記入すること。  
なお、調査標本のうち歩合調査の対象となる調査標本については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。
- 6 「総落果数」、「落果被害果実数」及び「落果調整果実数」欄は、落果集積か所別調査を行った場合には、「1 樹 (区画・集積か所) の落果数」の「計」欄から転記すること。
- 7 果実数は、小数点以下第 1 位を四捨五入して整数位まで記入すること。歩合は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで記入すること。

(様式例④第4号の3)

平成 年産 収穫共済 半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 (樹種名 ) 連合会抜取調査野帳 (着果数調査)

共済事故等による種別		方式					野帳枚数		枚のうち 枚				
評価 区域名		組合 等名		階層 区分名		共済 番号		組合員 等氏名					
引 受 状 況													
類区分	樹園地の地名地番		細区分	品 種		樹 齢		引受面積	引受本数				
類			群			年		a	本				
植栽本数	本	着果樹体数			評 価 年月日	年 月 日	評価 者印						
		①	階層区分をした場合										
		A階層	B階層	C階層									
		本	本	本									
調査階層区分(A・B・Cの別)		調査標本番号		1	2	3	4	5	…	n	計	平 均	
階層		1 樹 (区画) の着果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	着果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100$ %
			着果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100$ %
		総着果数⑨=⑥×①			着果被害果実数⑩=⑨×⑦			着果調整果実数⑪=⑨×⑧					
		粒			粒			粒					
		1 樹 (区画) の着果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	着果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100$ %
			着果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100$ %
		総着果数⑨=⑥×①			着果被害果実数⑩=⑨×⑦			着果調整果実数⑪=⑨×⑧					
		粒			粒			粒					
		1 樹 (区画) の着果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	着果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100$ %
			着果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100$ %
		総着果数⑨=⑥×①			着果被害果実数⑩=⑨×⑦			着果調整果実数⑪=⑨×⑧					
		粒			粒			粒					
計		1 樹 (区画) の着果数		粒							② (③ 粒)	⑥	
		歩合 調査	着果被害果実数		粒							④	$\textcircled{7}=\textcircled{4}/\textcircled{3}\times100$ %
			着果調整果実数		粒							⑤	$\textcircled{8}=\textcircled{5}/\textcircled{3}\times100$ %
		総着果数⑨=⑥×①			着果被害果実数⑩=⑨×⑦			着果調整果実数⑪=⑨×⑧					
		粒			粒			粒					
総 着 果 数		着果被害果実数			着果調整果実数								
Σ ⑨		Σ ⑩			Σ ⑪								
分割減収果数(分割減収量)		分 割 事 由							調査標本平均着果数(加重値)				
粒(kg)									粒				

(A4判 縦)

(注意)

- 1 この野帳は、摘果終了時に行う着果数調査及び適正着果数調査並びに収穫期に行う着果数調査に使用すること。
- 2 評価者は、調査に先立つて組合等の「損害評価野帳」(損害評価要綱様式例④第1号の2又は5号の2)から必要事項を転記すること。
- 3 「着果樹体数」欄は、現地調査において確認した実際に着果している樹体の数を記入すること。
- 4 「1 樹 (区画) の着果数」の「計」欄の ( ) 内は、歩合調査に係る調査標本の着果数を記入すること。  
なお、調査標本のうち歩合調査の対象となる調査標本樹体については、「調査標本番号」欄の番号に○印を付すること。
- 5 「歩合調査」欄は、収穫期に行う着果被害果数歩合調査及び着果調整果数歩合調査の結果を記入すること。
- 6 「調査標本平均着果数 (加重値)」欄は、各階層ごとの着果樹体数を重みとし、各階層ごとの平均着果数を加重平均して得た数値を記入すること。
- 7 果数は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。歩合は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例⑩第4号の4)

平成 年産 収穫共済 半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式(樹種名 ) 連合会抜取調査野帳取りまとめ表

共済事故等による種別			方式			評価区域名		組合等名		共済番号		組合員等氏名																									
引 受 状 況								植栽本数		着果樹本数		平均果実重		組合等当初評価高																							
類区分		樹園地の地名地番		細区分		品 種		樹 齢		引受面積		引受本数		組合等当初評価高																							
類				群				年		a		本		組合等当初評価高																							
発 芽 (開 花) ~ 摘 果 終 了 時 以 前								摘 果 終 了 時 後 ~ 収 穫 期																													
災害発 生回数		災害 の種 類		災害発 生年月 日		減収歩合		実減収歩合		摘果終 了時の 総着果 数 ②		摘果終了時の標 本樹(区画)平均 適正着 果数③		着果数 ④		総減収果 実数⑤= ②×(③/ ④-1)		減収果 実数 ⑥= ⑤×(c)		共済事 故発生 回数		共済 事故 の種 類		共済事 故発生 年月日		落果数調査			着果数調査								
第1回				年月日		① %		②=① %		粒		粒		粒		粒		粒		第1回				年月日		粒		粒		粒		粒		粒			
第2回						③		④= (100-③) ×②												第2回																	
第n回																				第n回																	
計				総減収歩合 (A)				%														計															
				共済事故による 減収歩合 (B)				%																													
				比 率(C)= (B) / (A) ×100				%																													
特定共済被害 果指数⑬		特定共済調整 果指数⑭		消失着果被害果 実数⑮=⑪×⑬		消失着果調整果 実数⑯=⑫×⑭		調整係数 ⑰		消失減収果実数 ⑱=⑮+⑯×(1-⑰)		落果減収果実数⑲ =⑮⑧+⑮⑨×(1-⑰)		着果減収果実数 ⑳=⑪+⑫×(1-⑰)		見込減収果実数 ㉑=⑥+⑱+⑲+㉒		見込減収量 ㉒=㉑×①		分 割 減収量																	
				粒		粒				粒		粒		粒		粒		kg		kg																	

(A 4 判 横)

(注意)

- この取りまとめ表は、「連合会抜取調査野帳」(様式例⑩第4号の1、同号の2の及び同号の3)から転記し、取りまとめること。
- 「平均果実重」欄は、「特定危険方式基準収穫量設定経過表」(損害評価要綱様式例⑩第2号の2)から転記すること。
- 「総減収果実数」欄の数値がマイナスとなる場合は、0と記入すること。
- 摘果終了時に着果がまったくみられなかった場合の総減収果実数は、損害評価要綱第2章第1の2の(1)の着果数を記入すること。
- 「特定共済被害果指数」及び「特定共済調整果指数」欄は、付録「特定共済損害評価基準モデル園地設定事業」から算定して得た指数を記入すること。
- 果実数は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。

(様式例㉒第5号の1)

平成 年産 収穫共済 半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式(樹種名 ) 連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書(その1)

枚のうち 枚

県(都道府)農業共済組合連合会

共済事故等 による種別	方式	類区分	類	評 価 区域名		組合等名		階層区分名		組合等当初評価高の 面積又は樹園地数	a (園地)
組合等 の評価 地区名	組合員等氏名	抜取調査対 象樹園地の 地名地番	引受面積	基準収穫量 ①	組合等当初評価高			連合会抜取調査の結果			
					見込減収量 ②	分割減収量 ③	実減収量 ④＝②－③	見込減収量 ⑤	分割減収量 ⑥	実減収量 ⑦＝⑤－⑥	
			a	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
合 計				Σ ①	Σ ②		Σ ④	Σ ⑤		Σ ⑦	

平均減収率		見込減収量修正率 ⑩＝Σ⑤/Σ② ×100	見回り調査により調整する場合		決定見込減収 量修正率 ⑫＝⑩×⑪
組合等当初評価高 ⑧＝④/Σ①×100	連合会抜取調査の結果 ⑨＝⑦/Σ①×100		組合等の、半相殺方式にあつては2割、樹園地単位方式にあつては3割を超える損害があつた全組合員等の被害樹園地の引受面積合計	調整率 ⑪	
%	%	%	a	%	%

3部(控、都道府県、農林水産省) (A4判 横)

- (注意)
- この報告書は、「連合会当初評価高報告書」(損害評価要綱様式㉒第14号の2又は同号の6)に添付し、農林水産省に提出すること。
  - この表は、特定危険方式について、共済事故等による種別ごと、類区分ごと及び抜取調査対象樹園地ごとに取りまとめて記入すること。
  - 「組合等当初評価高の面積又は樹園地数」欄は、半相殺方式にあつては組合等当初評価高による2割超過の、樹園地単位方式にあつては組合等当初評価高による3割超過の被害面積又はその樹園地数を記入すること。この場合、収穫皆無樹園地を除くこと。
  - 「引受面積」欄、「基準収穫量」欄及び「組合等当初評価高」欄は、組合等から提出された資料から転記し、算定すること。
  - 減収率、修正率及び調整率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例㊦第5号の2)

平成 年産 収穫共済 半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式 (樹種名 )  
連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書 (その2)  
枚のうち 枚

県 (都道府) 農業共済組合連合会

共済事故等 による種別	方式	類区 分	類	評 価 区域名	組 合 等名
階層区分名	階層区分別の組合等当初評価 高の面積又は樹園地数 ①			修 正 率 ②	左の加重値 ③ = ① × ②
	a (園地)			%	
合 計	Σ ①			④ = Σ ③ / Σ ① × 100	Σ ③

3 部 (控、都道府県、農林水産省)

(A 4 判 縦)

(注意)

- この報告書は、「連合会当初評価高報告書」(損害評価要綱様式㊦第14号の2又は同号の6)に添付し、農林水産省に提出すること。
- 「半相殺特定危険方式・樹園地特定危険方式連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書(その1)」(様式例㊦第5号の1)から必要事項を階層区分別に転記して組合等の修正率を計算すること。
- 「左の加重値」欄及び「④」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 損害評価要綱第3章第3節第1の1の(2)のイの(ア)の④のただし書により階層区分を行わない組合等については、本表を作成する必要はない。

(様式例第6号の1)

平成 年産 収穫共済 全相殺方式・災害収入共済方式（樹種名 ）連合会全相殺等樹園地抜取調査野帳

												野帳 枚数	枚のうち 枚					
評 価 区域名			組合 等名			評 価 地区名			共済 番号			組合員等 氏 名			評 価 年月日	年月日	評価 者印	
類区分	類	災害の 種 類			災害発生 年 月 日	年月日	災害の 状 況											
引 受 状 況								配分基準収穫量	分 割 割 合					分割減収量				
樹園地の 地名地番	細区分	品 種	樹 齢	引受面積	引受本数	基準収穫量 ①	②	園地の 状 況	肥培管理 状 況	防除管理 状 況		合 計 ③	④=②×③					
	群		年	a	本	kg	kg						kg					
	計（加重平均）																	
	計（加重平均）																	
合計（加重平均）																		

(A 4 判 横)

(注意)

- この野帳は、全相殺方式及び災害収入共済方式について行う連合会全相殺等樹園地抜取調査に用いること。
- 評価者は、調査に先立って「全相殺等樹園地調査野帳」（損害評価要綱様式例第5号の3）から必要事項を転記すること。
- 「分割割合」の「加重平均」欄は、各細区分ごとの配分基準収穫量を重みとし、各細区分ごとの分割割合を加重平均して得た数値を記入すること。

(様式例㊦第 6 号の 2)

平成 年産 収穫共済 全相殺方式・災害収入共済方式（樹種名 ）連合会全相殺等樹園地抜取調査野帳取りまとめ表

類区分	類											評価区域名		組合等名		
組合等の 評価地区名	組合員等氏名	引受面積	基準収穫量	全相殺等樹園地（抜取）調査の結果					分 割	連合会全相殺等樹園地抜取調査の結果					備 考	
				分 割 割 合				減収量		分 割 割 合				分 割		
				園地の 状 況	肥培管 理状況	防除管 理状況			合 計	園地の 状 況	肥培管 理状況	防除管 理状況				合 計
		a	kg						kg						kg	
合 計 (加重平均)									㉠						㉡	㉡/㉠×100%

(A 4 判 横)

(注意)

- 1 「引受面積」欄、「基準収穫量」欄及び「全相殺等樹園地（抜取）調査の結果」欄は、「全相殺等樹園地調査野帳」（損害評価要綱様式例㊦第 5 号の 3）から、「連合会全相殺等樹園地抜取調査の結果」欄は、「連合会全相殺等樹園地抜取調査野帳」（様式例㊦第 6 号の 1）から転記すること。
- 2 「㉡／㉠×100」欄は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで記入すること。

(様式例[㊤]第 7 号)

平成 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式・樹園地減収総合方式（樹種名 ）基準収穫量設定指数適用状況調査野帳

														野帳枚数	枚のうち 枚				
類区分	類						評価区域名		組合等名		評価年月日	年 月 日	評価者印						
組合等の評価 地区名	組合員 等氏名	樹園地 の地名 地番	細 区 分	品 種	樹 齢	引受 面積	組合等適用指数				連合会抜取調査の結果				損害評価実績				
							園地条 件指数 ①	肥培管 理指数 ②	隔年結 果指数 ③	指数の 相乗値 ④=①×②×③	園地条 件指数 ⑤	肥培管 理指数 ⑥	隔年結 果指数 ⑦	指数の 相乗値 ⑧=⑤×⑥×⑦	年	年	年	年	年
			群		年	a									kg (%)	kg (%)	kg (%)	kg (%)	kg (%)
			~~~~~																
			計																
~~~~~							~~~~~				~~~~~				~~~~~				
			計																
			計																
合 計									Σ ④				$\frac{\Sigma ⑧}{\Sigma ⑧ / \Sigma ④} \times 100\%$						

(A 4 判 横)

(注意)

- この野帳は、半相殺減収総合方式及び樹園地減収総合方式について行う基準収穫量設定指数適用状況調査に用いること。
- 「品種」欄、「樹齢」欄、「引受面積」欄、「組合等適用指数」欄及び「損害評価実績」欄は、「基準収穫量設定経過表」（損害評価要綱様式例[㊤]第 2 号の 1）から転記すること。

(様式例収第 8 号の 1)

平成 年産 収穫共済 全相殺減収総合方式（樹種名 ）連合会出荷数量抜取調査野帳

評価区域名				組合等名				共済番号				組合員等氏名			
引 受 状 況					出荷先機関名		評価年月日		評価者印						
類区分	細区分	引受面積	引受本数	樹 齢											
類	群	a	本	年			年月日								
組合等の出荷数量調査の結果							連合会出荷数量抜取調査								
出荷量等				贈答用 等 の 数 量	貯蔵中 の減耗 数 量	出荷月日別出荷量等				贈答用 等 の 数 量	貯蔵中 の減耗 数 量				
出荷期間	出荷伝 票枚数	出荷量				出荷月日	出荷伝 票枚数	出荷量	仕向の 区 分						
月 日～月 日	枚	kg		kg	kg	月 日	枚	kg		kg	kg				
		(内訳)													
		生食仕向数量													
		kg													
		加工仕向数量													
		kg													
		その他仕向数量													
		kg													
						合 計									
						(内訳)生食仕向数量				kg					
						加工仕向数量				kg					
						その他仕向数量				kg					

(A 4 判 縦)

(注意)

評価者は、連合会出荷数量抜取調査に先立つて、組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例収第 1 号の 3）から必要事項を転記すること。

(様式例[㊤]第 8 号の 2)

平成 年産 収獲共済 全相殺品質方式（樹種名 ）連合会出荷数量抜取調査野帳

評価区域名				組合等名				共済番号				組合員等氏名			
引 受 状 況						出荷先機関名		評価年月日		評価者印					
類区分	細区分	引受面積	引受本数	樹 齢											
類	群	a	本	年			年月日								
組合等の出荷数量調査の結果						連合会出荷数量抜取調査									
出荷量等				贈答用 等 の 数 量	貯蔵中 の減耗 数 量	出荷月日別出荷量等					贈答用 等 の 数 量	貯蔵中 の減耗 数 量			
出荷 期間	出荷伝 票枚数	積点又 は評点	出荷量			出荷 月日	出荷伝 票枚数	積点又 は評点	出荷量	仕向の 区 分					
月～ 月	枚		kg	kg	kg	月日	枚		kg		kg	kg			
			(内訳) 生食仕向数量 kg 加工仕向数量 kg その他仕向数量 kg												
					合計										
					(内訳)生食仕向数量 kg										
					加工仕向数量 kg										
					その他仕向数量 kg										

(A 4 判 縦)

(注意)

評価者は、連合会出荷数量抜取調査に先立つて、組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例[㊤]第 1 号の 3）から必要事項を転記すること。

(様式例[㊦]第 8 号の 3)

平成 年産 収穫共済 災害収入共済方式（樹種名 ） 連合会出荷数量抜取調査野帳

評価区域名				組合等名				共済番号				組合員等氏名			
引 受 状 況						出荷先機関名		評価年月日		評価者印					
引受面積		引受本数		樹 齢											
a		本		年				年月日							
組合等の出荷数量調査の結果								連合会出荷数量抜取調査							
出荷量等				贈答用 等 の 数 量	貯蔵中 の減耗 数 量	出荷月日別出荷量等					贈答用 等 の 数 量	貯蔵中 の減耗 数 量			
出荷 期間	出荷伝 票枚数	出荷量	出荷 金額			出荷 月日	出荷伝 票枚数	出荷量	仕向の 区 分	出荷 金額					
月～ 月	枚	kg	円	kg	kg	月日	枚	kg		円	kg	kg			
		(内訳)													
		生食仕向数量													
		kg													
		加工仕向数量													
		kg													
		その他仕向数量													
		kg													

(A 4 判 縦)

(注意)

評価者は、連合会出荷数量抜取調査に先立つて、組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例[㊦]第 1 号の 4）から必要事項を転記すること。

(様式例(樹)第 1 号)

平成 年度引受 樹体共済（樹種名 ）連合会抜取調査野帳

																				野帳枚数		枚のうち枚														
						評 価 区域名				組合 等名				共済 番号				組合員等 氏 名				評 価 年月日		年月日		評価 者印										
引 受 状 況						損害通知（定期報告）					組合等現地評価の結果							連合会抜取調査の結果																		
類 区 分	樹園 地の 地名 地番	細 区 分	樹齢及び その区分		引受 面積	引受 本数	一本当 たりの 共 済 価 額 ①	災害の 種 類	災 害 発 生 年月日	被害 状況	全損 本数	分損 本数	全損 本数	分 損		合計 本数	損害 額	分割 損害 額	分割 事由	損 害 本 数 及 び 全 損 換 算 本 数 の 別	損害程度別本数（損害程度の中央値・％）							損害額 ④＝① × Σ ③	分割 損害 額	分割 事由						
			樹齢	樹齢 区分										全損本数	分損 本数						全損 換算 本数	合計 本数	損害 額	分割 損害 額	分割 事由	損 害 本 数 及 び 全 損 換 算 本 数 の 別	全損本数 （損害程度 の中央値 100%				分 損 本 数					合計
																															90% 以上 (95%)	90%未満～ 80%以上 (85%)	80%未満～ 70%以上 (75%)	70%未満～ 60%以上 (65%)	60%未満～ 50%以上 (55%)	
類		群	年		a	本	円		年月日		本	本	本	本	本	本	円	円		損害本数 ②	本	本	本	本	本	本	本	円	円							
																				全損換算 本数③＝ ②×中央値						Σ ③										
																				〃																
		計																			〃								円	円						
																					〃															
																					〃															
																				〃								円	円							
																				〃																
																				〃																
		計																			〃								円	円						
																					〃															
																					〃															
合 計																			〃																	
																			〃																	

(A 4 判 横)

(注意)

- 1 評価者は、評価に先立って組合等の「損害評価野帳」（損害評価要綱様式例(樹)第 1 号、第 2 号の 1 又は同号の 2）から必要事項を転記すること。
- 2 「全損換算本数（③＝②×中央値）」欄は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで記入すること。

(様式例~~樹~~第 2 号)

平成 年度引受 樹体共済（樹種名 ）連合会抜取調査野帳取りまとめ表・報告書  
枚のうち 枚

県（都道府）農業共済組合連合会

												評 価 区域名				組合等名			
組合等 の評価 地区名	組合員等 氏 名	引 受 状 況			組合等当初評価高							連合会抜取調査の結果							
		面 積	樹園 地数	共済価額	被害 樹園 地数	全損 本数	分 損		合計 本数	損害額	分 割 損害額	被害 樹園 地数	全損 本数	分 損		合計 本数	損害額	分 割 損害額	
							分損 本数	分損換 算本数						分損 本数	分損換 算本数				
		a	園地	円	園地	本	本	本	本	円	円	園地	本	本	本	本	円	円	
合 計				①						②	③						④	⑤	

平均損害額率		損害額修正率	見回り調査により調整する場合		決定損害額 修 正 率
組合等当初評価高	連合会抜取調査の結果		組合等の 1 割又は10万円を超える損害があつた 全組合員等の引受面積合計		
⑥= $\frac{(2)-(3)}{(1)} \times 100$	⑦= $\frac{(4)-(5)}{(1)} \times 100$	⑧= $\frac{(4)}{(2)} \times 100$	⑨	調整率 ⑩	⑪=⑧×⑩
%	%	%	a	%	%

3 部（控、都道府県、農林水産省） (A 4 判 横)

(注意)

- 1 この報告書は、「連合会当初評価高報告書」（損害評価要綱様式~~樹~~第 8 号の 1）に添付し、農林水産省に提出すること。
- 2 「連合会抜取調査野帳」（様式例~~樹~~第 1 号）から必要事項を転記して取りまとめること。
- 3 損害額率、修正率及び調整率は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで記入すること。